

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
静岡英和学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	17
基準 3 経営・管理と財務	70
基準 4 自己点検・評価	87
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A 社会連携	91
基準 B グローバル化	96
V. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

静岡英和学院大学（以下「本学」という）の設置主体である学校法人静岡英和学院の創立は、明治20(1887)年、静岡県下最古の女学校「静岡女学校」の開校に遡る。同年11月26日、カナダの婦人伝道会社の呼びかけに応えた静岡県知事関口隆吉、平岩愷保牧師らの日本人有志の熱誠と協力により、宣教師ミス・カニングハムを初代校長に迎えての開校であった。本学は、その長い歴史と伝統を継承し、平成14(2002)年に開設されたものである。

すなわち、本学の建学の理念の根底には、カナダ・メソヂスト教会および婦人伝道会社のキリスト教精神と、知事をはじめとする当時の静岡の人々の教育にかける熱意があったのであり、それは、①男女平等の思想のもとに、静岡の振興のための女子教育の場を設けること、②その教育の根幹は、キリスト教に基づく人間教育であること、という2点に凝縮される。本学は、男女平等の思想をさらに強化、深化させるために開学時から共学としたが、それを含めてこの学校創立時の理念は、今日に至るまで変わることなく継承されているのである。

2度の大戦を経験した後、昭和35(1960)年に静岡英和女学院中学校・高等学校の第15代校長として松本卓夫を迎えて、昭和38(1963)年に学院聖句「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（「ルカによる福音書」10章27節）が定められた。

そして昭和41(1966)年、創立80周年を記念し、静岡の地に根付いた女子高等教育機関として、本学の前身である静岡英和女学院短期大学を設立した。

松本卓夫はその初代学長となったが、彼が校長就任時から強調していたのが、「愛と奉仕の精神」であった。松本は、短期大学設立にあたって建学の精神を「愛と奉仕の実践」とし、短期大学聖句を「愛の実践を伴う信仰こそ大切です。」（「ガラテヤの信徒への手紙」5章6節）と定めた。そこには、中学校・高等学校・短期大学と、一貫した精神の下に教育を行うことの重要性も示されていたのである。

平成14(2002)年、その短期大学を発展充実させるために、本学が開設された際にもその精神が継承されて、本学の「建学の精神」となり、大学聖句となった。

この建学の精神「愛と奉仕の実践」は、本学が、静岡女学校に始まる歴史の中で実践されてきた、キリスト教精神の根幹である「愛」によって、学校の存立する静岡の地の振興のため、またそこに暮らす人々の平安のために働く「奉仕」を継承し、変わることがないことを示しているのである。

本学は学則第1条で「静岡英和学院大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定め、第3条第2項では「人間社会学部は、第1条の目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指す。」としている。

また第3条第4項では、各学科の教育目的として、人間社会学科では「グローバル化の

時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する教育を行う。」、コミュニティ福祉学科では「人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」と、具体的に規定している。

本学の特色をさらに具体的に示しているのは、4つのUI(University Identity)である。これは、本学設置時に静岡英和女学院短期大学学長であり、大学設置準備室室長であった大曾根良衛が、「静岡英和学院大学が目指すもの」と題して示したものである。以下に示すとおり、このUIは、「建学の精神」に加えて、大学の今日的使命、課題を包含したものとなっている。

4つのUI

- ◎キリスト教精神に基づく人間教育
- ◎小規模ながら個性をもった大学
- ◎地域社会に貢献する大学
- ◎学問研究・教育の一体化

① キリスト教精神に基づく人間教育

クリスチャンスクールとしての宗教活動や宗教教育であり、具体的には、入学直後に実施される「始業礼拝」、「イースター礼拝」、「スチューデント・リトリート」、毎週水曜日に行われる「礼拝」、11月の「創立記念礼拝」、12月に行われる「クリスマス礼拝」、3月の「卒業礼拝」、ボランティア活動、さらにカリキュラムにおけるキリスト教関連授業などが挙げられる。教職員に対しても、毎年春の研修会において、キリスト教に基づく人間教育についての理解を深める機会を設けている。

② 小規模ながら個性をもった大学

小規模大学であることを最大限に生かし、伝統的に学生と教員の距離が近いという特色が挙げられる。4年間の Semester 制のすべての学期にわたり、基礎演習に始まり卒業研究に至るまで、ゼミによる少人数教育が徹底しているのはその実践的な例である。入学直後の学生生活一般から就職指導まで学生一人ひとりにふさわしい指導を可能としている。そして、小規模でありながらも多様な学び、多様な資格取得を可能にする大学として、カリキュラム上の工夫もなされている。

③ 地域社会に貢献する大学

大学を挙げて地域の自治体や企業、団体との連携を強め、地域の課題に応える活動を展開している。そのような連携の中で、教員がスペシャリストとして行う活動はもとより、学生の教育の中でも、地域の課題についての解決策を模索する PBL(Project Based Learning) (課題解決型学習) や、企業、団体との連携による

アクティブラーニングなどに取り組んでいる。卒業生の多くは県内の自治体や企業、団体等に就職し、地域の振興や人々の暮らしの豊かさのために働いている。公開講座は毎年実施されており、学内に設置したボランティアセンターを中心に、学生が主体となった地域に向けてのボランティア活動を実践している。留学生による静岡とアジアの交流にも力を注いでいる。

④ 学問研究・教育の一体化

学際的な分野にまたがる人間社会学科は、社会科学系、人文科学系の分野の教員が、学科の基本コンセプトに基づき諸学問領域の関連性に留意して教育活動に携わりつつ、各自の研究成果を「紀要」や学会誌等に発表している。各教員の専門性をもとにした講義と2年半にわたるゼミ（専門演習）の活動とが連動して、個々の学生の様々なニーズに対応した専門性の獲得を目指すことができるようになっている。コミュニティ福祉学科においても、人間社会学科と同様、各教員の専門性をもとにした研究成果の発表のほか、学科の特色上、福祉の現場を熟知している教員も多く、福祉における理論面と実践面とを兼備した研究成果を学生への教育に反映することで、研究と教育の質をレベルアップしながら学生のニーズに対応できるようになっている。

これら4つのUIが目指しているのが「愛と奉仕の実践」を行う人を育てることであり、それこそが、静岡英和学院創立以来の静岡の地で、キリスト教に基づく人間教育を行うことの意義である。

学内には、「学院聖句」、「大学聖句」を記したパネルが各所に掲示され、学生に対する本学の「建学の精神」の浸透を図っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の淵源である静岡女学校は、明治 20(1887)年 11 月 26 日、静岡市西草深の地に創立された。静岡英和学院大学の現在に至る沿革を、以下に列記する。

明治 20(1887)年	静岡女学校を静岡市西草深に創立
明治 36(1903)年	静岡英和女学校と校名を改称
昭和 16(1941)年	静陵高等女学校として改組
昭和 20(1945)年	静岡大空襲で校舎全焼
昭和 22(1947)年	静岡英和女学院中学校発足
昭和 23(1948)年	静岡英和女学院高等学校発足
昭和 25(1950)年	学校法人静岡英和女学院に改組
昭和 41(1966)年	静岡英和女学院短期大学を静岡市池田山に開学（英文科・国文科） 教員養成課程認定
昭和 44(1969)年	栄養士養成施設の認可 英文科・国文科を英文学科・国文学科と改称 食物学科開設
昭和 47(1972)年	専攻科英文学専攻、専攻科国文学専攻を開設
平成 2(1990)年	国際教養学科開設
平成 13(2001)年	英文学科・国文学科・国際教養学科募集停止 静岡英和学院大学人間社会学部設置認可 静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科編入学認可
平成 14(2002)年	静岡英和学院大学 指定保育士養成施設認可 静岡英和学院大学開学（人間社会学部） 短期大学部に現代コミュニケーション学科を新設
平成 15(2003)年	英文学科・国文学科・国際教養学科を廃止 静岡英和学院大学 教員免許課程認定 人間社会学科[中学校教諭 1 種免許状（国語、英語）] [高等学校教諭 1 種免許状（国語、英語、公民）] 地域福祉学科[高等学校教諭 1 種免許状（福祉）]
平成 19(2007)年	静岡英和学院大学 教員免許課程認定 地域福祉学科[幼稚園教諭 1 種免許状]
平成 23(2011)年	静岡英和学院大学の「地域福祉学科」を「コミュニティ福祉学科」に名称変更
平成 28(2016)年	静岡英和学院大学短期大学部 男女共学化 学校法人名を「静岡英和学院」に改称

2. 本学の現況

・大学名

静岡英和学院大学

・所在地

静岡県静岡市駿河区池田 1769 番地

人間社会学部、短期大学部

・学部構成

人間社会学部 人間社会学科

コミュニティ福祉学科

・学生数、教員数、職員数（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

（学生数）

（単位：人）

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				
				1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
人間社会 学部	人間社会 学科	130	540※	126	80	112	80	398
	コミュニテ ィ福祉学科	120	480	40	58	62	86	246
大学 計		250	1020	166	138	174	166	644

※人間社会学科の収容定員には、編入学定員 10 人×2 が含まれている。

併設校 静岡英和学院大学短期大学部

（単位：人）

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数		
				1 年次	2 年次	計
短期大学部	現代コミュニケーショ ン学科	100	200	86	76	162
	食物学科	80	160	64	73	137
短期大学部 計		180	360	150	149	299

静岡英和学院大学

(教員数)

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
人間社会 学部	19	13	2	1	35

併設校 静岡英和学院大学短期大学部

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
短期大学部	6	6	2	3	17

(職員数)

(単位：人)

区分	人数
正職員	26
嘱託職員	13
臨時職員	1
派遣職員	2
計	42

※併設の静岡英和学院大学短期大学部の事務を併せ担当

※法人としての事務を併せ担当

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

静岡英和学院大学（以下「本学」という。）はキリスト教信仰とキリスト教主義精神によって設立された大学である。「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（ルカによる福音書 10 章 27 節）との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」（ガラテヤの信徒への手紙 5 章 6 節）との大学聖句に体现される本学の建学の精神は、「愛と奉仕の実践」に集約される。大学としての教育研究を支える本学の基本理念である、「自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神」もまた、「愛と奉仕の実践」を本学における大学教育活動に即して明確化したものに他ならない。

本学の建学の精神は、静岡英和学院大学学則第 1 条に、「静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と大学における教育・研究の根幹をなすものとして規定されている。『大学要覧』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』『履修要項・講義内容』、大学ウェブサイト等には学院聖句・大学聖句が明記され、大学内 17 か所には学院聖句・大学聖句を記したプレートが掲げられている。入学式、卒業式、始業礼拝、イースター礼拝、創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝などの諸行事、また、毎週水曜日に開かれる礼拝において、学長から、あるいは、宗教主任から繰り返し説かれている。

さらに今年は学院創立 130 周年、大学設立 15 周年、短期大学部設立 51 周年を迎えるため、11 月 25 日（土）には 130 周年記念式典を行い、9 月 18 日（日）には大学、短大を合同で祝う行事が催されることになっており、これらの場でもまた学院設立、大学、短大設立の建学の精神を確認する予定である。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

学院聖句・大学聖句を集約した「愛と奉仕の実践」が、建学の精神の簡潔な文章化といえる。また、大学ウェブサイトでは、「本学はキリスト教を土台とした高等教育機関です。（中略）「愛と奉仕の実践」を教育活動の根幹に据えています。（中略）さまざまな分野で自らの学びを深めていってください。さらにその学びの中で、自分が大きな愛に包

まれていることを知ってください。そして自分も他者に対して愛をもって接するようになってください。そこに真の友情が生まれ、真の豊かさが見えてくると思います。」との「学長あいさつ」が掲げられ、本学の教育・学問の根幹にあるものとして、建学の精神を広く伝えている。【資料 1-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】 大学要覧 2016

【資料 1-1-3】 大学ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/>

【資料 1-1-4】 CAMPUS GUIDE 2017(学生便覧)【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ

【資料 1-1-6】 大学ウェブサイト 学長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting/>

【資料 1-1-7】 創立 130 周年記念式典資料

【資料 1-1-8】 1551 企画資料

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神、大学としての使命・目的について、「愛と奉仕の実践」という言葉に集約する形で、教育研究活動に一貫する人格陶冶の重要性をアピールしており、今後とも、時代を超えて普遍的である価値の尊さを表明し続けていく。

昨年、短期大学部は創立 50 周年を迎え、創立記念礼拝（11 月 16 日（水））において、教職員、学生ともに建学の精神を再確認した。

さらに今年は学院創立 130 周年を迎え、記念式典が 11 月 25 日（土）に催され、また大学設立 15 周年、短期大学部設立 51 周年を迎えるため、大学、短期大学部の 15 周年、51 周年をともに祝い、記念行事が執り行われる予定である。ここでは同窓生、在校生、教職員が集い、建学の精神をもとに、大学の使命、目的を再認識することになっている。

【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学生に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』には、静岡英和学院大学学則第 1 条が明示されている。

「第1条 静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」

この学則第1条は、本学の建学の精神が、大学教育に果たす重要性を述べ、育成する学生像を提示したものである。「愛と奉仕の実践」という建学の精神は、自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神の確立という大学としての基本理念に継承され、具体的には、人間社会学科とコミュニティ福祉学科とから成る人間社会学部の教育研究活動によってその使命・目的が体现される。本学の「使命・目的」は、「静岡英和学院大学学則」第3条に規定され、これも『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』に明示されている。

「第3条 本学に、人間社会学部を置く。

2 人間社会学部は、第1条の目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指す。

3 人間社会学部に置く学科は、次のとおりとする。

(1)人間社会学科

(2)コミュニティ福祉学科

4 各学科の教育目的は次のとおりとする。

(1)人間社会学科

グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力及びコミュニケーション能力を育成する教育を行う。

(2)コミュニティ福祉学科

人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」

大学ウェブサイトでは、「学部長あいさつ」として、本学の学部が次のように説明されている。

「20世紀の終わり頃からインターネットを中心に生じた情報通信技術の発展は、コミュニケーションと生活様式、そして人間同士のつながり方を根本から変えつつあります。数年前に当然のように存在したモノや仕事、生活習慣のいくつかは、あっという間に記憶の中にしか存在しないものとなりました。私たちは今、心のあり方と社会のあり方の新しい関係を探求する時期にきています。

予想もできない変化が次々と起こる時代にあって重要なのは、既存の知識や考え方を丁寧に検討し、課題そのものを自ら創造しようとする姿勢です。人間社会学部は、学生たちがそのような姿勢で学べるように一人ひとりを導き、それぞれのやり方で身近な人々や社会に対する愛と奉仕を実践できるよう、心を尽くした教育を行っていきます。」

【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

1-2-② 法令への適合

静岡英和学院の寄附行為第3条では「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、

キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、静岡英和学院大学学則第 1 条においても、「静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めており、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。

【資料 1-2-3】

1-2-③ 変化への適合

平成 14(2002)年に開学した静岡英和学院大学人間社会学部（人間社会学科・地域福祉学科）は、平成 23(2011)年 3 月に財団法人日本高等教育評価機構による認証評価で認定されたが、その自己評価報告書（平成 22(2010)年 6 月提出）は、「本学独自の建学の精神に基づき、大学としての使命・目的を実現する教育活動を持続するためにも、入学者の確保は欠かせない。両学科ともに厳しい学生募集状況であるが、地域福祉学科の定員割れは特に深刻であり、学科名をコミュニティ福祉学科と変更するなどの対策を推進しているが、魅力ある教育を追究するためには、それぞれの学科教育の充実とともに、再編も視野に入れて、学部として将来展望を構築していかなければならない。」と述べ、再編を構想するワーキンググループが、学長の指示によって発足したことを記している。ワーキンググループでの検討は、人間社会学科から分化した新学科を増設する、という方向性で進められたが、最終的には断念するに至っている。その主な理由は以下の 2 点であった。①学部の学士課程教育においては、専門性だけでなく、幅広い教養の基礎を、カリキュラムを肥大化させないようにして、きちんと教えるというのが重視される。人間社会学科の二分化はこの趣旨に逆行するし、差別化も難しい。②現有教員をベースにしての、届出による学科設置だとしても、補充する教員が何人かは必要となり、財政的負担は増大する。当面は、2 学科体制を継続し、両学科とも、カリキュラムの体系性をより整備し適切な運用を図ること、特にコア科目での基礎教育を徹底すること、授業科目間相互の連携性を強化すること、開設科目を精選し肥大化を避けること、を確認した。

両学科とも人間社会学部として総合力と専門力との兼備が強みであるが、その意義が十分浸透しているとはいえず、人間社会学科では、学際性が総合力として必須であるということが、広く浅く学ぶイメージに結びつきやすく、総合力の上に築き上げる専門力（心理、言語文化、観光、経済経営）が充実していることが周知されていない。一方、コミュニティ福祉学科では、逆に、専門力（社会福祉、保育幼児教育）が相互連携することによる総合力の学びの重要性と魅力が周知されていない。このような現状認識の下で、入試制度や広報活動を通して改めて本学の特質を PR した。その一例として平成 26(2014)年度入試から導入した学費減免制度である英検スカラシップを、より多様な英語能力試験を対象とした「グローバルスカラシップ」へと発展させた。この変更により、「静岡から、アジアへ、グローバルへ」というメッセージの明示によって、グローバル社会に対応できる地域に根ざす大学として、開学時の教育目標をさらにバージョンアップした形で再確認し、静岡から日本を発信する人材を養成して地域の産業界に貢献するという姿勢を鮮明にした。カリキュラムとその運用の見直しを、学生が最大限の学修

成果を上げられるように進めており、人間社会学科においては前年度 80 人台だった入学者数を、平成 29(2017)年度には 126 人まで回復させ、コミュニティ福祉学科においても、入学者数は厳しい状況が依然として続いているものの、社会福祉士の国家試験において 2 年連続して県内トップの合格率を上げるなど、明るい材料もある。

大学経営会議、大学評議会、教授会が連携して諸課題に取り組み、教授会を支える両学科会・各委員会も様々な変化に対応する教育活動の不断の点検がなされて教授会報告がなされている。【資料 1-2-4】

【表 1-2-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移 (単位：人)

年	人間社会学科					コミュニティ福祉学科				
	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率
2013	130	94	540	515	95.4%	120	74	480	281	58.5%
2014	130	82	540	436	80.7%	120	79	480	291	60.6%
2015	130	120	540	393	72.8%	120	64	480	280	58.3%
2016	130	89	540	371	68.7%	120	60	480	269	56.0%
2017	130	126	540	398	73.7%	120	40	480	246	51.3%
平均	130	102.2	540	423	78.3%	120	63.4	480	273.4	57.0%

【表】

【表 1-2-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】 大学ウェブサイト 学部長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/greeting/>

【資料 1-2-3】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-2-4】 グローバルスカラシップ 広報用チラシ

【資料 1-2-5】 中長期計画 進捗管理表

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は関係法令に適合している。特に、平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法改正に対応する、学内規則の改正を機に、総点検がなされて、適切に運用されている。また、一昨年度策定した「平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度学校法人静岡英和女学院中長期計画」について、毎年度進捗管理を行い、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据えて、不変の使命・目的を果たすべく、適切に対応できるような実践への努力を続けていく。【資料 1-2-5】

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の不断の継承を図るために、理事会、評議員会、常任理事会、大学評議会、教授会では、祈祷もしくは黙祷を以て開会及び閉会している。毎週水曜日に開かれる礼拝においては、学生・教職員が宗教主任の主宰の下に、現代の諸課題を考え、聖書を読み、沈思し、祈って、建学の精神に思いを致す時間を共有している。始業礼拝・創立記念礼拝・クリスマス礼拝・卒業礼拝も学生・教職員が「愛と奉仕の実践」に思いを致す機会である。卒業礼拝終了後には、卒業する学生を祝福していただいた説教者を講師に、教職員研修会も実施している。【資料 1-3-1】

なお、新任教職員に対しては、建学の精神、使命と目的について、オリエンテーションが行われ、理解と周知が図られている。【資料 1-3-2】

また、役員に対しては、当該年度の最後の理事会・評議員会において、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明の中で、教育目的達成のための方針が説明されており、十分な理解と承認が得られている。

学則をはじめとする基本的な規程の改定については、各委員会・部署で検討され、教授会・評議会で審議され、学長が決定する仕組みとなっている。職員においても、課(室)長会議によって周知されており、教職員の理解と支持を得る体制が整っている。改定した規程については、理事会・評議員会において審議・報告がなされ、役員の理解と支持が得られている。

1-3-② 学内外への周知

建学の精神は、『大学要覧』『大学案内』『入試要項』『履修要項・講義内容』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』などの冊子に、また大学ウェブサイトにも、学院聖句・大学聖句・3つのポリシー・各学科の教育方針を掲げ、また大学内17か所には学院聖句・大学聖句を記したプレートが掲げられている。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

新入生には、入学式、始業礼拝、オリエンテーション、スチューデント・リトリートにおける礼拝・主題講演等を通して、建学の精神及び本学の使命・目的を説いている。在学学生には、新年度のオリエンテーション、始業礼拝を通して、建学の精神及び本学の使命・目的を再確認させている。上記の使命・目的は、学部のカリキュラム編成に具現化している。すなわち、両学科共通の基礎教育科目において、総合教養科目を設け、その中に「キリスト教と人間の理解」に関する分野を設定、特に「キリスト教学」を必修としている。

学院全体の広報誌『Maple 通信』、大学の広報誌『EIWA UNIVERSE』、大学同窓会

誌『楓』も、本学の建学の精神・大学の使命・目的を改めて心に受けとめる媒体となっている。【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学生確保の困難という問題を打開するために、平成 21(2009)年度に平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度 5 ヶ年の『学校法人 静岡英和女学院 経営改善計画』を策定した。当面する最大の課題は学生確保であるが、「建学の精神・ミッション・学院の目指す将来像」として、建学の精神と、大学の使命・目的をしっかりと踏まえることの重要性が改めて確認されている。この『経営改善計画』を受けて、平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度 5 ヶ年から展開する『学校法人 静岡英和女学院 中長期計画』を平成 27(2015)年 9 月に策定し、その改革理念の中心に位置付けられた 4 つの目標の第一として「建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底」が定められている。【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと、大学の使命・目的及び教育目的を実現するために、3 つの方針を定めていたが、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年文部科学省令第 16 号)により、3 つの方針の策定・公表が義務化されるのに伴い、既存の 3 つの方針について、ディプロマ・ポリシーを到達点とすることやポリシー間の一貫性などを見直し、平成 28(2016)年度末に、3 つの方針を改定した。またこれらの取組について、大学ウェブサイトで学内外へ周知している。【資料 1-3-9】

- アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)
- カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成方針)
- ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

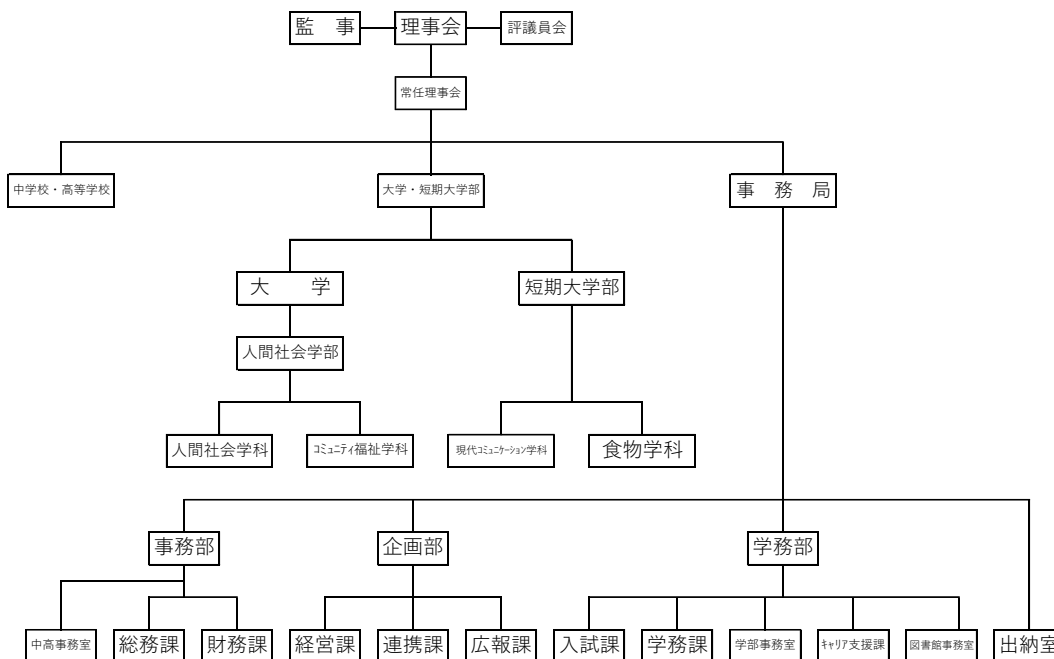
1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学校法人静岡英和学院の教育組織と運営組織は、【図 1-3-1 法人組織図】に示したとおり、大学教育を担当する静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部、中学・高校教育を担当する静岡英和女学院中学校・高等学校と各学校の事務を担当する事務局で構成されている。【資料 1-3-10】

「愛と奉仕の実践」という本学の建学の精神は、人間・社会・文化をキーコンセプトとして複雑な現代の人間社会を的確に捉えようとする人間社会学科、その人間社会の望ましいあり方である福祉を追究するコミュニティ福祉学科、ともに自己が他者とどう関わっていくかを模索する学問研究と密接に関わっている。人間社会学科は、人間のこころと行動を学ぶ「心理メジャー」、社会のしくみを学ぶ「経済・経営メジャー」、文化を社会の中で発信して地域を支える「観光地域デザインメジャー」、国際化した日本における文化を考察する「日本語文化メジャー」と「英語文化メジャー」を備え、社会福祉士受験資格・保育士・幼稚園教諭などの資格取得も目指せるコミュニティ福祉学科は、「地域福祉キャリア・ステージ」、「子ども保育キャリア・ステージ」と「共生社会キャリア・ステージ」の 3 つの職業領域モデルに則した学問領域を備えている。この人間社会学科

の5メジャー、コミュニティ福祉学科の3ステージの学問領域を教授するのにふさわしい教員組織を擁しており、本学の使命・目的及び教育目的と、教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。【資料 1-3-11】

【図 1-3-1】法人組織図



学科には専任教員全員が構成メンバーである学科会があり、学科の教育課程に基づく学科運営・学生教育等の諸課題を協議する。学科教員は、各委員会の委員となり、それぞれ他学科教員と連絡連携を深めている。委員会には、宗教委員会、ボランティア委員会、学生委員会、教務委員会、カリキュラム検討委員会、図書委員会、入試・広報委員会、就職委員会、財務委員会、国際交流委員会、公開講座委員会、情報システム委員会、英語教育センター、教職課程委員会、紀要委員会、学報委員会、自己点検・評価実施委員会などがある。アドミッション・ポリシーとかかわる入試・広報委員会、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとかかわる教務委員会は、事務部門の入試課・広報課、学部事務室と連携しており、教員と職員との協働体制が整備されている。【資料 1-3-12】

学部教授会は、両学科の専任教員全員を構成メンバーとする審議機関である。また、同一キャンパス内にある静岡英和学院大学短期大学部との連絡連携のもとに運営される評議会がある。評議会は、学長・副学長・事務部長・学部長・短期大学部部長・学科長・宗教主任・図書館長・主要委員会委員長を構成メンバーとし、事務部門から企画部長・学務部長・総務課長・財務課長・経営課長・連携課長・広報課長・入試課長・学務課長・学部事務室長・キャリア支援課長・図書館事務室長が陪席する。【資料 1-3-13】

さらに、中長期的な展望も含め、教学上の重要事項を審議し、評議会・教授会への議題提出等を準備する経営会議がある。経営会議の構成メンバーは、学長・副学長・学部

長・短期大学部部長・各学科長・宗教主任・事務部長・企画部長・学務部長であり、総務課長・財務課長・経営課長・連携課長・広報課長・入試課長・学務課長・学部事務室長・キャリア支援課長・図書館事務室長が陪席する。開催回数は、経営会議は月に1回、評議会は2ヶ月に1回、学部教授会は月に1回、学科会は月に2～3回である。【資料1-3-14】【資料1-3-15】

学長のリーダーシップが発揮できるトップダウンとボトムアップのバランス、教員と職員の協働、ともにスムーズに機能する運営組織となっている。

【表】

【表1-3-1】法人組織図

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-1】教職員研修会(平成29(2017)年3月14日(火))資料

【資料1-3-2】2017年度 新任者オリエンテーション配布資料

【資料1-3-3】大学ウェブサイト 本学の3つのポリシー(大学)
<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>

【資料1-3-4】CAMPUS GUIDE 2017【資料F-5】と同じ

【資料1-3-5】広報誌「Maple通信」№33

【資料1-3-6】広報誌「EIWA UNIVERSE」第14号、第15号

【資料1-3-7】学校法人静岡英和女学院経営改善計画

【資料1-3-8】学校法人静岡英和女学院中長期計画

【資料1-3-9】本学の3つのポリシー【資料1-3-3】と同じ

【資料1-3-10】静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程

【資料1-3-11】University guide 2018【資料F-2】と同じ

【資料1-3-12】2016年度学科別委員等一覧

【資料1-3-13】静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則

【資料1-3-14】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料1-3-15】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

現行2学科で教育研究体制を充実化させていくことを平成27(2015)年度に決定したことを受けて、両学科がカリキュラムの見直し作業を行い、平成28(2016)年度入学者から新カリキュラムを実施した。人間社会学科は学生の専門性をより強化しつつ、キャリア形成との関連性を重視するような体系化を図った。コミュニティ福祉学科は従来のカリキュラムにスクール・ソーシャルワーカー養成課程の科目を追加し、資格取得の充実を行った。

学校教育法の改正は、「学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要」であり、「大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化する」ことを主眼とするものであった。学長・副学長のリーダーシップに、教授会がどのように審議機関として応

えていくかは、学内のコンセンサスと情報共有が不可欠である。よりスムーズな組織の構築と運営の努力を持続させる。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいた教育を行う大学として、その建学の精神、使命・目的、学部学科の教育が目指す人材を、学則に明確に定めている。教育課程は、建学の精神の具現化と言うべき実質を備え、その教授を担う教育研究組織も整っている。さまざまな媒体を通して、その特質を発信する努力もなされている。

使命・目的及び教育目的の明確性については、本学の建学の精神と基本理念がキリスト教主義に基づいて具体的かつ明確に定められ、文章化されているとともに、それを学内外に浸透させるための努力が行われている。特に今年、平成 29(2017)年は学院創立 130 周年を迎えるため、本学の使命と目的を再確認する重要な年であり、そのための行事等を準備しているところである。

また、使命・目的及び教育目的の適切性については法令に適合した目的を掲げており、本学の個性と特色を示すさまざまな取り組みが行われている。本学の目的を達成するための教育を維持継続するためには、現在厳しい状況となっている入学者数を増やして行く必要があるが、これについても両学科の特色を一層強化しつつ、新たな入試制度等によって社会変化に適合するよう努力している。

さらに、使命・目的及び教育目的の有効性については、本学の建学の精神や基本理念を学内外に周知する努力を行っており、それが中長期的な計画に反映されているとともに、教育研究組織との整合性を保持していると言える。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

教育目的

本学は、教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教精神に基づく「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、本学としての教育目的を、「地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成する」と明示している。人間社会学部（人間社会学科・コミュニティ福祉学科）は、この教育目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指し、各学科の独自色をうたった教育目的は、下記のように明示されている。【資料 2-1-1】

人間社会学科

グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力及びコミュニケーション能力を育成する教育を行う。

コミュニティ福祉学科

人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

上記の教育目的の上にたち、人間社会学部では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、各学科の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、明示されており、「大学ウェブサイト」から以下に引用する。

なお、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 16 号）により、「三つの方針」の策定及び公表の義務化、「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めるにあたり「卒業の認定に関する方針」との一貫性の確保に努めることが定められたことに基づき、本学の三つの方針も改定した。

【資料 2-1-2】

人間社会学科

人間社会学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

- ①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていることを希望します。
 - ・「国語（現代文）」については、日本語を正確に理解し自らを適切に表現することができる、かつ他者の考えを正しく理解し判断できる。
 - ・「地理歴史・公民」については、グローバル社会において主体性を持って多様な人々と協働して学び、良識ある人間として行動できる。
 - ・「英語」については、グローバル社会の人々とコミュニケーションを図るために、相手の話を理解し、かつ自分の意見を適切に伝えることができる。
- ②志望理由、入学後の学修への取り組みをはじめ、学びで得た知識、経験をもって社会に貢献しようという目的意識、意欲がある。
- ③キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。
- ④入学前教育として求められる入学課題に対して確実に取り組むことができる。推薦入学試験（指定校・公募）、AO入学試験、特別入学試験（留学生）の合格者が対象になります。

コミュニティ福祉学科

コミュニティ福祉学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

- ①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていることを希望します。
 - ・「国語」と「英語」に関して、読む・書く・聞く・話すといったコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている。
- ②課外活動、ボランティア活動等の経験があり、他者のために働くことができる。また、グループワークなどで、他者と協働して課題をやり遂げる意欲がある。
- ③福祉専門学科で学ぶことに関心を持ち、福祉社会の実現に貢献しようとする意欲がある。
- ④キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。
- ⑤入学前教育として求められる入学課題に対して確実に取り組むことができる。推薦入学試験（指定校・公募）、AO入学試験、特別入学試験（留学生）の合格者が対象になります。

入試形態による入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

- ・推薦入学試験（指定校・公募）
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、高等学校における学業・課外活動等の成果を高く評価され、学校長の推薦を受けた者
- ・AO 入学試験
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、本学入学を第一志望として、自己の意欲・目的意識等を面接及び提出書類により明確に表現し、入学後の学修目標を設定することができる者
- ・特待生入学試験
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、高等学校で学習する基本的な学力が非常に優れている者
- ・一般入学試験及び大学入試センター試験利用入試
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、高等学校で学習する基本的な学力を習得している者
- ・特別入学試験
(帰国子女)
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、外国での経験を本学での学修に生かそうとする者
(社会人)
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、社会人経験によって高められた勉学意欲を具体的学修に実践することができる者
(留学生)
本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、日本で学ぶことの意義を認識して、勉学意欲を備え日本語による学修に支障がない者

この入学者受け入れ方針は、入試要項他、大学ウェブサイトに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知するとともに、高等学校教員を対象にした大学説明会や、オープンキャンパス、オープンデーなどにおいて説明を行っている。【資料 2-1-3】

2-1-② 入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

本学では、前述の入学者受け入れ方針に基づき、多様な入学者の受け入れ方法を取り入れている。

本学の入学試験制度は、人間社会学科、コミュニティ福祉学科の2学科で共通の日程によって行われている。入学試験実施体制は、副学長を責任者とする入試・広報委員会が組織され、入試課との連携において、日程、試験内容などの一連の制度が定められている。

入学者選抜試験の種類は、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験（第1回～第3回）、AO 入学試験（第1回～第7回）、特待生入学試験、一般入学試験（A、B 日程、専門高校・総合学科）、大学入試センター試験利用入学試験（前、中、後期）である。また、特

別入学試験（第1回～第3回）として、帰国子女、社会人（一般、シニア）、留学生の各入学試験（留学生指定校推薦入学試験は第1回、第2回）を実施している。

なお、入学試験問題の作成にあたっては、各科目の作成委員を学長から委嘱している。各科目担当者は入試問題作成要項に従って入学試験問題を作成している。【資料 2-1-4】
【資料 2-1-5】

1) 指定校推薦入学試験

入学実績のある高等学校を中心に、指定校制での推薦入学制度を実施している。高等学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者を、「調査書」、「推薦書」、「面接」によって総合的に審査している。

なお、本入学試験を含めて、面接による入学試験では、「面接における注意事項」に明記された口頭試問内容に沿って面接を実施し、客観性、公平性が保たれるように工夫している。

2) 公募推薦入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者の審査には、「調査書」、「推薦書」、「面接」に加え、試験当日の「小論文」を課し、総合的に審査している。なお、小論文のテーマは各学科の特色に合わせたものを出题している。

3) AO 入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴を PR できるコミュニケーション能力を有する者を求めている。出願者を、「調査書」、「面接」に加え、自己 PR や出願理由等を記載した「自己アピール書」により総合的に審査している。

4) 特待生入学試験

高等学校で学習する基本的な学力が非常に優れており、入学後本学での活躍が期待できる者を特待生と採用するための試験である。合格基準は、大学入試センター試験に沿ったマークシート方式の「国語（近代以降の文章、古文、漢文）」及び「英語（リスニングテストを除く）」の2科目合計の得点率が70%以上の者としている。

なお、国語及び英語の2科目合計の得点率が70%未満であっても、成績が良好な者は一般入学試験に合格した者として見なしている。

入学試験問題の作成にあたっては、各科目の作成委員を学長から委嘱している。各科目担当者は入試問題作成要項に従って入学試験問題を作成している。【資料 2-1-5】

5) 一般入学試験

学力到達度で選抜する試験で、「一般入学試験（A 日程）」では学科試験として「国語（近代以降の文章）」及び「英語」の計2科目を課し、その試験結果と提出書類等によ

って総合的に判定する。「一般入学試験（B日程）」では、人間社会学科は「国語（近代以降の文章）」及び「英語」の計 2 科目を課し、その試験結果と提出書類等によって、コミュニティ福祉学科は「国語（近代以降の文章）」または「英語」のいずれかの科目と「面接」、および提出書類等によって総合的に判定する。「高等学校・総合学科対象入試」では、学科試験として「国語（近代以降の文章）」及び「小論文」の計 2 科目を課し、その試験結果と提出書類等によって判定する。

入学試験問題の作成にあたっては、各科目の作成委員を学長から委嘱している。各科目担当者は入試問題作成要項に従って入学試験問題を作成している。【資料 2-1-5】

6) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験受験者に対して、各学科では次のように判定を行う。

・人間社会学科

平成 29(2017)年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「英語」と「国語（近代以降の文章と古文）」、「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

平成 28(2016)年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「英語」と「国語（近代以降の文章と古文）」、「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」（旧教育課程履修者のみ）、のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

・コミュニティ福祉学科

平成 29 (2017)年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語（近代以降の文章）」と「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

平成 28 (2016)年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語（近代以降の文章）」と「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」（旧教育課程履修者のみ）、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

7) 特別入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致する者を求めている。

・帰国子女入学試験

帰国子女入学試験の出願者の審査は、「小論文」、「英語（リスニングテストを除く）」及び「面接」の結果と、提出書類によって判定する。

・社会人入学試験

社会人入学試験（社会人入学試験一般対象）の出願者の審査は、「小論文」及び「面接」の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

社会人入学試験（社会人入学試験シニア対象）の出願者の審査は、「志望理由書」提出後、出願許可された者に対し「面接」と提出書類によって総合的に判定する。

・留学生入学試験

留学生入学試験（留学生入学試験一般選抜）の出願者の審査は、「小論文」及び「面接」の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

留学生入学試験（留学生入学試験指定校推薦）では、入学実績のある日本語学校を中心に、指定校制での推薦入学制度を実施している。日本語学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、日本語学校長による推薦を依頼している。出願者を、「志望理由書」、「成績証明書等」、「推薦書」、「面接」により総合的に審査している。

以上のように、本学では多様な入学試験形態を実施することにより、受験生のニーズに応えることが可能となっている。これらの入学者の受け入れ方法については、「入学試験要項」などに明示するとともに、大学ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパスや高校教員対象大学説明会、また学外で実施される進学相談会、高校訪問においても説明を行い、入学希望者などに周知している。

入学者の受け入れにあたっては、「静岡英和学院大学 入学者選抜規程」に基づき、各学科の合否判定会における合格候補者案を、入学者選考会議において審議し、了承の上で教授会において議決し、最終的に学長によって決定されている。

【資料 2-1-4】 【資料 2-1-6】

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、エビデンス集（データ編 2-1）のとおりである。

人間社会学科は、入学定員130人であるが、平成25(2013)年度94人、平成26(2014)年度82人、平成27(2015)年度120人、平成28(2016)年度89人と、平成29(2017)年度は126人と過去5年間で入学者数は平均102人程度と定員を30人ほど割り込んだ。この状況に対して、特待生入試の実施、AO入試の回数増、英検スカラシップの導入、および学科改革（メジャー編成およびカリキュラム変更）、さらに地域に根ざしたアピール（観光支援事業など）を行い、定員充足に向けて積極的に改革を行っている最中である。定員充足率に関して、割り込んだり改善したりと安定してない理由としては、ここ数年の雇用情勢の変化が挙げられる。雇用状況が改善してきたことなどから、大学生の

就職状況の好転に伴い、幅広い就職先が選べる文系学科への人気は回復したためと考えられる。

コミュニティ福祉学科は、入学定員 120 人であるが、平成 25(2013)年度 74 人、平成 26(2014)年度 79 人、平成 27(2015)年度 64 人、平成 28(2016)年度 60 人、平成 29 (2017)年度は 40 人、と過去 5 年間で入学者数は平均 63 人程度と定員を 60 人ほど割り込んだ。この状況に対して、特待生入試の実施、AO 入試の回数増、英検スカラシップの導入、および学科改革(カリキュラム変更および資格養成課程の新設)、地域に根ざしたアピール(子育て支援事業など)、オープンキャンパスの充実、高校訪問の実施、3 年次編入学の PR などを行い、定員充足に向けて強い危機感を持って臨んでいる。定員充足率が悪化している理由としては、まず多くの高校生やその保護者が福祉に対して「きつい」「大変だ」などのイメージを持っていることがあげられる。その点に関しては、オープンキャンパス等でソーシャルワーカーのやりがいや役割などについて丁寧に説明し、マイナスイメージを払しょくする必要がある。また、ここ数年の雇用情勢の変化も挙げられる。雇用状況が改善してきたことなどから、資格職や理系学科よりも経済・経営を含む文系学科への人気が高くなったため、福祉離れが起きていると考えられる。

平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度の学科の収容定員充足率は、人間社会学科が 95.4～68.7%、平均して 78%、コミュニティ福祉学科が 51.3～60.6%、平均して 57%と推移している。

【表 2-1-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移 (単位：人)

年	人間社会学科					コミュニティ福祉学科				
	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率
2013	130	94	540	515	95.4%	120	74	480	281	58.5%
2014	130	82	540	436	80.7%	120	79	480	291	60.6%
2015	130	120	540	393	72.8%	120	64	480	280	58.3%
2016	130	89	540	371	68.7%	120	60	480	269	56.0%
2017	130	126	540	398	73.7%	120	40	480	246	51.3%
平均	130	102.2	540	423	78.3%	120	63.4	480	273.4	57.0%

【表】

【表 2-1-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 学部学科の教育目的 (2018 年度入学試験要項の該当ページ)

【資料 2-1-2】 アドミッション・ポリシー (2018 年度入学試験要項の該当ページ)

【資料 2-1-1】 と同じ

【資料 2-1-3】 本学ウェブサイト アドミッション・ポリシー

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/> 【資料 1-3-3】 と同じ

【資料 2-1-4】 2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-5】 入試問題作成要領

【資料 2-1-6】 入学者選抜規程

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度の人間社会学科の収容定員充足率は 74%、コミュニティ福祉学科の収容定員充足率は 51%と両学科とも、定員を満たせないという問題があるが、広報面からは、地域に特化した大学の知名度をアピールし、かつ高校生や地域のニーズに合わせた「選択」と「集中」による効果的な広報活動を行うこと、また学修面からは、カリキュラムの改革、資格取得、および就職実績の向上など、今年度中に目に見える結果をあげて高校生、またその保護者にアピールしていく。

人間社会学科に関しては、平成 27(2015)年度から、1 年生に英語の e-learning プログラムを導入、平成 28(2016)年度から「経済経営メジャー」で新たに「会計学」に関するカリキュラムを増やし、ビジネス現場で求められる情報・会計に直結した科目や、情報会計検定講座、簿記検定講座などを設置することとした。また、平成 28(2016)年 8 月に県内で初めて ANA ビジネスソリューション株式会社と教育連携協定を締結し「ANA エアラインスクール」優待受講制度を利用できること、平成 29(2017)年度から「観光産業特論 I・II」の科目を設置することとした。これらの改革は、「グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力及びコミュニケーション能力を育成する教育を行う。」とする人間社会学科の教育目的に合致しており、これらの改革を効果的にアピールしていく。

特に、充足率が 6 割に満たないコミュニティ福祉学科に関しては、収容定員充足率の改善・向上方策の一つとして、入試募集の際に、「こども」、「福祉」の 2 分野の定員設定を行い、それぞれでの募集を行う。これは、待機児童問題解消のため保育士不足があげられていることから、保育士・幼稚園教諭の育成に特化したコースとソーシャルワーカーや福祉マインドを持った一般職で活躍できる人材育成に特化した社会福祉士コースに分け、それぞれ入学定員を 60 人に設定する。これは、卒業後に何をしたいかによって志望校選びが変わってくるため、高校生がより選択しやすいようにコース表記と定員数を明確に表現することにしたためである。平成 28(2016)年 4 月より、福祉の知識や技能を生かして不登校やいじめなど児童生徒の課題解決に当たる「SSW（スクール・ソーシャルワーカー）」の養成課程を新設した。この課程は、日本社会福祉士養成校協会から、養成校として県内で初めて認定を受けたもので、学校をフィールドとする対人援助の仕事はスクールカウンセラーとともに高校生に関心が高いだけでなく、「チームとしての学校」における専門スタッフとして注目されており、将来の職業選択の一つとして志望する受験生が増えることが期待できる。この改革は、「人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」とするコミュニティ福祉学科の教育目的に合致しており、この改革を効果的にアピールしていく。なお、平成 29(2017)年 5 月に開催予定の第 1 回理事会・評議員会において示される理事長の基本方針で、定員管理基準の明確化が示されることで、大きく定員割れをしているコミュニティ福祉学科についてはアクションプランが示される予定

である。

両学科とも、高大連携のつながりを強化するために、英和中高だけではなく、静岡県内の高校に対して出前授業を行っているところである。高校生に大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供することにより、本学に対する理解を深めてもらうことが目的である。また、教育カリキュラムを効果的に地域に幅広くアピールするために以下の事業を行っている。従来の長期海外留学プログラムに併せて平成 28(2016)年度から短期留学プログラムを追加導入、また、静岡市と包括連携協定を締結し、観光や子育て支援をテーマに、まちづくりや地域課題解決の PBL(Project Based Learning) (課題解決型学修) 授業「地域創造フィールドワーク」の導入や共同事業を実施している。さらに、静岡市、および静岡市社会福祉協議会と包括連携協定を締結し、「地域福祉の現場と課題を知る」ことをテーマとする基礎演習のプログラム(課題解決型学修授業)を新たに開始した。これらは、「キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成する」ことを教育目的とした静岡英和学院大学のアドミッション・ポリシーに合致する。

入試制度に関しても、両学科において、平成 30(2018)年度入試より、いくつかの入試制度改革を行う。

まず、「英検スカラシップ」に代わり、「グローバルスカラシップ」を導入する。これは、従来英検 2 級以上の者だけを対象とした「英検スカラシップ」に代わり、幅広い英語能力の者を募集するため、以下の英語能力試験の基準得点(CEFR B1 程度)を満たしている者を、「グローバルスカラシップ」生とする。

- ・ 実用英語技能検定(英検)
- ・ GTEC for STUDENTS
- ・ GTEC CBT
- ・ TOEFL iBT
- ・ TOEIC
- ・ TEAP
- ・ IELTS

次に、「グローバル入学試験」を導入し、英語の能力が上述した「グローバルスカラシップ」生と同等の能力を持つ出願者、もしくは留学経験者を、「調査書」および「面接」により総合的に審査する。

さらに、「AO 入学試験」についても、「アドミッション・オフィス入学試験」と「自己推薦入学試験」に分けて選抜する。「アドミッション・オフィス入学試験」は、各学科のアドミッション・ポリシー(期待する学生像)を理解し、各学科が求める学生像および各学科の教育内容を十分理解し、本学入学を熱望した者に対して出願を認めるエントリー方式を導入する。「自己推薦入学試験」では、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴を PR できるコミュニケーション能力を有する者を求める。

また、オープンキャンパスの内容を強化し、学生スタッフの養成を行っていく。さらに受験生への PR のための印刷物を見直していく。【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

【資料 2-1-10】 【資料 2-1-11】 【資料 2-1-12】 【資料 2-1-13】 【資料 2-1-14】 【資料 2-1-15】
【資料 2-1-16】 【資料 2-1-17】 【資料 2-1-18】 【資料 2-1-19】 【資料 2-1-20】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-1-7】 e-learning プログラムの資料
- 【資料 2-1-8】 「会計学」の講義内容（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）
- 【資料 2-1-9】 ANA エアラインスクールの資料
- 【資料 2-1-10】 観光産業特論（学則の該当ページ）
- 【資料 2-1-11】 2 分野の定員設定（2018 年度入学試験要項の該当ページ）
- 【資料 2-1-12】 SSW（2016 履修要項・講義内容の該当ページ）
- 【資料 2-1-13】 創立 130 周年から～静岡英和学院の未来に向けて～
- 【資料 2-1-14】 従来の長期海外留学プログラム資料
- 【資料 2-1-15】 短期海外留学プログラム資料
- 【資料 2-1-16】 静岡市との包括連携協定書
- 【資料 2-1-17】 「地域創造フィールドワーク」の講義内容（2017 講義要項・講義内容の該当ページ）
- 【資料 2-1-18】 静岡市社会福祉協議会との包括連携協定書
- 【資料 2-1-19】 コミュニティ福祉学科「基礎演習 I～IV」の講義内容（2017 講義要項・講義内容の該当ページ）
- 【資料 2-1-20】 入試制度改革（グローバルスカラシップ、グローバル入学試験、AO 入学試験）（2018 年度入学試験要項の該当ページ）

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1) 教育課程編成の基礎

本学は、大学設置基準第 19 条（教育課程の編成方針）にもとづき、まず、大学の目的（学則第 1 条）、また、人間社会学部の教育目的（学則第 3 条 2 項）、そして人間社会ならびにコミュニティ福祉両学科の教育目的（学則第 3 条 4 項）を具現化するために、教育課程を編成している。

また、その教育目的を踏まえ、本学では教育課程編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』や大学ウェブサイト等に掲載し、学生、その他に周知している。なお、平成 29(2017)年 4 月から学校教育法施行規則の一部が改正されることに対応し、カリキュラム・ポリシーを含む 3 つの方針を改定してい

る。

教育課程編成及び実施の方針（カリキュラムポリシー）

人間社会学部では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明示し、「大学ウェブサイト」より下記に引用する。

人間社会学科

人間社会学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目、その他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム（全科目に番号を付ける）を用いて、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。また、目標・記録・評価のツールの「自己ブランドノート」を活用することで自己の学修成果と学生生活を自ら管理し、振り返りを行います。

教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1)基礎教育科目

- ①コモン・ベーシック科目群では、日本語表現力、外国語表現力、情報処理、健康と余暇に関する科目を配置し、主として国際化・情報化に対応できるリテラシーの向上を目指します。特に外国語表現力（英語）においては、能力別クラス編成を行う科目を設定し、学生自身の学習進度に応じた英語力の育成を図ります。
- ②総合教養科目群では、必修科目のキリスト教学を核に学科の専門教育科目を補完するための教養教育科目を配置し、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養修得を目指します。

(2)専門教育科目

- ①専門教育科目は、学生の学修能力の発達状況に合わせ、基礎科目、基幹科目、展開科目、演習科目の4つの科目群を段階的に配置し、体系性と履修の順次性を追求します。
- ②主体的な学びに必要な課題探究能力、批判的分析思考能力、情報リテラシー、コミュニケーション能力など、社会において欠くことのできない能力の育成を達成するために4年間全てにわたる演習科目（ゼミ）において、基礎ゼミから専門ゼミへと発展して、学生の成長の順次性を支援するよう編成します。
- ③学科の基本コンセプトである人間、社会、文化の学びについては、段階的な学びを進めた後に選択する「心理」、「経済経営」、「観光地域デザイン」、「英語文化」、「日本語文化」という5つのメジャー（専攻）まで一貫するように科目を配置します。
- ④初年次教育では、多様な入学生が各自円滑に大学での学修に取り組めるよう1年次

前期の基礎演習 I では学問研究の基礎スキルとして、図書館の活用の仕方・プレゼンテーションの準備と実際などを、アクティブラーニングを取り入れて、学生が主体的に学び、学科行事としたビブリオバトルに結実させます。アクティブラーニングは、学生の実態やスチューデント・アシスタント (SA) による補助なども視野に入れつつ、授業科目に適切に導入します。

- ⑤教室での学修の定着をはかるためにもフィールドワークを重視します。文化フィールドワーク、観光資源調査、経済活動の現場訪問などのほか、企業・自治体・大学コンソーシアムとの地域連携事業もその一環として行います。
- ⑥キャリア教育は、キャリア支援課との連携の下に、演習科目 (ゼミ) を中心として自らのキャリアを継続的に考えます。企業を中心に社会での就労を経験するインターンシップへの参加も支援します。

(3)免許・資格取得科目

教員を目指す学生を支援するために教職課程を設置し、教科「国語」、「英語」、「公民」の教員免許取得に必要な教科に関する科目は学科の教育課程設置科目として配置します。また、認定心理士などの資格取得に必要な科目も配置します。

2. 評価方法

- (1)シラバスに各授業科目の到達目標と、その到達度を適切に判定する評価方法を明示します。期末の試験・レポートだけでなく、各授業時に小テストの実施やミニットペーパーの提出を求めるなど、平素の取り組みへの評価も加味します。
- (2)学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

コミュニティ福祉学科

コミュニティ福祉学科では、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目、その他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム (全科目に番号を付ける) を用いて、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1)基礎教育科目

- ①コモン・ベーシックス科目群では、日本語表現力、外国語表現力、情報処理、健康と余暇に関する科目を配置し、主として国際化・情報化に対応できるリテラシーの向上を目指します。
- ②総合教養科目群では、必修科目のキリスト教学を核に学科の専門教育科目を補完するための教養教育科目を配置し、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養

修得を目指します。

(2) 専門教育科目

- ① 専門教育科目は、学生の学修能力の発達状況に合わせ、基礎科目、基幹科目、展開科目、演習科目の4つの科目群を段階的に配置し、体系的と履修の順次性を追求します。
- ② 主体的な学びに必要な課題探究能力、批判的分析思考能力、情報リテラシー、コミュニケーション能力など、社会において欠くことのできない能力の育成と専門職領域の知識、技術を修得するために4年間全てにわたる演習科目（ゼミ）において、基礎ゼミから専門ゼミへと発展して、学生の成長の順次性を支援するよう編成します。
- ③ 社会福祉の専門職領域を目指す「地域福祉キャリア・ステージ」、子ども・家庭福祉と幼児教育の専門職領域を目指す「子ども保育キャリア・ステージ」、福祉や保育ならびに幼児教育の知識や技術を一般企業や行政職領域で活かす「共生社会キャリア・ステージ」の3つの職業領域モデルを学生の進路として想定し教育課程を配置します。福祉や保育ならびに幼児教育への専門的な職業能力や、一般企業や行政職領域への適応能力を高めるようデザインします。
- ④ 初年次教育では、多様な入学生が円滑に大学での学修に取り組めるよう1年次の基礎演習Ⅰ・Ⅱに学科教育のねらいと4年間の学修プロセスが理解できるように導入教育や、大学の授業の特徴や大学での学び方などの学修スキルの修得を中心に学びます。
- ⑤ 社会福祉、子ども・家庭福祉と幼児教育の専門領域を学ぶためには実習が必須であり、特に複数の免許、資格取得を目指す学生に対しては、教室外学修の課題を課す時期と課題の整合性、連携性を図り、学生の学修が特定時期だけに偏らないように計画的な学修ができる環境を整えます。
- ⑥ キャリア教育は、キャリア支援課との連携の下に、演習科目（ゼミ）を中心として自らのキャリアを継続的に考えます。企業を中心に社会での就労を経験するインターンシップへの参加も支援します。
- ⑦ 学科教員による採用試験、国家試験対策のための時間を開設し、段階を追った指導を行います。

(3) 免許・資格取得科目

社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、高等学校教諭（福祉）、スクール・ソーシャルワーカーを目指す学生を支援するために課程を設置し、必要な資格科目を配置します。

2. 評価方法

- (1) シラバスに各授業科目の到達目標と、その到達度を適切に判定する評価方法を明示します。

期末の試験・レポートだけでなく、各授業時に小テストの実施やミニットペーパーの提出を求めるなど、平素の取り組みへの評価も加味します。

(2)学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

具体的な教育課程の編成方法としては、大学設置基準第20条（教育課程の編成方法）にもとづき、卒業要件にかかわる各授業科目を「必修科目」と「選択科目」としたが、人間社会学科では、教員免許課程の「教職に関する科目」などの多くは、卒業要件には含めない科目とした。そして、これらの科目を各年次に、適切に配当し編成している。このことは、静岡英和学院大学学則第15条、および第23条とその別表に明記した。さらに『履修要項・講義内容』に掲載し、全学生に周知している。

また、教育課程編成においては科目の体系性の検討や、科目が編成に沿った教育目標を到達できるような授業内容であるかを客観的にチェックすることが重要となる。その手段として、科目の体系性を調べるために、編成内における科目の位置づけを示す「科目ナンバリング」を平成29(2017)年度から実施した。その科目が適切に授業として計画されているかどうかは平成28(2016)年度から導入している「第三者によるシラバスのチェック」で検証している。

【資料2-2-1】【資料2-2-2】【資料2-2-3】【資料2-2-4】【資料2-2-5】【資料2-2-6】

2) 学部共通の「基礎教育科目」

人間社会学部は、人間社会学科とコミュニティ福祉学科の2学科から構成されているが、まず学科間の共通科目として、「基礎教育科目」を編成し、「コモン・ベーシックス」と「総合教養科目」とから構成される。

「コモン・ベーシックス」の科目領域は、「日本語表現力」、「外国語表現力」、「情報処理」、「健康と余暇」の4つの科目群からなり、基礎的な言語運用能力と情報処理能力の養成等を目指す。

「総合教養科目」の科目領域は、「キリスト教と人間の理解」、「現代社会と国際理解」、「科学と環境の理解」、「地域の理解」という4つの科目群からなり、複雑化の進行する人間社会を、複合的な視点から見て、自主的・総合的に考え、的確に判断できる、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養教育を目指している。 【資料 2-2-7】

3) 学科独自の「専門教育科目」

人間社会学科とコミュニティ福祉学科は、人間社会学部の教育目的を基礎にしながらも、それぞれの学科独自の教育理念にもとづく教育目的をもっており、それを具現化する教育課程（カリキュラム）が、各学科の「専門教育科目」である。

この「専門教育科目」が「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「演習科目」の4つの科目群から構成されている点では共通している。 【資料 2-2-8】

4) 人間社会学科の「専門教育科目」

人間社会学科は、人間とその社会の営みを「学際的・総合的観点」から考察し、人間・社会・文化が相互に調和し、共生関係の人間社会を創造できる人材を育成するという教育理念に基づき、「グローバル化の時代における社会とその形成者としての人間の生き方

を総合的に問い、社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する」という教育目的を規定した。

人間社会学科の「専門教育科目」には、このような人間と社会の「学際的・総合的」な教育研究という教育理念・目的に即して教育課程が編成されている。

そして、その教育課程は、「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「演習科目」という4つの科目群を、段階的かつ系統的に学ぶ過程で、「心理」、「総合マネジメント」、「言語文化」の3つの系ごとに、「学際的・総合的観点」を基礎にした人間理解・社会理解・文化理解が深まるようにデザインされている。

さらに、3つの系が、「心理」、「経済経営」、「観光地域デザイン」、「英語文化」、「日本語文化」という5つのメジャーに分化されており、卒業研究で取り組むメインメジャーをもたせる。また、これ以外にサブメジャーとして他のメジャー科目群を履修することも可能としている。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

5) コミュニティ福祉学科の「専門教育科目」

コミュニティ福祉学科は、広く地域社会の福祉の実現を図るために、社会福祉のより高度な専門教育と職業能力を備えた人材を養うことを教育理念とし、「人間と社会にとっての福祉の意味を問い、豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する」ことを教育目的と定めた。

コミュニティ福祉学科の「専門教育科目」には、「社会福祉のより高度な専門教育」が「職業能力」と結びつき、具体的な「対人援助と地域の福祉に貢献するための力」の育成が意図されている。

コミュニティ福祉学科のカリキュラムは、社会福祉の専門職領域を目指す「地域福祉キャリア・ステージ」、子ども・家庭福祉と幼児教育の専門職領域を目指す「子ども保育キャリア・ステージ」、福祉や保育ならびに幼児教育の知識や技術を一般企業や行政職領域で活かす「共生社会キャリア・ステージ」の3つの職業領域モデルを学生たちの進路として想定し、学生たちが、「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「演習科目」からなる4つの科目群を学ぶ過程で、専門教育を行い、福祉や保育ならびに幼児教育への専門的な職業能力や、一般企業や行政職領域への適応能力を高めるようデザインされている。

【資料 2-2-11】

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 基礎演習における小集団・個別学修の活用

本学の教育目的では「責任を伴う自由で自立した人格を形成する」ことを掲げ、人間社会学部の教育目的では「共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成」を掲げている。そして、人間社会学部の教育目的では、「社会と人間への理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する」と定め、またコミュニティ福祉学科の教育目的には、「豊かな人間性をもって対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する」ことを定めた。

以上の教育目的をまとめると、主体的に他者と関わることができる自立した人格を育てる、ということである。

この目的を達成するための方法として、人間社会学科ならびにコミュニティ福祉学科の1・2年次に「基礎演習」を設定した。「基礎演習」では、担当教員1人と1クラス10人前後の小集団において、まず大学の初年次教育を行い、スタディ・スキルを習得させるのだが、その学修過程が、個人の報告やメンバーとのディスカッションなど、主体的な他者との関わりから、独自のパースペクティブを形成する有効な機会となっている。

人間社会学科では、この「基礎演習」は、1年次から2年次前期までの3セメスターにⅠ・Ⅱ・Ⅲを配置している。「基礎演習Ⅰ」では日本人学生と外国人留学生とに分けた上で、学籍番号順にゼミ分けをして、大学での学修への導入教育を行っている。「基礎演習Ⅱ・Ⅲ」では、ゼミは希望制を採り、スタディ・スキルの向上を継続しつつ、担当教員の学問領域への導入的学修を演習形式で行っている。

学科教員は、「心理」、「経済経営」、「観光地域デザイン」、「英語文化」、「日本語文化」の5つのメジャーの専門性を担うが、「基礎演習Ⅱ・Ⅲ」における学修は、学生にとって2年次後期からの専門ゼミ（「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「卒業研究」）選択に資することにもなっている。

コミュニティ福祉学科では、1・2年次の2年間にわたって「基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を段階的に配当している。1年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では、学科教育のねらいと4年間の学修プロセスを理解させるなどの導入教育や、大学の授業の特徴や大学での学び方などのスタディ・スキルの習得を中心に、また、2年次の「基礎演習Ⅲ・Ⅳ」では、それらを徹底させるとともに、徐々に専門教育や専門演習への導入を中心に学修に取り組んでいる。そして、この2年次の「基礎演習Ⅲ・Ⅳ」では、学生が希望する「地域福祉キャリア・ステージ」、「子ども保育キャリア・ステージ」、「共生社会キャリア・ステージ」の3つの職業領域モデルに則した学問領域の教員と、それとは異なる専門領域の教員のゼミを選択させ、3年次の専門演習Ⅰ・Ⅱの選択や、3・4年次の専門教育の理解に資するよう配慮している。学生が自分の関心のある領域と、それとは異なる領域との両方の教員の演習指導を受けることは、豊かな人間性をもって、対人援助と地域福祉に貢献するための力を育成するという学科の教育目標に合致する。【資料2-2-12】

2) 「人間社会総論」と必修化科目

人間社会学部は、人間社会学科が「人間社会」、コミュニティ福祉学科が「コミュニティ福祉」と重視するキーワードは異なるものの、学部共通的なものの見方・考え方の取得を目指している。

その具体化の1つとして、1年次前期の授業として学科所属の教員のオムニバス授業である「人間社会総論」が設置されている。この授業は「人間社会」、「コミュニティ福祉」を橋渡しして、それぞれの専門を学ぶためには、1つの専門性だけでなく複数のアプローチが必要であることを理解できるようになっている。また、それぞれの専門性に触れることにより、自らの主体的関心がどの専門分野に向いているかを考えさせ、専門性を学ぶ準備をさせる働きも持っている。

学生が専門性を学ぶために、導入的科目である「人間社会総論」の他に、人間社会学科では「人間学基礎」、「心理学基礎」、「経済学基礎」、「経営学基礎」、「英米文化論基礎」、「言語学基礎」、「日本文化論基礎」、コミュニティ福祉学科では「福祉

とキリスト教」、「社会学基礎」、「経済学基礎」、「社会福祉総論Ⅰ」、「社会福祉総論Ⅱ」、「地域福祉論Ⅰ」、「地域福祉論Ⅱ」といった基礎理論を学べる授業を必修科目化して設置している。こうすることで、学生たちが各自の専門性を深める前の時点で、学際的観点の素地を形成させることを促す。 【資料2-2-13】

3) 「基礎教育科目」「専門教育科目」に関する学科ごとの活用の仕方

「基礎教育科目」では、学部共通の教育理念と目的に従って学ぶため、教育内容は、大部分は学部共通となる。「基礎教育科目」は「コモン・ベーシックス」と「総合教養科目」の2つの科目群から構成している。また、「専門教育科目」を「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「演習科目」の4つの科目カテゴリーから構成しているあり方は、人間社会学部で共通である。

しかし、人間社会学科とコミュニティ福祉学科は同じ学部にあり、学部共通の目的を目指しつつも、両学科それぞれの理念と目的に従って教育活動を展開している。そこで人間社会学科とコミュニティ福祉学科は、それぞれ独自に、「基礎教育科目」と「専門教育科目」の中の科目カテゴリーの学び方を指定している。

たとえば、人間社会学科は、より「学際性」を重視しているため幅広い教養が必要となり、そのため基礎教育科目の比重を多めにしている。一方、コミュニティ福祉学科では、「対人援助」能力の育成を学科のねらいの一つとしていることから、専門的な「対人援助」の知識・技術・資質を身に付けるための「専門教育科目」を重視しており、こちらの科目群の比重が高い。

【表2-2-1】卒業要件における学科別単位数表

	基礎教育科目	専門教育科目
人間社会学科	34単位	90単位
コミュニティ福祉学科	26単位	98単位

4) 習熟度別クラス編成

人間社会学部の基礎教育科目におけるコモン・ベーシックスの中の情報関連科目である「ネットワーク・リテラシー」では、履修前の時点で、学生による自己申請で習熟度別にクラス分けをして授業を行っている。

また、人間社会学科では、1年生全員に対して入学後すぐに、英語の基礎力の確認テストを行い、その結果に従って、英語関係科目についてのクラス分けを行っている。これは、グローバル化時代に対応してコミュニケーション能力を高めたいという学科の目的を実現するための手段の一つである。

一方、コミュニティ福祉学科では、保育士養成課程の受講希望学生に対し、「ピアノ教育」の授業の履修に際して、学生の自己申請によって習熟度別にクラス分けをして授業を行っている。保育士の仕事では、ピアノ演奏の技量が重視されているが、コミュニティ福祉学科の入学生の中にはピアノの経験が皆無の者から長期にわたる者まで幅が大きく、ピアノを比較的得意な者に対してはさらにそれを伸ばし、またピアノを基本から始める者に対しては、保育の現場で適応できる水準に到達できるように指導するため、

クラス分けを行っている。【資料2-2-14】

5) GPA(Grade Point Average)制度と CAP (年間履修単位上限設定) 制度の採用

人間社会学部では GPA 制度と CAP 制度を採用している。GPA 制度は成績評価をより明確にし、学生自身が自らの進捗を把握することにより、授業に対する意識を高め、学修に役立てることを目的としている。GPA の具体的な計算方法は『履修要項・講義内容』において分かりやすく解説されている。

また、単位制の趣旨を保つための工夫として、1 年間の履修単位に上限を設ける CAP 制度を採用することで、1 つの授業にかける予習・復習の時間を確保できるようにし、授業外学修を促すことで、履修する科目一つひとつについて学修の徹底を指導している。具体的な CAP 制度の内容については『履修要項・講義内容』に解説されている。【資料 2-2-15】

6) 人間社会学科の「I+brand」プロジェクト

人間社会学科では、高い識別性をもって社会の中で固有の価値を実現する「自己ブランド力」の形成をめざし、「静岡英和 自己ブランド力向上プロジェクト」に取り組んでいる。通称「I+brand アイ・ブランド」は、卒業までの4年間に学生が「自分」というブランドの開発に着手し、そのブランド力を向上させるために考案されている。

自己ブランド力を構成する要素として、「基礎技能」、「専門知識」、「行動基礎力」、「学業実践力」の4つの観点が設定されており、大学におけるあらゆる活動を、学生一人ひとりの個性や人間性を伸ばす手段として位置づけ、自己を振り返るための助けとなるよう、ゼミ内で自己ブランドノートにより定期的に記録化し、いつでも確認できるようにしている。【資料2-2-16】

7) コミュニティ福祉学科の社会福祉士国家試験対策講座

コミュニティ福祉学科の学生の中核的な進路であり、またそのための資格でもある社会福祉士の国家試験の対策講座を、外部委託することなく、専任教員が担当している。

【資料 2-2-17】

8) 教授方法の改善を進めるための組織体制

教授方法や教授内容の改善を進めるための組織として FD 委員会を設置している。FD 委員会では、「学生による授業改善のためのアンケート」や「教員相互の授業参観」を実施している。【資料 2-2-18】

【表】

【表2-2-1】卒業要件における学科別単位数表

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】大学設置基準第 19 条、第 20 条

【資料 2-2-2】静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ

- 【資料 2-2-3】カリキュラム・ポリシー（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-4】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-5】「科目ナンバリング」の導入について
- 【資料 2-2-6】2017 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い
- 【資料 2-2-7】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-8】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-9】人間社会学科の教育目的（2018 年度入学試験要項の該当ページ）【資料 2-1-1】と同じ
- 【資料 2-2-10】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-11】コミュニティ福祉学科の教育目的（2018 年度入学試験要項の該当ページ）【資料 2-1-1】と同じ
- 【資料 2-2-12】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-13】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-14】習熟度別クラス編成資料
- 【資料 2-2-15】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-16】自己ブランドノート資料
- 【資料 2-2-17】社会福祉士国家試験受験対策講座資料
- 【資料 2-2-18】FD 委員会規程
- 【資料 2-2-19】3 つの方針（ポリシー）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

人間社会学部では、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 16 号）により、「三つの方針」の策定及び公表の義務化、「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めるにあたり「卒業の認定に関する方針」との一貫性の確保に努めることが定められたことに基づき、平成 28(2016)年度末に、両学科の特質をより踏まえた学科ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを改定した。

平成 28(2016)年度から、新カリキュラムが実施されているが、この 3 つのポリシーを有機的に関連させながら具体的に運用し、教育の質保証に繋げて行く。その具体的な手段として「科目ナンバリング」と「シラバスの第三者チェック」を導入しており、今後もより適切な教育課程編成が行われているかの見直しを図っていく。特に、『履修要項・講義内容』の書き方や、「シラバスの第三者チェック」における評価の観点が教員によってばらつきがあり、統一された書き方になっていない。よって、教務委員会である程度統一した基準を検討、設定することで、学生にとってさらに理解しやすいものになりたい。

また、何を、どう、教授するかは絶えず振り返るべきであり、何を、がカリキュラムであるとすれば、どう、はその運用もしくは実際の授業の方法に関わる。授業方法のより一層の工夫を実践するために、FD におけるスキルアップが不可欠である。すでに蓄積のある「学生による授業改善のためのアンケート」や「教員相互の授業参観」を、より実効あるものとするとともに授業方法改善のための体制づくりや運用方法の検討を行

うなど、さらなる組織的取り組みを構築していく。その一例として、アンケートや授業参観の結果を踏まえて、学科内での教員間の議論を行うことで、より効果的な授業方法を模索している。さらに、質の保証の観点から、時間外学修時間の確保など単位の実質化をどのようにして図っていくかについても検討していく。

【資料 2-2-19】

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 学部共通の新入生へのオリエンテーション

新入生に対して、履修や学修面（教務担当職員）、大学生生活面（学生部担当職員）、進路・就職（キャリア支援担当職員）、図書館利用（図書館司書）による学部共通のオリエンテーションをおこなっている。

2) 毎学期の学科ごとのオリエンテーション

新入生を含め、学科ごとに、両学科長を中心に、学科の教務委員、学生委員、就職委員、教員が学期初めに、学年ごとにオリエンテーションを行っている。

そのなかで、教務委員が、各学年・各学期の学修のポイント、履修上の注意をしている。【資料 2-3-1】

3) 所属ゼミにおける確認

本学では、学生は全員、1 年次からゼミに所属している。ゼミの中で、履修上の誤りはないか、ゼミ担当教員が責任をもって確認している。【資料 2-3-2】

4) オフィスアワーの設置

全学的にオフィスアワーが時間割上に設置されており、専任教員が、学生に対する個別対応をできる体制が整えられている。また、『履修要項・講義内容』にも具体的なオフィスアワーの時間や、連絡手段の方法が明記されており、専任教員だけでなく、非常勤講師も学生への個別対応が行える体制が整えられている。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

5) 学修不振者への対応

毎学期の GPA を参考に、学生一人ひとりに対して、ゼミ担当教員から個別的履修や

学修、また進路に関しての指導を行うこととしている。【資料 2-3-6】

6) 保護者会

保護者会を毎年 1 回開催し、保護者に対しても、成績表の見方や卒業要件を説明し、大学の教学面に理解と協力を求めている。【資料 2-3-7】

7) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による修学意欲の低下、目的意識の喪失、大学での環境に適応できない、あるいは心のトラブルを抱える学生が近年散見されるようになり、退学者及び休学者対策は喫緊の課題となっている。

その対策の一つとして、ゼミ担任が学生との個別面談を行い学習継続に支援を要する学生等を把握し、この情報を学科内で共有することとしている。入学時から卒業時まで全学生が少人数制のゼミに所属する制度を設けている利点を活かし学生サポートを実施している。

さらに、不登校傾向のある学生等、個人志向の強い学生には図書館を居場所と位置づけていく等、学生の多様化するニーズに対応する環境を整えている。例えば、人間社会学科では、基礎演習への参加に困難を感じる学生を対象に、図書館と連携して大学内に居場所を作るとともに、図書館での独習を演習参加の代替として認めることでセーフティネットを構築し、中退予防を図る取り組みを平成 29(2017)年 4 月 1 日より開始した。こうした取り組みについては、効果等も検証しつつコミュニティ福祉学科にも広げていくことを検討していく。【資料 2-3-8】

また、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生も一定数おり、中途退学につながるケースもあることから、経済的に困窮している学生に対して、学外も含めた奨学金の情報が効率的に伝わる工夫をしていく。ただし、中途退学につながる理由は多岐にわたっており、様々な問題発生の未然防止策について今後検討していく。

【表 2-3-1】 中途退学理由の推移

(学科)	(人)			(学科)	(人)		
	2014	2015	2016		2014	2015	2016
人間社会学科				コミュニティ福祉学科			
一身上の都合	0	0	3	一身上の都合	2	1	1
進路変更	5	4	7	進路変更	※ 6	2	2
成績不良	1	4	4	成績不良	1	2	2
家庭の事情	0	0	1	家庭の事情	0	0	0
経済的理由	1	1	0	経済的理由	5	3	3
授業料未納	10	4	7	授業料未納	1	1	1
病気・事故	1	2	2	病気・事故	0	0	0
その他	0	0	1	その他	0	0	1
計	18	15	25	計	15	9	10

※地域福祉学科含む

保護者に対しては、例年 11 月に保護者会を開催し学生生活におけるサポート内容などを説明し、全体会終了後に、ゼミ担任が個別に面談の機会なども設けている。学生の状況を教員と保護者の間で情報共有し密な連携を図る場となっている。

また、退学や休学を希望する学生には、状況を確認し可能な限りの対策をとる目的で、ゼミ担任が利用するためのチェックシートが用意されている。それにより、各ゼミにおける事前対応の均質化を可能としている。

【データ編 表 2-4】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

8) 学生意見の汲み上げ

授業の内容については、全科目において授業改善のアンケートを実施し、集計結果は、図書館で閲覧できるようにしている。また、授業担当者は、集計結果についてコメントを作成し、今後の授業に活かしている。実施の後、各教員からのコメントがフィードバックされ、学生に公開されている。

学生生活についての問題などは、新館 2 階に提案箱を設置して学生生活の向上のための意見を吸い上げている。投書の内容別に関係諸機関に伝達され、迅速な対応を心がけている。

卒業時には、学生生活全般の満足度を計る「大学生活に関する卒業生アンケート」が実施され、学生サービスの向上に活用されている。【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】

9) 学修支援者等の活用

日本語能力が不足している、あるいは授業についていけない留学生には、留学生センターで日本語サポートと学修サポートを行っている。それらのサポートは、本学の奨学金を授与された日本人学生がボランティアで行っている。その結果、留学生は日本人学生から、ほぼマン・ツー・マンの形で、週 1 時間日本語やレポートの書き方などを習うことができる。また、留学生と日本人との交流の場ともなり、双方に良い影響を及ぼしている。なお、このシステムのコーディネーターは、留学生センターのスタッフが行っている。

また、コミュニティ福祉学科では助手を配置し、教員の教育活動への支援を行い、適切にサポートしている。【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】

10) 教職協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会も教員と職員から構成されており、正規の構成員以外の職員も陪席している。さらに、就職委員会、入試・広報委員会、FD 委員会、図書委員会、ボランティア委員会などの各委員会についても職員が陪席として参加し、委員からの問いかけに必要な応じて意見を述べている。【資料 2-3-17】

【資料 2-3-18】

【表】

【表 2-3-1】 中途退学理由の推移

【エビデンス集・データ編】

【表 2-4】 学科別退学者数の推移（過去 3 年間）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 オリエンテーション資料

【資料 2-3-2】 2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】 と同じ

【資料 2-3-3】 専任教員担当時間表

【資料 2-3-4】 オフィスアワー（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）

【資料 2-3-5】 2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】 と同じ

【資料 2-3-6】 GPA の利用（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）

【資料 2-3-7】 保護者会次第、当日資料

【資料 2-3-8】 中途退学者に対する図書館の協力

【資料 2-3-9】 「退学」、「休学」聞き取り項目（チェックシート）

【資料 2-3-10】 保護者会面談希望者一覧

【資料 2-3-11】 退学・休学に関する資料（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）

【資料 2-3-12】 授業改善のためのアンケート資料

【資料 2-3-13】 提案箱についての資料

【資料 2-3-14】 大学生活に関する卒業生アンケート

【資料 2-3-15】 留学生センターについて（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）

【資料 2-3-16】 2016 年度留学生センター事業報告

【資料 2-3-17】 静岡英和学院大学教務委員会規程

【資料 2-3-18】 静岡英学院大学学生委員会規程

【資料 2-3-19】 非常勤講師のオフィスアワー具体例（2017 履修要項・講義内容該当ページ）

【資料 2-3-20】 「教育改革推進事業」学内公募資料

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

両学科ともに学期ごとにオリエンテーションを実施し、学生の履修支援を行っている。新入生には学科のみならず各事務部もオリエンテーションを行っている。

両学科ともに 1 年次からゼミに所属し、ゼミ担当教員は履修指導のみならず生活指導に至るまで責任をもって確認している。

オフィスアワーについては、専任教員も、非常勤講師も、学生への個別対応ができるように『履修要項・講義内容』に具体的な対応時間が明記されている。また、オフィスアワーの設置が難しい非常勤講師については代替手段としての連絡手段が明記されており、それぞれ何らかの手段によって学生への個別対応ができるような体制が平成 29(2017)年度から導入され、よりいっそう充実したものとなった。【資料 2-3-19】

学修支援、授業支援への教職協働については、これまで、実質的には行われている事例もあるが、ほとんど規定されていなかった。しかし、平成 29(2017)年度から、教務委員会、学生委員会については、委員会の構成員に職員が正規に組み込まれるようになって

た。これをきっかけとして、今後も引き続き、学修支援、授業支援への教職協働について制度化していく予定である。

学修不振者への対応は、ゼミ担当教員が GPA の低い学生を中心に面談を行うなどして指導を行っているが、後手に回ることも多く、休学・退学を防ぐには至っていない。退学・休学を希望する学生にはゼミ担当教員が状況確認をしているが、今後は出席確認システムの導入、留学生への日本語サポートプログラムや経済的問題を抱える学生のための奨学金制度の充実、不登校傾向のある学生のための居場所作り等の検討を始めるなど、退学・休学の芽が小さいうちにその芽を早期に発見できるような対策をしていく。

留学生センターでは留学生に対する教育支援ボランティアを導入しているが、無給であるため、今後日本人の学修不振者や低学年などの学修初心者へのサポートを含め、成績優秀者や高学年生による SA(Student Assistant)導入についても予算化を含め検討を始める。

なお SA 導入を対象とする教育内容は留学生の日本語教育に限定するのではなく、演習・実習系の通常授業も対象とされる。現在は予算化がされていないが、本学における学内の教育改革への取組を支援する「教育改革推進事業」を利用することで、試験的に、SA 制度を試すことができる。その結果を踏まえつつ、本学に適した SA 制度を模索していく予定である。【資料 2-3-20】

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定の原則

本学では、単位の認定については、大学設置基準第21条（単位）を基礎とし、静岡英和学院大学学則第16条、第18条に規定し、これにそって厳正に実施している。

【資料2-4-1】

2) 他の教育機関における科目や単位

他の教育機関における単位修得の扱いについては、大学設置基準第28条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第29条（大学以外の教育施設等における学修）、第30条（入学前の既修得単位等の認定）を基礎として、静岡英和学院大学学則第19条、第20条、第21条に規定され、第19条、第20条、第21条で認められる単位数は合わせて60単位を超えないものとしている。【資料2-4-2】

3) 留学者の単位の認定について

本学は、留学制度を実施している。この留学の学修成果を本学の単位として認定する

方法は以下のように規定している。

まず留学の学修成果の単位認定が、日本国内での本学以外の教育機関における学修成果の扱いの規程と矛盾しないように配慮した。また、本学では、通年で履修できる単位数の上限を規定しており、留学の学修成果の単位認定が、これとも矛盾しないように配慮した。

それらを踏まえ、国際交流委員会において留学者の単位認定に関するガイドラインを作成し、教務委員会においてこれを確認し、教授会がこれを承認した。【資料2-4-3】

4) 個々の授業科目の成績評価について

個々の授業科目の授業評価の出し方については、『履修要項・講義内容』の、それぞれの授業ページの「評価方法・基準」の項目に明記している。「評価方法・基準」の項目も含めて、シラバスの第三者チェックを平成 28(2016)年度から導入し、学生にわかりやすい表現であるか、教員による相互チェックが行われている。【資料 2-4-4】

その成績評価方法と自らの成績とで疑問がある場合は、成績通知書を受け取ってから1週間以内に学部事務室に申し出れば、教員に事情説明を求めることができる。これは、「成績不服申立制度」と呼び、『履修要項・講義内容』に明記してある。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

5) 卒業要件について

本学では、教育目的を踏まえ、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を定め、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』や大学ウェブサイト等に掲載し、学生、その他に広く周知している。なお、平成29(2017)年4月から学校教育法施行規則の一部が改正されるのに対応し、ディプロマ・ポリシーを含む3つの方針を改定している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間社会学部では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しており、「大学ウェブサイト」より下記にその全文を引用する。

人間社会学科

人間社会学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての幅広い知識・教養と、自らの専攻する学問分野における基本的、専門的な知識を修得している。（知識・理解）
2. 国際化、情報化、高度技術化が進む現代社会を総合的に捉える適切な判断力、実践力、コミュニケーション方法を身につけている。（技能・能力）
3. 情報収集や情報分析を行い、自ら社会における問題を発見したり解決のアイデアを構想し、提案することができる。（問題発見・解決力）
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。（ジェネ

リックスキル)

5. 現代社会の市民として多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。(市民性の涵養)

6. 自らの目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。(自律性・生涯学習力)

コミュニティ福祉学科

コミュニティ福祉学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての幅広い知識・教養と、教育・社会福祉従事者として必要とされる基本的、専門的な知識を修得している。(知識・理解)
2. 国際化、情報化、高度技術化が進む現代社会を総合的に捉える適切な判断力、実践力、コミュニケーション方法を身につけている。(技能・能力)
3. 教育・社会福祉従事者として、教育や福祉の現場の諸問題を自ら発見、理解し、論理的、実践的知識、資源を活用することで、問題解決に必要な方法を構想し、行動することができる。(問題発見・解決力)
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。(ジェネリックスキル)
5. 現代社会の市民として多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。(市民性の涵養)
6. 教育・社会福祉従事者としての目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。(自律性・生涯学習力)

具体的な卒業の要件については、大学設置基準第32条(卒業の要件)を基礎として、静岡英和学院大学学則第40条に要件を定め、厳正に実施している。

また、単位の認定及び卒業の認定については教務委員会が中心となり「静岡英和学院大学学則」に則り実施されるよう注意を払っている。

卒業判定は、人間社会学科とコミュニティ福祉学科が、卒業判定の原案を作成し、教務委員会の審議を経て、教授会で承認し、学長が決定する手続きを厳正に行っている。

【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

6) GPAの活用について

卒業にあたり、人間社会学科においては「静岡英和学院大学賞」、コミュニティ福祉学科においては「静岡英和学院大学賞」、「日本社会福祉士養成校協会表彰」、「全国保育士養成協議会会長表彰」の受賞者選定にGPAを使用している。また、退学・休学対策のための学生指導においてもGPAを活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 静岡英和学院大学学則 第 16 条、第 18 条

【資料 2-4-2】 静岡英和学院大学学則 第 19 条、第 20 条、第 21 条【資料 2-4-1】
と同じ

【資料 2-4-3】 留学者の単位認定について

【資料 2-4-4】 2017 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い【資料 2-
2-6】と同じ

【資料 2-4-5】 2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ

【資料 2-4-6】 授業用ハンドブック

【資料 2-4-7】 静岡英和学院大学学則 第 40 条

【資料 2-4-8】 卒業判定に関するマニュアル

【資料 2-4-9】 大学ウェブサイト ディプロマ・ポリシー

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>【資料 1-3-3 と同じ】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、1 単位あたりの学修時間を確保するため、授業の実施時間について厳格に運用し、シラバスに沿った授業計画の完遂を目指している。シラバスを前提とした適正な成績評価、単位認定がなされるように科目担当者に周知している。シラバスの「授業目的と到達目標」、「事前・事後の学修時間・学修内容について」、「評価基準と方法」、「その他 学生へのメッセージ」の情報を提供することで、小テストや課題提出などで履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。合わせて平成 28(2016)年度からシラバスの第三者チェックを導入することで、学生にもより良くわかるシラバスの作成がされているかの相互チェックも行っている。

学修効果を正確に把握するために、それぞれの授業科目で明示している評価方法及び評価基準に従って適正に評価するよう、全教員に周知している。しかし、全体的には、科目担当者によって、単位認定率及び GPA に違いが生じている現状もあり、今後は、単位認定のあり方や適正な評価基準・評価方法について、教務委員会などにおいて検討を重ねていく。また、学修内容を着実に身につけるために、遅刻・欠席について全教員が厳正に対処するよう進めていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会で審議される。なお 9 月卒業の場合は、9 月に開催される教授会で審議される。卒業直前に卒業要件の不足が生じる事態に陥らないよう、4 年次学生に対する履修登録確認を前期・後期の開始時に、ゼミ担当教員や学科教務委員と学部事務室職員が行っているが、今後は、事前チェックできる体制の強化を教員、学部事務室職員で行っていく。

GPA の利用方法としては「静岡英和学院大学賞」等の受賞者選定や学生指導等に利用されているが、それ以外の活用方法についても、検討していく。

今後学生に適切な登録が容易に行えるように、「学務システム」（教務事務に関するコンピュータ・システム）の更新が平成 28(2016)年度に行われた。また、システムで集

約された情報について、教務委員会など各部署と連携し、適正な管理および有効活用に努める。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア支援科目

人間社会学科とコミュニティ福祉学科では、学生の希望進路が入学時点ですでに異なる傾向を持っているため、カリキュラム内でのキャリア教育の内容や方法は異なる。すべての学生が4年間何らかのゼミに所属するカリキュラムとなっている点は両学科に共通しているものの、人間社会学科では演習科目を中心にキャリア教育が行われているのに対し、コミュニティ福祉学科では専門教育科目が中心となっている。

人間社会学科では、1年次前期の必修科目である「基礎演習Ⅰ」からキャリア教育を開始し、以後半期ごとに「基礎演習Ⅱ（1年次後期必修科目）」、「基礎演習Ⅲ（2年次前期必修科目）」の各学修プログラムの中に学科共通のキャリア教育行事を配置し、キャリア意識を高める取り組みを行っている。

コミュニティ福祉学科では、福祉分野の国家資格（社会福祉士・保育士）や幼児教育分野の免許取得を希望する学生が多いため、対応する専門科目や実習科目においてキャリア教育を行なっている。社会福祉士の場合は、平成27(2015)年度より「社会福祉特講Ⅰ・Ⅱ（4年次選択科目）」を開講し、国家試験の受験を希望する学生への学修支援を強化している。保育士の場合はカリキュラム外で資格取得のための模擬試験等を行っている。加えて、必修の演習科目（「基礎演習Ⅰ（1年次前期必修科目）」、「基礎演習Ⅱ（1年次後期必修科目）」、「基礎演習Ⅲ（2年次前期必修科目）」、「基礎演習Ⅳ（2年次後期必修科目）」）においてキャリア形成の準備を促す指導が行われている。資格・免許取得を希望しない学生の場合においても、専門ゼミを選択する直前の2年次後期に「キャリアスタディ」などを通じてキャリアについての意識を高めるよう指導している。

学部全体としては、オリエンテーション期間等にキャリアガイダンスや進路（希望）に関するアンケートを年度ごとに行い、学生の希望進路を把握している。

また、両学科ともに2年次からは「インターンシップⅠ・Ⅱ」が開講され、学生はインターンシップを行うことで4単位取得が可能となっている。「インターンシップⅠ」と「インターンシップⅡ」の合計履修者数は、平成28(2016)年度は8人（人間社会学科6人、コミュニティ福祉学科2人）であった。研修先は、大学が特定研修先20社（団体）を準備し、学生が希望する特定研修先とインターンシッププログラム覚書を交わしている。その他、外部団体との協力により紹介を得ている研修先が27社（団体）ある。学

生が独自に開拓した研修先も条件を満たせば単位認定される。

この他、両学科共通の科目である「ネットワーク・リテラシー（1年次必修科目）」では、基本的な情報処理の概念やコンピュータのハードおよびソフトの操作に関する知識を学修することで、就労に必要な基本的な情報通信技術の獲得を支援している。

【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

2) キャリア支援課によるキャリア支援

カリキュラム外での支援については、キャリア支援課を設置し、学生に対するキャリア支援を行っている。

キャリア支援課が行う日常業務として、学生の希望進路の把握、学生の就職相談および指導、求人に関する情報の受け入れと発信、学生の進路状況の把握などがある。

学生の希望進路については、両学科との協力体制のもとに全学生に対して毎年調査を実施しており、休学等による一部の例外を除いてほぼすべての学生の希望進路の把握が実現できている。これらの情報に基づいてキャリア支援課は早期から学生の希望進路を把握し、就職相談および指導に活かしている。就職相談・指導に関しては、1回30分の個別面談・書類添削指導、60分の面接指導を行なっている。

これらの日常業務のほかに、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、留学生への就職支援、保護者向け就職説明会、業界勉強会などがある。【データ編 表 2-9】【データ編 表 2-10】【データ編 表 2-11】【資料 2-5-4】

① キャリア支援・就職支援講座

3年生向けのキャリア支援・就職支援講座（基礎講座・フォロー講座）、および4年生向けフォロー講座の企画・運営を行っている。新入生ガイダンス時に、在学中のキャリア教育・就職支援について説明を行い、就職活動の準備と、活動中の支援として、キャリア支援・就職支援講座（基礎講座・フォロー講座）を案内している。受講対象の3年生に対しては、新年度オリエンテーション時にキャリア支援・就職支援講座、年間スケジュールを配布するとともに、ゼミ担任よりアナウンスを行っている。キャリア支援課は、スケジュール揭示、メール案内、学内放送にてアナウンスを行い学生に周知している。内容は、3年生対象の基礎講座において就職活動の進め方、身だしなみ、応募書類の書き方、面接対策など、就職活動の全過程について講義形式で基礎知識を提供し、基礎講座不参加学生に対しては、いつからでも受講できることをゼミ担任、キャリア支援課からのメールや来室時に個別に声を掛けるなど参加のアプローチを行っている。欠席した学生に対しては、後日資料配布を行い、次回に繋げている。4年生向けのフォロー講座においては、応募書類の作成と面接について少人数を対象とした講座を実施している。いずれの講座においても本学学生に合ったオリジナルテキストを作成し、卒業生の就職実績に合った企業研究などを重視し、本学学生の就職実績や希望進路に対応した具体的指導を講座に盛り込んでいる。【資料 2-5-5】

② 留学生への就職支援

主に日本での就職を希望している留学生への支援として、全学年を対象とした留学生対策講座を前期に実施し、大学3年生を対象とした講座を後期に開催している。日本で

就職活動をする際のマナーや心構え、在留資格の手続き等について講義形式で行なっている。また、在留資格等の重要な事柄については個別面談による指導も実施している。

留学生対応においては、留学生担当者を置き（課長が担当者）、留学生に周知することで、留学生がキャリア支援課を訪れた際に即座に対応できるようにしている。【資料 2-5-6】

③ 保護者向け就職説明会

保護者と教員及びキャリア支援課が連携して学生の就職支援をするため、大学 1～3 年生の保護者を対象として、「保護者ができる就職支援セミナー」を行っている。内容は、卒業予定者の内定状況、就職活動の現状、学生が早期内定を獲得するためのポイントなどである。なお、欠席された保護者より当日資料の希望があった場合は送付している。

また全学行事である「保護者会」の一部として、就職委員長が全学年の保護者を対象として、キャリア支援及び就職支援に関する説明を行っている。【資料 2-5-7】

④ 業界勉強会

大学 3 年生を対象に、両学科とキャリア支援課が協力して、全学生が参加する業界勉強会を実施している。業界勉強会は、企業研究や自己分析の実践的機会を提供することによって、進路選択やキャリア形成を促すことを目的としている。学生たちは就職活動時と同様の服装で、エントリーシート形式の文書を作成して持参し、合同企業説明会と類似した状況を体験する。過去に本学学生を採用した実績のある企業・団体を中心に、毎年 20 社程度の参加を得て後期授業期間に開催しており、学生の就職活動に対する意識を高めるための機会ともなっている。また、参加企業・団体に対しては、学生に対する感想や印象をアンケート調査しており、本学のキャリア支援や教育に対する外部からの評価を知る機会ともなっている。【資料 2-5-8】

3) 資格取得等対策講座

両学科の学生に共通して関心の高い試験への対策として、公務員試験対策基礎講座と日商簿記 3 級対策講座を企画し、受講者の募集を行っている。

平成 28(2016)年度においては、学生が対策講座を受講する際に時間帯が合わないことが多い現状を改善すべく、外部の公務員対策講座を複数設定し、受講可能なものを選択させる方法を導入し、各講座の説明会を学内にて開催している。日商簿記 3 級対策講座説明会については、参加希望者の都合が合わず開催に至らなかったため、個別に資料を配布し説明案内を行った。【資料 2-5-9】

また、各学科が推奨している資格・検定や模擬試験などの学内受検とその手続きの支援などもキャリア支援課で行っている。人間社会学科では秘書検定や日本語検定、コミュニティ福祉学科では保育士公務員試験の模擬試験の支援を行っている。【資料 2-5-10】
【資料 2-5-11】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-9】 就職相談室等の利用状況

【表 2-10】就職の状況（過去 3 年分）

【表 2-11】卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ

【資料 2-5-2】進路希望に関するアンケート

【資料 2-5-3】インターンシップ関係資料

【資料 2-5-4】キャリア支援課によるキャリア支援資料

【資料 2-5-5】キャリア支援・就職支援講座関係資料

【資料 2-5-6】留学生への就職支援関係資料

【資料 2-5-7】保護者向け就職説明会（保護者ができる就職支援セミナー）関係資料

【資料 2-5-8】業界勉強会関係資料

【資料 2-5-9】資格取得等対策講座（公務員・日商簿記 3 級）関係資料

【資料 2-5-10】資格取得等対策講座（学内実施検定）関係資料

【資料 2-5-11】資格取得等対策講座（公立保育模擬試験）関係資料

【資料 2-5-12】企業ニーズ調査結果資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

第 1 に、学生の多様性をより正確に把握し、キャリア教育・支援の効果を高めるための体制作りを行う。現在でもゼミやキャリア教育行事を通じて学生の希望進路やキャリア形成の状況を把握する施策は学科ごとに行っているが、今後学生の多様化が一層進むと予測されることから、学生の状況を統一的に把握することの重要性が増してくる。すでに全学的な IR の一環として、入学時点から継続的に個々の学生の特徴を把握する体制の構築が始まっているため、その取り組みにキャリア形成の視点を加え、早期からの支援体制を整えるとともに、学内外との連携を強化していく。具体的には、大学入学時点で学生の能力やスキル、性格特性を把握し、目標形成を早期から促すことで、支援対象および方法を細分化するなどである。

第 2 に、学科のキャリア教育（カリキュラム）とキャリア支援課による支援プログラムとの一層の連携強化を図る。平成 27(2015)年度までの取り組みでは、学科とキャリア支援課がそれぞれ独立に資格取得や検定受検を推進してきたため、学生によっては目標形成に迷いが生じ、早期からの地道な学修を阻害される恐れがあった。現在人間社会学科では、学科とキャリア支援課が協力して推奨資格・検定をリスト化し、ゼミ、キャリア形成のための科目、学内部署と連動した体制を形成している。例えば 1 年次に推奨資格・検定についてのガイダンスを学科とキャリア支援課が共同で行い、学科のゼミや専門教育科目等において学修支援を行なうという体制である。このような連携の仕組みはコミュニティ福祉学科においても構築されつつある。平成 28(2016)年度からは、コミュニティ福祉学科においてカリキュラムの主軸としている資格取得の流れを意識しつつ、4 つの学年において資格取得の順序などを提示する資料などを作成し、学生指導に活用している。

上記のような学内体制の強化を図る活動と共に、企業ニーズの吸い上げも同時に行っ

ている。平成 28(2016)年度に実施した企業ニーズ調査から、「学生が社会で活躍するために必要な資質・能力」についての回答を得ている。示された結果として、「学生が社会に出て活躍するために必要と考える資質・能力」についての上位 3 項目は「人柄」、「コミュニケーション力」、「主体性」であった。また、「本学の学生に特に求めたい資質・能力」についての上位 3 項目は「人柄」、「コミュニケーション力」、「主体性(同数 3 位)」、「粘り強さ(同数 3 位)」であった。【資料 2-5-12】

これらに示される学生の能力を高めるべく一層の学生サービスの向上、提供するプログラムの工夫を進める。

今後学部として、更にこの体制の強化を図っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 『履修要項・講義内容』による点検

それぞれの授業科目において学生がどの程度の達成水準に位置するかは、講義担当者により『履修要項・講義内容』に明記されている。学生は科目に沿って設定された「評価の方法・基準」に沿って、また予め設定された評定基準により、成績評価を受ける。

【資料 2-6-1】

2) 「学生による授業アンケート」、「学修行動基礎調査」による点検

前期と後期において、全教科において学生によるマークシート方式の授業評価アンケートを実施している。内容は、学生がどのような態度で授業に取り組んでいるか、教員の授業への取り組み態度や指導法についての学生の評価が盛り込まれている。評価対象の授業についての回答カテゴリの人数や評価平均値、また全教科の平均値との比較もされている。さらに自由記述欄の学生からの書き込みも教員にフィードバックされる。

後期において、1 年生を対象にした全体的な学修行動がどのようなものかを調査した。

【資料 2-6-2】

3) 資格・検定の取得状況による点検

それぞれの学科では、教育内容と関連がある資格・検定の取得を推奨しており、この資格取得状況をもって、関連科目の教育内容についての学生の理解度をチェックすることもできる。

人間社会学科では、平成 28(2016)年度において、学科教育の成果の一つとして、認定心理士資格、社会調査士資格、中学校・高等学校教諭 1 種免許状（国語）、中学校・高

等学校教諭 1 種免許状（英語）、高等学校教諭 1 種免許状（公民）の取得者が出ている。

【表 2-6-1】人間社会学部各種資格・免許取得状況表 （単位：人）

検定・資格	人数			
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
中学校・高等学校教諭一種免許状（国語）	5	7	7	5
中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）	2	2	1	1
高等学校教諭一種免許状（公民）	0	0	3	0
高等学校教諭一種免許状（福祉）	1	0	0	0
社会福祉士受験資格取得	21	19	17	12
保育士資格	24	25	34	29
幼稚園教諭一種免許状	12	18	24	22
社会調査士資格申請	11	8	4	12
認定心理士申請資格	14	7	16	12
秘書技能検定（2 級）	25	20	25	18
秘書技能検定（3 級）	24	28	57	14
サービス接遇検定（2 級）	0	0	15	5
サービス接遇検定（3 級）	0	2	5	4
日本語検定（2 級）	6	7	4	3
日本語検定（3 級）	18	23	15	37

コミュニティ福祉学科では、平成 28(2016)年度において、社会福祉士受験資格、保育士資格、幼稚園教諭 1 種免許状の取得者が出ている。その他にも秘書技能検定、サービス接遇検定、日本語検定などの合格者も出ている。

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 「学生による授業アンケート」、「学修行動基礎調査」のフィードバック

学生による授業アンケートを、前期・後期の全科目、専任・非常勤問わず実施している。

そのアンケート結果に対して、授業担当者はコメントや改善に向けての所見をまとめるようになってきている。アンケート確認や所見のまとめの作業を通して、授業担当者は授業の運営法などの改善のための材料として活用することができる。学生も、これらの結果を図書館で閲覧できるようになっている。

また、特定の授業における活動だけではなく、全体的な学修行動がどのようなものか 1 年生を対象にして調べた。学科の特徴を把握するため、調査結果を学科別に分析している。【資料 2-6-3】

2) 教員相互の授業参観のフィードバック

教員相互の授業参観を公開し、前期・後期の全科目、専任・非常勤を問わず実施して

いる。教員が授業参観を行い、授業についてのコメントを作成、授業担当者にフィードバックを行っている。授業担当者は他の教員からのフィードバック情報を通して、授業の運営法などの改善のための材料として活用することができる。【資料 2-6-4】

【表】

【表 2-6-1】 人間社会学部各種資格・免許取得状況表

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ

【資料 2-6-2】 2016 年度学修行動基礎調査

【資料 2-6-3】 平成 28(2016)年度の授業改善のためのアンケート【資料 2-3-12】と同じ

【資料 2-6-4】 授業公開の案内

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

人間社会学科においては、教育とキャリア支援の質を高めるために、入学から卒業・就職に至る学生の成長過程をフォローし、支援をしていけるような学生管理の方策について検討を始めている。現在、4 年間におけるキャリア形成の手順や推奨資格・検定を指定し、科目との連動を整えつつある。

コミュニティ福祉学科においては、学生自身の将来展望に応じた、キャリア形成のための枠組み作りに取り掛かり、社会福祉士や保育教諭などを中心にしつつも、それ以外の将来展望構築のための資格取得に関わるプランガイドが完成しつつある。

また、1 年生を対象にした学生の教室内外の学修状況調査を行った。学科ごとの学生の特徴を明らかにすることで、より効果的で、きめ細やかな学修指導を行えるようになると期待できる。また、調査対象を1 年生だけではなく、他の学年にも広げて、全ての学年の学修行動の基礎資料を集められるよう、今後実施に向けて検討していく。

授業アンケートや教員相互の授業参観など教育内容・方法及び学修指導法の改善に向けた種々の結果に関して、客観的な視点から教員個々の意識改革や自主的な改善を促すことについて、さらに教員の理解を深めていく。例えば、学科ごとにおいて、アンケートや授業参観の結果を踏まえて、相互に議論をしてもらうことが考えられる。また、指導や助言に関する組織的な体制の構築や運用についても検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活安定のための支援

1) 学生生活、厚生補導のための組織、機能

学生生活安定のための支援として、全学科から選出された教員と事務職員によって構成されている学生委員会が組織されている。担当事務部門としては、学務課を設置している。学生委員会と学務課は学生生活の様々なサポートを行っている。具体的には、学生の個別対応窓口業務、学友会等課外活動支援、学園祭等諸行事の支援、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の手続き業務、各種証明書の発行、学生相談室、保健室の管理、学内施設管理、アルバイトの斡旋、学生生活に関する記録・統計などを行っている。なお、平成 29(2017)年度から教職協働を一層推進するため学生委員会規程を一部変更し事務職員 1 人を委員として参画することとした。【資料 2-7-1】【資料 2-7-2】

2) 健康相談、心的支援

本学には保健室と学生相談室がある。保健室には非常勤の看護師 1 人が常駐し、月曜日から金曜日までの 5 日間、10 時から 16 時 45 分まで対応している。土曜日や時間外の対応は「学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル」に基づき学務課職員を中心にその他の事務職員の協力の下で行っている。緊急時には教員と連携して対応している。必要に応じて救急車を要請する。【資料 2-7-3】保健室では何らかの身体的、精神的障害を抱えた学生を把握するために、入学時に提出する学生記録簿に既往歴を書く欄を設けている。その記録簿の記載事項を基に、保健室では必要に応じてゼミの教員とも情報を共有し、精神的身体的サポートを行っている。また 4 月のオリエンテーション時には、すべての学生に健康診断を義務付け、学生の健康に留意している。

なお、学内で緊急な場合に対応できるよう AED（自動体外式除細動器）を設置している。AED の使い方については、年 1 回（秋実施）の防災訓練の際に消防職員から教職員ならびに学生に指導される。

学生相談室には専門のカウンセラー（臨床心理士）が 1 人おり、授業期間中、火曜日と金曜日の 10 時から 13 時まで精神的身体的問題を抱えた学生に対応している。必要に応じて、カウンセラーは保健室と情報を共有し、学生がもっとも良い状態で勉学が続けられるよう問題の解決を図っている。なお、設置場所として、相談者のプライバシー保護の観点から、普段から人通りの少ない楓会館 2 階に設置していたが、危機管理の観点から平成 28(2016)年 6 月より図書館 2 階 302 号室に移設した。

保健室及び学生相談室の大学生の利用については、保健室は平成 26(2014)年度が 159 人、平成 27(2015)年度が 157 人、平成 28(2016)年度が 167 人と若干の増減はあるものの、一定の利用者がいる。学生相談室は平成 26(2014)年度が 129 人、平成 27(2015)年度が 87 人、平成 28(2016)年度が 176 人と年により増減が著しいが、一定の利用者がいる。【データ編 表 2-12】【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】【資料 2-7-6】

3) 経済的支援

① 本学独自の奨学金

学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金があげられるが、その他にも、本学独自の奨学制度が設けられている。在学生対象のものとしては「静岡英和学院

大学奨学金」制度がある。この奨学金制度は、平成 25(2013)年度より対象者の枠が拡充されている。それに伴い、平成 26(2014)年度より奨学生選考のための内規を設け、経済困窮の学生に対しての選考枠を新たに設定している。

大学独自の授業料減免制度として、「静岡英和学院大学私費外国人留学生学費等減免」の制度を設け、学生からの申請と審査を経て、授業料の3分の1を減免し、経済的支援を行っている。

その他、入学時の選考試験の結果によるスカラシップ制度や減免制度が多数ある。

スカラシップ制度として、「特待生」、「推薦スカラシップ」、「一般スカラシップ」があり、これらは試験の成績優秀なものに学費の減免をするものである。

【表 2-7-1】 大学奨学金・スカラシップ・学費減免制度人数（実績）（単位：人）

静岡英和学院大学奨学金	2012年度	2013年度	2014年度前期	2014年度後期
人間社会学科	2	3	3	3
コミュニティ福祉学科	2	3	3	3
	2015年度前期	2015年度後期	2016年度前期	2016年度後期
人間社会学科	3	3	3	3
コミュニティ福祉学科	3	3	3	3

※コミュニティ福祉学科には地域福祉学科生を含む。

年度入学 種別	2013		2014		2015		2016		2017	
	人間 社会	コミ 福祉	人間 社会	コミ 福祉	人間 社会	コミ 福祉	人間 社会	コミ 福祉	人間 社会	コミ 福祉
推薦スカラシップ(入全・授全)※旧	0	0	0	0						
推薦スカラシップ(授全)※旧	0	0	0	1						
推薦スカラシップ(授半)※旧	1	1	1	0						
一般スカラシップ(入全・授全)※旧	1	0	0	0						
一般スカラシップ(授全)※旧	0	0	0	0						
一般スカラシップ(授半)※旧	0	1	1	1						
推薦スカラシップ(授半)※新					0	1	1	1	2	0
一般スカラシップ(授半)※新					1	0	1	0	2	0
英検スカラシップ			3	3	10	6	13	5	13	2
特待生スカラシップ					0	0	0	0	3	0
私費留学生(入・授・施1/2)※旧	92	13	52	8	21	5				
私費留学生(入・授・施1/2)※新	14	0	30	0	47	2	65	3	75	3
社会人(入・授1/3)	5	5	3	3	2	0	2	0	0	1
同窓生子女	6	6	11	3	3	1	7	1	7	1

※入全：入学金全額免除、入半：入学金半額免除、授全：授業料全額免除、授半：授業料半額免除、※入・授・施 1/2：入学金・授業料・施設設備費各々半額免除、入・授・施 1/3：入学金・授業料・施設設備費各々1/3免除、※入・授 1/3：入学金・授業料各々1/3免除、 ※数字は1～4年の合算

特待生入学試験は、実施して今年で3年目となる。特待生として入学した者は、過去2年はなかったが、平成28(2016)年度実施(平成29(2017)年度採用)では3人が入学した。推薦スカラシップは、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験及びAO入学試験に合格後、推薦スカラシップ選考試験を受験し特に成績が優秀な者に与えられる。平成28(2016)年度実施(平成29(2017)年度採用)の実績は1人であった。一般スカラシップは、一般スカラシップ選考試験の成績が特に優秀な者に与えられる。平成28(2016)年度実施(平成29(2017)年度採用)の実績は1人であった。

また「英検スカラシップ」は、日本英語検定協会主催の実用英語技能検定2級以上の取得者に対して、学費の減免をするものである。平成28(2016)年度実施(平成29(2017)年度採用)の実績は7人であった。その他の減免制度として、社会人入試に合格した者に対して適用される「社会人学費減免」や、父母が卒業生、あるいは兄弟姉妹が在学生や卒業生である場合に減免される「英和生入学金減免」がある。【表2-7-1】

社会人学費減免制度については、平成28(2016)年度実施(平成29(2017)年度採用)は1人、英和生入学金減免(同窓生子女)については8人の実績があった。

【データ編 表2-13】 【資料2-7-7】 【資料2-7-8】 【資料2-7-9】

② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

本学では、平成28(2016)年度は全学生640人の内、52人のI種奨学生(8.00%)、131人のII種奨学生(20.15%)を合わせ、183人が貸与を受けている(28.15%)。また、外国人留学生のための日本学生支援機構による「学習奨励費」は、大学の規模に応じてその枠が設定されており、与えられた人数枠の受給者を出している。留学生72人に対して受給者は1人である(1.39%)。【表2-7-2】

【表2-7-2】 日本学生支援機構奨学金貸与者の経年変化 (単位：人)

人間社会学科	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
第一種奨学金	40	38	32	29	38	37
第二種奨学金	104	114	107	87	84	62

コミュニティ福祉学科	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
第一種奨学金	15	22	17	15	20	15
第二種奨学金	53	60	65	67	69	69

③ その他の奨学金

- ・ロッキー奨学金：県内在住の学生に給付される。平成27(2015)年度から本学に推薦枠が与えられ、昨年は3人の学生が受給した。
- ・しずぎんアジア奨学金：この奨学金は平成24(2012)年度から設けられ、指定されたアジア諸国の留学生に対して給付するものである。ほぼ毎年コンスタントに受給者を出している。
- ・ロータリー米山奨学金：この奨学金も留学生に対して給付するものであり、ほぼ毎年

コンスタントに受給者を出している。

【表 2-7-3】 その他奨学金受給者の経年変化 (単位：人)

その他奨学金	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ロッキー奨学金					3	3
しずぎんアジア留学生奨学金		0	1	1	2	3
ロータリー米山記念奨学金	1	1	0	1	1	1
平和中島財団奨学金	1	0	0	0	0	0
共立国際交流奨学金	0	0	0	0	0	0
エンケイ財団奨学金					2	3

- ・平和中島財団奨学金：この奨学金も留学生に対して給付するものであるが、この奨学金については、近年採用がない。
- ・共立国際奨学金：この奨学金も留学生に対して給付するものであるが、この奨学金については、近年採用がない。
- ・エンケイ財団奨学金：この奨学金も留学生に対して給付するものであるが、この奨学金は平成 27(2015)年度から本学に推薦枠が与えられ、平成 28(2016)年度は 3 人の留学生が受給した。アセアン諸国の留学生に対して給付するものである。

④ 学生生活支援

食堂は新館地下 1 階にあり、授業期間中、月曜日から金曜日の 10 時から 15 時まで営業している。ごはん、メイン料理、小鉢がセットとなった「バラエティランチ」を始めとして、「ヘルシーランチ」、丼ぶりを中心とした「アラカルト」、うどん、ラーメン、カレーなどのメニューがある。大学及び大学後援会から 3 種類のランチメニューへの補助費とコメに対する 8 割補助費が出ており、ランチであっても 310 円あるいは 300 円という格安の値段で食べられる。そのうえ栄養のバランスも考えて作られたメニューである。

西館 1 階にはコンビニエンスストアがあり、授業期間中、月曜日から金曜日は 9 時から 18 時、土曜日は 9 時から 12 時 30 分まで営業している。ここでもサンドイッチ、弁当、おにぎりといった簡単な軽食が販売されている。この店舗の前にはテーブルと椅子もあり、食堂同様に飲食スペースも確保されている。

学生が自由に勉強したり、話したりできるスペースとして新館 1 階(座席数 130 席)、本館 1 階(座席数 34 席)に学生専用のラウンジを設けている。特に新館 1 階は学生が自由に利用できる広いスペース(570 m²)が確保され、憩いの場所となっている。また、図書館以外の学修スペースをコンビニ前(座席数 95 席)と北館 2 階(座席数 40 席)に設けている。学生がグループで教えたり話し合ったりしながら勉強するのに最適なスペースである。

通学面では配慮すべき特別な理由がない限り自家用車通学は禁止されており、ほとんどの学生がバス通学である。但しバイクでの通学は認めている。バイク通学は基本的に届け出制で条件はないが、届け出を出す際に自賠責保険と任意保険に加入することを義務付けている。年間 80 人程度の学生がバイクを利用しており、バイク置き場は体育館

脇に設置されている。なお、少数だが自転車通学の学生もあり、大学近隣の通学路近くに駐輪場を整備している。また、上記の通り自動車通学は認めていないが、大学近隣の民間駐車を契約し、自動車通学している学生が散見される。また、民間駐車場への未契約駐車、畦道や近隣商業施設の職員用駐車場などへの違法駐車がたびたびあり、苦情が来ていて、対応に追われることもある。そこで、違法駐車などにより近隣へ迷惑をかけた場合の罰則規定を設けた。【資料 2-7-10】 【資料 2-7-11】

⑤ 課外活動支援

本学では学生委員会が学友会と連携を図りながら、課外活動への支援を行っている。

平成29(2017)年度におけるサークル数は、体育系12団体、文化系15団体、合計27団体である。また、有志5人と顧問が揃うことで同好会の創設申請が可能であり、1年間の実績があれば、サークルに昇格する仕組みとなっている。

【表 2-7-4】サークル・同好会一覧 (平成 29(2017)年 5 月 1 日現在)

サークル／同好会名		
体育系サークル (12)	文化系サークル (15)	
バスケットボール部	軽音楽部	エンターテイナーサークル
バレーボール部	吹奏楽団	ウクレレサークル
サッカー部	日本文化部 (茶道)	코리아サークル
バドミントン部	日本文化部 (華道)	劇団 Flame
硬式テニス部	イラストサークル	食べ歩きサークル
ダンスサークル	PHOTO キャラメル	English Club
女子フットサル	カラフルパンチ	
ソフトテニス	保育サークル	
スポーツ愛好会	聖歌隊	
卓球部		
アウトドアサークル		
vivi (フットサル部)		

【表 2-7-5】サークル・同好会数の経年変化

年度	体育系	部員数	文化系	部員数	サークル・同好会数	部員合計
2013	16	271人	21	223人	37	494人
2014	17	293人	21	212人	38	505人
2015	13	244人	17	233人	30	477人
2016	12	224人	20	231人	32	455人
2017	12	※	15	※	27	※

(体育系・文化系・サークル・同好会数合計＝単位：団体)

※平成 29(2017)年度部員数については、6 月頃に確定するため、現在不明

平成 27(2015)年度より、学友会サークル予算の申請方法を改正した。個人においても課外活動として評価できるものであれば、個人にも補助申請ができる制度に整えた。具体的には、予選を勝ち抜いたうえでの全国大会出場等に関わる大会参加費や交通費の補助などである。

⑥ 学生表彰

学生表彰としては、他の学生の模範となるものに対して、各学科 1 人に「静岡英和学院大学賞」を設けているが、平成 28(2016)年度には社会活動やボランティア活動に優れた業績を残した個人及び学生団体を表彰する「社会活動奨励賞」も設けた。また、コミュニティ福祉学科には「日本社会福祉士養成校協会表彰」「全国保育士養成協議会会長表彰」がある。【資料 2-7-12】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望を把握するために年 1 回「大学生生活に関する卒業生アンケート」を実施し、広く学生の意見等を反映させている。その調査結果は各担当部署に報告され、改善につなげている。

学内には学生提案箱が設置されており、平成 28(2016)年度の投書総数は 9 件であった。その内容については、学生の名前は伏せられ、学務課窓口から当該部署に連絡される。内容によっては、学長及び副学長に直接連絡をし、事情を確認することもある。また、学内各部署へ直接苦情を持ち込む学生もいるが、緊急対応が必要な場合を除き、学生提案箱へ提案するよう促している。

【表 2-7-6】 学生提案箱への提案件数の経年変化

年度	提案件数
2011	6
2012	2
2013	10
2014	2
2015	11
2016	9

学生からのニーズ案件としては、通学のためのバス増便や、喫煙場所の移設、様々なマナー向上など求められている案件は多数あるが、優先順位を付けつつ学生ニーズにこたえている。【資料 2-7-13】 【資料 2-7-14】

【表】

【表 2-7-1】 大学奨学金・スカラシップ・学費減免制度人数（実績）

【表 2-7-2】 日本学生支援機構奨学金貸与者の経年変化

【表 2-7-3】 その他奨学金受給者（ロッキー奨学金、しずぎんアジア奨学金、ロータリー米山奨学金、平和中島財団奨学金、共立国際奨学金、エンケイ財

団奨学金)の経年変化

【表 2-7-4】 サークル・同好会名一覧 (平成 29(2017)年度 5 月 1 日現在)

【表 2-7-5】 サークル・同好会数の経年変化

【表 2-7-6】 学生提案箱への提案件数の経年変化

【エビデンス集・データ編】

【表 2-12】 学生相談室、医務室等の利用状況

【表 2-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料減免制度) (前年度実績)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-1】 静岡英和学院大学学生委員会規程【資料 2-3-18】と同じ

【資料 2-7-2】 学務課の事務分掌

【資料 2-7-3】 学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル

【資料 2-7-4】 保健室年報

【資料 2-7-5】 学内 AED 配置図

【資料 2-7-6】 学生相談室年間報告 (保健室年報内)

【資料 2-7-7】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金規程

【資料 2-7-8】 静岡英和学院大学私費外国人留学生授業料等減免規程

【資料 2-7-9】 2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-7-10】 学生食堂の週間献立表

【資料 2-7-11】 通学について (CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ)

【資料 2-7-12】 社会活動奨励賞資料

【資料 2-7-13】 大学生活に関する卒業生アンケート【資料 2-3-14】と同じ

【資料 2-7-14】 学生提案箱資料【資料 2-3-13】と同じ

【資料 2-7-15】 図書館ゼミ活動制度について

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

学生支援についてはサービスを向上させねばならない側面がある一方で、指導的な側面を併せ持っている。目下、指導的に更なるマナー向上を目指しているが、あまり指導が行き過ぎると、学務課におけるサービスを学生が敬遠しがちになる。教職員が一体になって、指導とサービス向上の両面の充実を図っていく。特に学内での喫煙や携帯電話の使用についてマナーの悪さが問題となっている。定期的な巡回指導の強化や注意喚起の掲示を行う等の対応を検討していく他、啓発活動のための講演会、マナー向上のための全体指導の実施を現行の 1 年生を対象としたチャペルで行う以外にも他学年が参加する時間に行うことも検討していく。

さらに学生サービスの一環として、学生が自由に勉強したり、話したりできる現行の新館 1 階、本館 1 階の学生専用ラウンジ以外に、こうした場所に馴染めない学生のための居場所も学内資源を有効活用することを検討している。

具体的には現行の学生専用ラウンジは留学生も含めて大学での人間関係を調和的に構築していく学生の居場所とし、一方で不登校傾向のある学生等、個人志向の強い学生に

は図書館を居場所と位置づけていく等、学生の多様化するニーズに対応し、限られた資源の中で整えていく。特に図書館の居場所作りの一環として平成 29(2017)年 4 月 1 日より、人間社会学科で図書館ゼミ活動制度を開始した。この制度は、通常の基礎演習への参加が難しいと感じた学生を対象に、図書館での自習をゼミへの出席として認める制度で、もう一度通常の基礎演習に参加できるよう学生を支援していくものである。こうした取り組みについては、効果を検証しつつ、将来的にコミュニティ福祉学科にも拡げていくことを検討していく。【資料 2-7-15】

大学独自の奨学金についてであるが、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生が増えている。奨学生の枠を拡充し経済困窮学生の枠を設けたとはいえ、十分なものとは言い難い。一方で、さらなる大学独自の奨学金枠の拡大は、奨学金が大学後援会の寄付金で賄っている以上学生数が増えないと増額は困難な状況である。そのため経済的に困窮している学生に対して、学外も含めた奨学金の情報が効率的に伝わるように検討していく。ただし、中途退学につながる理由は多岐にわたっており、様々な問題発生の未然防止策について今後検討していく。

その他として、学生からの要望が多い通学のためのバス増便は、バス会社とも交渉は続けているが、学生数の減少もあり実現は困難であることから、乗車マナー指導を行うことにより空席をなくしできる限り多くの学生が乗車できるように指導を行っていく。

なお、留学生に対しては、留学生センターを設置し、非常勤の担当職員を置き、ボランティア学生とともに、学生生活や教務面まで含めた支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成 29(2017)年度における本学の学科別教員数は、設置基準上の必要な教員数・教授数は確保されており、教育課程が円滑に遂行できるよう、適切に配置されている。

また、人間社会学科では、教職課程（中学校・高等学校「国語」、「英語」、高等学校「公民」）に必要な教員配置、コミュニティ福祉学科では、教職課程（幼稚園教諭、高等学校「福祉」）や保育士、また社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な教員配置が、それぞれ適切になされている。

全開講科目に対する専任教員担当比率は、科目区分による差異はあるが、専門教育科目において、基礎科目・基幹科目については、各学科共に高い比率となっており、主要授業科目への専任教員の配置状況も適切であるといえる。

【表 2-8-1】全開講科目に対する専任教員担当比率

科目分類		人間社会学科			コミュニティ福祉学科		
		科目数	専任担当 科目数	%	科目数	専任担当 科目数	%
基礎教育 科目	コモンベージックス	37	6	16%	37	10	27%
	総合教養	20	7	35%	20	2	10%
専門 教育 科目	基礎科目	9	9	100%	8	7	88%
	基幹科目	36	28	78%	37	25	68%
	展開科目	52	30	58%	87	61	70%
	演習科目	6	6	100%	7	7	100%
総計		160	86	54%	196	112	57%

本学の専任教員組織は、教授・准教授・専任講師・助手によって構成され、教員任用及び昇任については、「静岡英和学院大学教員の任用に関する規程」、「静岡英和学院大学人事委員会規程」、「静岡英和学院大学人事委員会内規」、「静岡英和学院大学教員任用基準」により定めており、適正に運用されている。

専任教員の年齢別構成は、バランスが取れている。また、教授、准教授、専任講師の全体的バランスはほぼ適正である。

なお、本学の女性教員比率は43%であるが、文部科学省による平成25(2013)年度「学校教員統計調査」では、わが国の大学学部における女性教員の割合は22.1%であり、本学の女性教員比率は高い水準にある。

【表 2-8-2】(本学の職階別男女教員比率)

学科別職階別男女教員比率

(単位：人、2017年5月1日現在)

	静岡英和学院大学						静岡英和学院大学短期大学部						合計		
	人間社会学科		コミュニティ福祉学科		大学計		現代コミュニケーション学科		食物学科		短大部計		男	女	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
教授	6	3	7	3	13	6	2	1	1	2	3	3	16	9	25
					68%	32%					50%	50%	64%	36%	
准教授	2	7	3	1	5	8	2	2		2	2	4	7	12	19
					38%	62%					33%	67%	37%	63%	
講師		1	1		1	1	1			1	1	1	2	2	4
					50%	50%					50%	50%	50%	50%	
助手			1		1	0				3	0	3	1	3	4
					100%	0%					0%	100%	25%	75%	
教員計	8	11	12	4	20	15	5	3	1	8	6	11	26	26	52
比率	42%	58%	75%	25%	57%	43%	63%	38%	11%	89%	35%	65%	50%	50%	

また、静岡大学が拠点機関として実施した文部科学省人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」（平成25(2013)年～平成27(2015)年）に、本学は連携機関として参画し、女性研究者を中心とした研究と教育の環境の整備のための取り組みを行ってきた。平成28(2016)年3月には静岡大学を中心とした9つの機関とともに男女共同参画推進のための共同宣言を行った。今後はダイバシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）補助事業に静岡大学が申請するため、本学も共同機関として参画していく予定である。【データ編 表 F-6】【データ編 表 2-15】【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員任用（採用）手続

各学科で専任教員の不足が生じる事態になった場合、学科長は学部長に報告、学部長は教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・学部長・各学科長で構成）の開催を学長に要請、「教員採用計画」（採用計画・採用の必要性・現職担当科目）に基づき学科長から説明を受け、この特別委員会で全学的観点から採用計画の適否を検討する。了解が得られたら、常任理事会で承認を得た後、教授会・人事委員会で了解を得て、人事委員会は選考委員会（当該学科 2 人と他学科 1 人）を発足させ、公募により広く人材を求める。

公募期間満了後、選考委員会は選考に入り、最終候補者を 2～3 人に絞り込み、任用に関する特別委員会に諮ったのち、面接を行い、採用予定者を決定する。人事委員会、教授会で採決し、人事委員会は 3 分の 2 以上、教授会は過半数の賛成を得て内定する。常任理事会の承認を得た上で最終決定となる。

2) 教員昇任手続

学部長は、9 月末締切で提出されている各教員の履歴書・教育研究業績書を閲覧して昇任候補者が出た場合には、副学長・各学科長とともに「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」、「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」によって精査した上で、教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・学部長・各学科長で構成）の開催を学長に要請する。特別委員会で了解が得られたら、常任理事会で承認を得た後、教授会・人事委員会で了解を得て、人事委員会は選考委員会（当該学科 2 人と他学科 1 人）を発足させ選考を進める。

選考委員会は、審査結果報告書を学長に提出、人事委員会、教授会で採決し、人事委員会は 3 分の 2 以上、教授会は過半数の賛成を得て内定する。常任理事会の承認を得た上で最終決定となる。【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】【資料 2-8-4】【資料 2-8-8】【資料 2-8-9】【資料 2-8-10】

3) FD 活動

「学生による授業改善のためのアンケート」を実施、教員相互の授業参観や、教育方法等の実践報告等を実施してきた。「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年 2 回、専任、兼任（非常勤）の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いて回答している。

教員相互の授業参観は、いつでも可能とするが、特に強化期間を設けて、参観者は授業についてのコメントを作成、授業担当者にフィードバックを行っている。

毎年夏季休暇中に実施する教職員研修会では、FD に関する課題を取り上げることもある。例えば、平成 24(2012)年 9 月の教職員研修会では、発達障がい学生への対応についての講演・質疑応答を行った。

また、平成 28(2016)年 9 月の教職員研修会で、留学生センター職員から「留学生支援

の現状と問題点への対応策」について報告を行った。対応内容として、日本人との交流、協働作業、日本語能力に応じてゆっくり話していただく、難しい漢字にはフリガナを振る、オフィス・アワーを利用し教員の研究室を積極的に訪問し疑問点を質問するなどが挙げられている。【資料 2-8-11】【資料 2-8-12】【資料 2-8-13】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学人間社会学部に入学した学生が享受すべきカリキュラムは、両学科に共通する基礎教育科目と、各学科独自の専門教育科目とから構成されているが、本学においては、教養教育は基礎教育科目だけで完結するものと考えられてはいない。例えば基礎教育科目の中で大きな比重を占める日本語表現力および英語表現力を育成する科目群を担当する人間社会学部専任教員は、「英語文化」、「日本語文化」のメジャー（専攻）に関連する人間社会学部専門教育科目をも担っており、そこでは当然、基礎教育科目と専門教育科目との有機的連携が追究されている。そのようなあり方にこそ、平成 3(1991)年の大学・短期大学の設置基準の改定における、一般教育と専門教育とが有機的に連携する教養教育の具現があると考えられるからである。福祉のプロフェッショナルを養成するコミュニティ福祉学科の学生に必要な日本語表現力や英語表現力の育成についても考慮し、その教育内容は、専門教育への導入を視野に入れた上で、どの学問分野に進むにしても共通して必要な基礎力の育成を目指すものとするよう配慮されている。専任教員が、責任をもって授業運営する体制が採られている。

なお、基礎教育科目の中で、英語および情報処理の必修科目では、習熟度別クラス分けがなされ、また、日本語表現の必修科目では外国人留学生対象クラスが設けられ、日本での留学経験のある外国人専任教員（日本古典文学専攻）が担当しており、いずれも学修効果の一層の向上を目指す履修措置が講じられている。

基礎教育科目は、コモン・ベーシックス（日本語表現力・外国語表現力・情報処理・健康と余暇）と総合教養科目と、2つの科目群から構成される。この2つの科目群を担当する専任教員をメンバーとして、各学科専門教育科目との有機的な連携を考慮に入れつつ、より有効な教養教育の展開を目指す、基礎教育科目全体を視野に入れた基礎教育科目担当者連絡会が、平成 22(2010)年から発足している。基礎教育科目担当者連絡会では、教務委員会とカリキュラム検討委員会との連携・協力のもとに、基礎教育科目の担当者に関して、また、基礎教育領域全体及びその個々の科目の内容に関して、その方向性の検証を続けている。【資料 2-8-14】

【表】

【表 2-8-1】全開講科目に対する専任教員担当比率

【表 2-8-2】職階別男女教員比率

【エビデンス集・データ編】

【表 F-6】全学の教員組織

【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-8-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程
- 【資料 2-8-2】 静岡英和学院大学人事委員会規程
- 【資料 2-8-3】 静岡英和学院大学人事委員会内規
- 【資料 2-8-4】 静岡英和学院大学教員任用基準
- 【資料 2-8-5】 文部科学省による平成 25(2013)年度「学校教員統計調査」
- 【資料 2-8-6】 女性研究者研究活動支援事業（拠点型）
- 【資料 2-8-7】 男女共同参画推進のための共同宣言
- 【資料 2-8-8】 静岡英和学院大学教員の任用に関する規程
- 【資料 2-8-9】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ
- 【資料 2-8-10】 常任理事会次第(平成 29(2017)年 3 月 13 日開催)
- 【資料 2-8-11】 授業改善のためのアンケート【資料 2-3-12】と同じ
- 【資料 2-8-12】 過去 5 年間の教職員研修会一覧
- 【資料 2-8-13】 授業時における外国人留学生への配慮のお願い
- 【資料 2-8-14】 基礎教育科目担当者連絡会資料

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

「学士課程教育の構築に向けて」（中教審、平成 20(2008)年）が堅持するとした学士課程教育での目標、21 世紀型市民（専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材）の育成、は本学部の教育についても該当する。建学の精神、使命・目的に絶えず立ち返り、「総合力」と「専門力」の両方を兼ね備えたカリキュラム編成とその運営を実現していく。

本学は地方の大学として、地域に根づいた高等教育機関であり続ける。現在も、地域の自治体等、産官学との連携事業に携わって社会貢献している教員も多い。各教員の活動を客観的に評価することはむずかしいが、地域連携、社会貢献を奨励する制度も考えていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
大学の校地は、短期大学部とともに、池田山キャンパスにある。景勝地日本平に至る

丘陵地にあり、富士山と駿河湾という海山の間位置する。近隣には、東名高速道路沿いに、北に静岡県公立大学法人静岡県立大学、南に国立大学法人静岡大学を控えている。JR 東静岡駅からバスで約 10 分の、豊かな自然に恵まれた地にある。

【表 2-9-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

	収容定員 (人)	校 舎		校 地	
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)
静岡英和学院大学	1,020	5,686	14,208	10,200	28,150
静岡英和学院大学 短期大学部	360	3,650		3,600	

校舎等の施設は、大学設置基準第 34 条（校地）、第 35 条（運動場）、第 36 条（校舎等施設）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（図書等の資料及び図書館）に、忠実に維持・管理できている。

校地及び校舎については、基準面積を十分満たしている。

1) 屋外運動場

多目的運動場（3,922 ㎡）を設置し、テニスコート（3 面）、フットサルコート（2 面）の兼用としている。施設は管理者（財務課所管）の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。また、地域との交流を目指し、本学の授業等に差支えない範囲で開放もしている。【資料 2-9-1】

2) 屋内運動施設

キャンパス内に体育館（1,160.7 ㎡）を設置している。施設は管理者（学部事務室所管）の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。

【資料 2-9-2】

3) 校舎

キャンパス内に本館、北館、西館、南館、東館及び新館の各建物があり、講義室、演習室、実験実習室、研究室、コミュニケーションスペース、事務室、食堂等を設置している。また、校舎は新館と新館以外に分かれており、新館以外の建物は連結している。ラウンジ等は新館と新館以外にそれぞれ設置している。

コミュニケーションスペースとしては、ラウンジ、食堂等 600 席を設置し、また、北館 2 階ホールにはパソコン 7 台とプリンタ 1 台を設置して学生が自由に使用している。

日常的な教室使用管理は学部事務室、その他の建物施設の管理は財務課が行っている。

建築基準法により義務付けられた特殊建築物定期調査は報告を 2 年ごとに行っており、維持管理に努めている。

防災設備・非常放送設備は年 2 回、契約業者による点検を行い、「消防法」等法令に

基づいた維持・運用・管理を行っている。

時間外、休日は防犯のため全館警備システムを導入しており、教職員はセキュリティカードで入館することとしている。また、業務時間内は警備会社に巡回警備を委託している。

電気設備については、中部電気保安協会による 2 ヶ月ごとの巡回点検、年 1 回の定期点検を実施している。また、漏電監視装置により異常の早期発見に努めている。

上水道は、平成 12(2000)年に公共下水道切替工事を行い、静岡市下水道本管に接続した。学内美化については、清掃業務は専門業者へ委託し、快適な環境の維持に努めている。

ごみ処理は専用の倉庫に集積し、収集処理業者に週 2 回定期回収を依頼している。大型ごみや産業廃棄物等は適宜回収を依頼している。

学外者の施設利用について、学生の利便性を図れる内容のものについては有料で使用を認めている。なお、各種試験で本学から依頼したもの、公共性の高いものについては無料で使用を認めている。【資料 2-9-3】

4) 学生寮 該当なし

5) 図書館

静岡英和学院大学図書館は、「学生たちのための図書館」、すなわち学生の学修研究支援及び学生への教育支援をコンセプトに運営されている。学生たちの学びや活動の中心になるような、明るく居心地の良い空間及び学生ニーズに沿った基本図書、専門書が所蔵され、利用されている。年間利用実績は学内延べ 50,706 人、学外延べ 96 人である。

蔵書数（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）は、図書 107,081 冊、雑誌 318 タイトル、視聴覚資料 3,713 点であり、開館時間は平日 8 時 45 分から 17 時 55 分までである。このほか学生たちの学びや活動のために、様々な用途にも利用できる研究個室・グループ学習室・セミナー室等があり、卒業論文作成およびレポート作成、授業準備、自主ゼミナール等で学生に活用されている。

貸出数及び日数に関しては、図書については 15 冊まで 2 週間、雑誌は 3 冊まで 1 週間、視聴覚資料は 2 点まで 3 日間となっている。但し実習や卒業論文などでこれ以上冊数が必要な場合、貸出制限を外すようにしている。

広報活動としては、ホームページに「図書館」コンテンツを設け、利用案内を掲載しており、学外者のための利用案内も掲載している。次に、学生に図書館を知ってもらい親しんでもらうため、「図書館通信」を随時発行し、新着資料・展示・トピックスなどを紹介している。

外部との連携・協力に関しては、「日本図書館協会」に加盟している。他に「静岡県図書館協会」、「静岡県大学図書館協議会」に加盟しており、県内図書館との協力関係の下、情報交換や研修等を行っている。国立情報学研究所の NACSIS-WEBCAT 及び NACSIS-ILL、国立国会図書館の図書館間貸出制度に加盟し、文献複写依頼や図書借受の要望に応じている。

学生に対するガイダンスとしては、入学時において入学者すべてを 20 人程度の小グループに分け、利用案内や図書館ツアーを行う「図書館オリエンテーション」を行って

いる。ゼミへのガイダンスとしては、希望のあったゼミに対し、図書館利用法や資料の探し方（OPAC の使い方から卒論の資料探索まで）、データベースの使い方などを説明している。

学生への学修サポートとしては、平成 24(2012)年度より大学での学修及び生活に役立つコーナーを設けている。学生生活全般・授業の受け方・レポート論文の書き方・パソコンの使い方等の図書を収集・展示し、学生たちの授業、大学生活、悩みの解決用として利用されている。また指定図書コーナーや教員推薦本の展示を行い、教員との連携を図っている。その他日経テレコンを導入しており、データベースを参照できるようになっている。

本館に所蔵のない資料については、学生が利用できる図書館の所蔵を確認し、そちらも利用するよう案内している。そして卒業生にも学生時代と同等のサービスが受けられるようにしている。これによって卒業生の職業人・社会人としての学修支援に貢献するとともに、開かれた地域の図書館としての役割を積極的に果たせるよう努力している。

平成 28(2016)年度新たに取り組んだ活動としては、学生に対する利用状況アンケート調査の実施や図書館ボランティア組織の設置である。学生に対する利用状況アンケートは、よく利用する学生の満足度が、想定した図書館利用場面のうちどこで高いか、また利用しない学生がなぜ利用しないのかを調査する内容となっており、平成 28(2016)年 11 月に実施された。現在単純集計結果をもとに統計上有意な差がある項目に注目し、各学科に結果の考察を依頼しているところである。結果をもとにした改善策は前期中に提案される予定である。

図書館ボランティア組織に関しては、図書館を使って本に親しみたい学生、図書館という場を使用して他者と交流したい学生の活動を想定している。具体的な活動としては、おすすめ本の POP 作成や読書会、「図書館通信」編集などを予定していた。実際実現されたものとしては、POP 作成や図書館の飾りつけなどがあった。

また、静岡英和学院史料室を設置し、理事会・評議員会・常任理事会資料、教授会資料、職員会議資料、学院の出版物・印刷物などを収集、保管することとなった。現在学院創立 130 周年記念行事として、史料室の資料を閲覧室に一部展示しており、また史料室案内ツアーも計画されている。【データ編 表 2-23】【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】【資料 2-9-8】

6) ICT（情報通信技術）施設とコンピュータ

コンピュータ等 ICT 設備の整備については、平成 25(2013)年にコンピュータ教室 2 教室でデスクトップパソコン 60 台を更新、当時最新の Windows7 Pro に揃えた。利用しているソフトウェアの関係から、Windows10 にはアップグレードしていない。大学生は、入学時にノートパソコン（以下、ノート PC）を必携としている。コンピュータ利用授業でノート PC を忘れた学生に対し貸し出す目的で、貸出用ノート PC 6 台を用意している。さらにコンピュータ教室である西館 W205 教室のプリンタを課金型とし、授業を行っていない時間帯は切り替えて有料にて出力できるようにして学生が自由に使えるよう配慮している。さらに、北館 2 階学生ホールに 7 台、図書館 1 階に 4 台のデスクトップパソコンを整備し、学生の自由利用に供している。また学生系の無線 LAN につ

いては以前から新館や本館学生ホールなどは整備済みであったが、西館・北館・南館などの教室についても整備を進めている。【資料 2-9-9】【資料 2-9-10】【資料 2-9-11】【資料 2-9-12】

7) 安全性

キャンパス内の校地、校舎等の施設設備は、総務課が日常的に維持管理を担当している。警備業務は外部に委託し、消防設備、放送設備、エレベータ、昇降機、自動ドア等については、専門業者に保守点検を委託して安全性の確保、快適な環境の保持に努めている。

耐震性については、昭和 56(1981)年の新耐震基準に適合するべく従前の建物の耐震診断を実施し、診断結果に基づいて昭和 62(1987)年に本館・北館・南館の耐震補強工事を実施したことで、建物全ての安全性が確保された。

バリアフリーについては、スロープや手すり、階段昇降機や昇降リフトを設置することにより南館や研究棟を除き各棟へのアクセスの改善を実施している。また、新館には各階に多目的トイレ、障害者用トイレを設置しており、どんな方でも安全かつ快適に利用できるよう配慮している。

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年 5 月に新生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。

災害時等の危機対応については、平成 28(2016)年度に「自衛消防隊活動マニュアル」を策定した。また、平成 28(2016)年 10 月にはこの自衛消防隊活動マニュアルに基づき火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。【資料 2-9-13】【資料 2-9-14】【資料 2-9-15】【資料 2-9-16】

8) 施設・設備に対して学生の意見をくみ上げる仕組み

施設・設備に対して学生の意見をくみ上げる仕組みについても、学生生活に対する対応と同様に、学務課前に設置されている学生提案箱への投書により対応しており、学生からの意見があれば、改善に反映している。

【資料 2-9-17】

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

本学では、授業に関して、大学設置基準第 24 条（授業を行う学生数）に則して、適切に実施できている。

教室収容数、法令の関係、また、適切な指導と授業運営の観点から人数制限を設けている。

基礎教育科目では、語学やコンピュータ、スポーツの科目等について人数制限を設けている。

専門教育科目では、人間社会学科、コミュニティ福祉学科で開講している基礎演習Ⅰ、Ⅱについて、1 年次必修科目であり、大学生として身につけておくべき基礎能力の獲得を目的としていることから、きめ細やかな指導ができるように、20 人以下で授業を行っている。

コミュニティ福祉学科では、社会福祉士受験資格に関わる指定科目、保育士資格に関わる指定科目で法令に基づき人数制限を設けている。【資料 2-9-18】【資料 2-9-19】

【表】

【表 2-9-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

【エビデンス集・データ編】

【表 2-23】 図書、資料の所蔵数

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 多目的運動場の使用に関する内規

【資料 2-9-2】 体育館使用内規

【資料 2-9-3】 キャンパス案内（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）

【資料 2-9-4】 図書館の利用について（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）

【資料 2-9-5】 大学ウェブサイト 図書館

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/>

【資料 2-9-6】 図書館通信 第 41 号、第 40 号

【資料 2-9-7】 新入生利用ガイダンス資料（図書館利用案内）

【資料 2-9-8】 ゼミ向け図書館利用ガイダンス資料（図書館利用案内）【資料 2-9-7】と同じ

【資料 2-9-9】 平成 25(2013)年度の PC 教室整備の資料

【資料 2-9-10】 新入生宛に渡しているノート PC 購入申込書

【資料 2-9-11】 無線 LAN アクセスポイント MAP

【資料 2-9-12】 後援会整備の PC に関する資料（現場写真）

【資料 2-9-13】 耐震補強工事に関する資料

【資料 2-9-14】 静岡英和学院大学 バリアフリー化計画

【資料 2-9-15】 2016 年度地震防災避難訓練実施要項

【資料 2-9-16】 2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画

【資料 2-9-17】 学生提案箱資料【資料 2-3-13】と同じ

【資料 2-9-18】 教室設備一覧（授業用ハンドブックの該当ページ）

【資料 2-9-19】 2017 履修要項・講義内容の該当ページ

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

バリアフリーについては研究棟や南館では行われておらず、教室や諸設備の有効利用の観点からも対応を進める。

図書館の開館時間について、授業時間終了後の延長について検討していく。

学内には無線 LAN 環境が未整備の教室が北館や南館に残っており、一部の授業でインターネットの利用に制限がある。今後は全ての教室に無線 LAN 環境を整備していく。

学生個人所有の情報端末（ノート PC、タブレット、スマートフォン）を授業内で使用する教員が年々増えている。学生が個人所有の情報端末を大学の用事で使う機会が今

後さらに増大するため、学生が学内で無料で使える無線 LAN 環境の規模の拡大に向けて整備の検討をしていく。

新館は平成 20(2008)年に新築し同時に当時最新の機器を整備したが、新館以外の旧来の教室の機器は更新されておらず、機器の老朽化が著しいため、優先度の高い箇所から更新をしているところである。

また平成 20(2008)年に整備した新館も、近年の目まぐるしい情報技術の進化や著作権保護の厳格化に伴い情報の機器の規格の変更により、それに対応できていないため、最新の PC や AV 機器が接続できず、すべてが学内で使用できる環境となっていない。新館についても段階的に AV 機器を更新していく。

大学改革の一環として、アクティブラーニングの普及と自主的な学びのスペース確保という視点から、ラーニングコモンズやラーニングスペース、コミュニケーションスペースの設置について検討していく。

【基準 2 の自己評価】

平成 28(2016)年度末に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーが改訂された。改訂されたポリシーにより、カリキュラムや、具体的な授業実践などの見直し、また、各学科で期待される入学者像、選抜するための入試制度がより一層検討されることになった。これまで、学科の特性に合わせた多様な入学試験を実施しているが、現在、人間社会学科、コミュニティ福祉学科ともに入学定員、収容定員ともに満たせていない。しかし、入学者選抜の検討・実施体制は適切な運営が行われており、従来「英検スカラシップ」の代わりに「グローバルスカラシップ」を導入するなど、地域に特化した大学の知名度をアピールし、かつ高校生や地域のニーズに合わせた「選択」と「集中」による効果的な広報活動を行っている。

平成 28(2016)年度から新カリキュラムに基づき運用がなされているが、改訂された 3 つのポリシーを有機的に関連させながら、具体的に運用し、教育の質保証につなげている。その具体化として、従来 CAP 制度や GPA 制度による単位制度の充実化以外にも、「科目ナンバリング」や「シラバスの第三者チェック」が導入された。これらの制度を用いて、今後もより、学生にとって自身の目的に沿って分かりやすい科目配置としていく。また、平成 29(2017)年度から、教務委員会に事務職員が正規の構成員として参加することで、学生の学修・授業支援への教職協働が一層推進されるようになった。

留学生センターでは日本人学生ボランティアによる学修支援者を使い、外国人留学生に対する学修サポートを実施しているが、日本人学生や障害学生に対するサポートを現在も継続して対応が検討されており、また、いくつかの試みが始まっている。従来、退学に至る恐れのある学生にはゼミ担当教員が対応する制度となっており一定の成果を上げているが、その他にも、図書館を居場所と位置づけ、図書館との連携したセーフティネット構築が試みられている。

単位認定、卒業認定については、その要件を「学則」で定め、『履修要項・講義内容』やオリエンテーション等で学生に周知している。学生は、科目履修の際に、その科目がどのような内容であるか、カリキュラム上でどのような位置づけにあるかを『履修要項・講義内容』などを参考としているが、「科目ナンバリング」や「シラバスの第三者チェッ

ク」の制度を導入したことにより、それらの理解が分かりやすくなっている。

カリキュラム内のキャリア教育とカリキュラム外の講座を連携し、学生個々のニーズに応じたキャリアガイダンスを展開している。また就職活動直前に業界勉強会と称して県内企業 20 社程度の参加を得てキャリア形成の機会を与えている。教育や講座等実施のために就職支援体制を充実させ、教職員協働での取り組みを強化している。

授業アンケートや卒業生への満足度調査、さらには、学修習慣を調査する学修行動調査が実施されている。これらの実施を通して、学生の状況やニーズの把握に努め、教員相互の授業参観の実施も併せて、フィードバックを行っている。

学生生活支援のための適切な体制が構築されており、必要なサービスを実施している。また留学生については留学生センターにて学修面、生活面その他の支援を実施している。日本人学生や障害学生に対しては現在、明確な担当組織はないが、図書館と連携したセーフティーネット構築の試みがはじまっており、組織的対応の土台となるよう期待できる。経済的な理由での学業継続困難学生に対しては、本学独自の学費減免制度を用意、授業料等学費の分納・延納による柔軟な対応を実施している。また、平成 29(2017)年度から、学生委員会に事務職員が正規の構成員として参加することで、学生生活支援への教職協働が一層推進されるようになった。

教育環境は適切に管理されているが、新館以外の教室設備の老朽化が進んでいる。学内のバリアフリー化は各棟各階へのアクセス改善が進んでいる。防災訓練も年 2 回（春と秋）実施し、教育環境の安全性の確保も適切に実施されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

静岡英和学院大学の設置者である学校法人静岡英和学院は、「学校法人静岡英和学院寄附行為」第 3 条において、法人の目的を「キリスト教の精神に基づいて教育基本法、学校教育法に従い、この法人は学校教育を行うことを目的とする。」と明確に定めている。

第 1 に、本学院は、この規程を遵守し、諸法の趣旨に従い、堅実に経営を行っている。第 2 に、私学として、建学の精神であるキリスト教主義による「愛と奉仕の実践」を通して、人のため、社会のために生き、働くことのできる人間を育む教育を尊重し、私立学校としての自主性を確立している。

これにより、私立学校としての独自性を確保しつつ、普遍的に継承すべきこと（変えてはならないもの）と、社会の変化に対応すべく不断に見直すべきことを峻別し、併せて教育機関に求められる公共性を高めるために組織体制や諸規程を整備及び遵守し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を実現している。

また、平成 27(2015)年 9 月 28 日に策定した学校法人静岡英和学院中長期計画において、平成 28(2016)年度からの 5 年間の計画期間とする経営方針を示し、これを SD 研修会で教職員に周知している。また、この計画については毎年度、実施管理表を作成して進捗管理をしている。なお 5 月中旬に予定されている第 1 回理事会・評議員会において、本年度の理事長方針として、内部統制の確立のために、役員行動規範の策定と教職員倫理規定の制定、ガバナンスの再構築が示される予定である。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人静岡英和学院 寄附行為」に規定された最終意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、定例として年 2 回また必要に応じ臨時で開催している。理事会のもとに管理運営に必要な機関として事務局を置いて目的達成のための運営体制を整えている。【資料 3-1-3】

3-1-③ 学校教育法、私立大学法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と規定し、法令に基づいて設置・運営をすることを明示している。

学則や教授会規則等の各種規程には、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」等の諸規程を反映させており、平成 26(2014)年度には学校教育法の改正に基づき、学則や教授会規則等の諸規程を改正した。

また、教育機関として必要なセクシュアルハラスメントの防止、個人情報保護、危機管理に関する諸規程も整備している。

全ての教職員は、「就業規則」に基づき、各法令等を反映させた各規程に基づき業務を執行しており、また、法令違反行為等を防止することを目的に「公益通報に関する規程」を設け、法令遵守に取り組んでいる。

また、学術研究上の不正行為防止のため、「公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定し、適正な研究が行われるよう取り組んでいる。【資料 3-1-1】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、節電、省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、デマンド監視システムを導入して電力の消費を常時監視し、電力消費を抑える対策を講じている、また、夏季の節電対策として、室温を 28 度に設定してクールビズを毎年実行している。

人権については、「個人情報の保護に関する規程」、「セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を設け、教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促している。

防犯対策としては、午前 7 時から午後 10 時 30 分まで警備員を配置するとともに、24 時間の機械警備を行っている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設けて、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年 5 月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。【資料 3-1-13】

また、10 月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。

学生の健康管理については、毎年定期健康診断を実施するとともに、保健室を設置して、急病・外傷などの応急処置をするるとともに、健康相談を実施している。また、保健室が窓口となって、こころの悩みに対する専門家によりカウンセリングも実施している。

その他、社会情勢の変化により、様々な危機状況が生じているため、危機管理規程を設け、危機管理委員会による迅速な対応を行っており、必要に応じて検討・実行しており、学生が安心して教育を受けられる環境保全に努めている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-14】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

財務情報は、学校法人のウェブサイトにも前年度との増減理由を経年比較表、財務比較表を用いて、わかりやすく公表するとともに、事務部財務課に備え付け、閲覧に供している。

教育情報は、大学ウェブサイトにおいて、学部及び学科の名称、各学科のコース・モデルコース、学部・学科におけるアドミッション・ポリシー、シラバス、入試・入学情報、就職実績、就職支援体制を公表している。また、学業・学生生活、施設案内等を大学ウェブサイトで公表している。

学生には、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』を配付して、学業や学生生活、奨学金、施設利用や各種手続き等を案内している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】 創立 130 周年から～静岡英和学院の未来に向けて～【資料 2-1-13】と同じ

【資料 3-1-3】 平成 29(2017)年度 法人組織図【図 1-3-1】と同じ

【資料 3-1-4】 理事会次第（平成 27(2015)年 3 月 30 日開催）

【資料 3-1-5】 規程集目次【資料 F-10】と同じ

【資料 3-1-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程

【資料 3-1-7】 公的研究費等の管理・運営に関する基本方針

【資料 3-1-8】 2016 年度の節電対策について

【資料 3-1-9】 静岡英和学院の個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-10】 静岡英和学院セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程

【資料 3-1-11】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程

【資料 3-1-12】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱

【資料 3-1-13】 2016 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-15】と同じ

【資料 3-1-14】 2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画【資料 2-9-16】と同じ

【資料 3-1-15】 静岡英和学院ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.jp/>

【資料 3-1-16】 大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/>

【資料 3-1-17】 CAMPUS GUIDE2017【資料 F-5】と同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度にわたる 5 か年の『経営改善計画』を理事会で計画立案を行った。経営改善計画では以下の目標を掲げている。

①教育研究活動のキャッシュフローの黒字化、②帰属収支差額の均衡、③短期借入なしでの期末繰越支払資金 5 億円、またこの目標の他、人件費比率 65%以内、人件費依存率 100%以内の 2 つの人件費目標を柱として改善計画を実行してきた。

財務計画は着実に実行されつつあったが、平成 24(2012)年度以降の入学者数は学校法人全体としての目標値を下回って推移しており、財務状況に厳しさが残っている。

このため、抑制してきた施設、設備整備や平成 24(2012)年 8 月に示された中央教育審議会の答申「大学教育の質的転換」に伴う教学改革の取り組みを含めた新たな経営改善計画である、学校法人静岡英和女学院中長期計画を平成 27 年 9 月開催の理事会で策定した。この計画は、平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度を計画対象期間とし、以下の目標を定めている。①建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底、②教育体制・内容等の改革、③社会貢献の徹底、④健全な財務運営と適正な施設設備整備計画。この中で、教育活動資金収支差額の 3 億円以上の黒字化や施設設備改修用の内部留保額 10 億円（平成 32(2020)年度）等の目標を定め、平成 28(2016)年度からこの方針に従って予算編成をしている。

しかしながら、学校法人全体としての入学者の減少傾向は継続しており、平成 29(2017)年度においては、支出を抑制しつつ入学者確保のための戦略的予算を計上して、今後を見据えた予算編成を行っている。

今後は、中長期計画に基づき、教学部門との連携を図りながら、時代に即応できる経営運営体制を維持しつつ、本学院を取り巻くステークホルダーに対する説明責任を果たしながら、社会の要請に応え信頼される教育機関を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は 3 月、5 月に定期理事会として年 2 回開催するほか、必要に応じ開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事、評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、「寄附行為」第 12 条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会の下に理事長、院長及び本法人の教職員である理事で構成する常任理事会を置き、日常の業務を迅速かつ円滑に執行している。理事長以外の常任の理事は、それぞれの役割分担を定め、理事長を補佐して法人の業務を執行している。

監事は理事会、評議員会に必ず 1 人ないし 2 人が出席し、本学院の業務を監査している。

寄附行為では、理事定数は 15 ないし 16 人と定めている。私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号の理事として院長及び大学・短期大学部学長、中学・高校学校長を 2 人ないし 3 人、第 2 号の評議員である理事を 7 人、第 3 号のその他の理事を 6 人としている。また、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任し、理事長の任期は 4 年としている。

平成 28(2016)年度は 5 回の理事会が開催され、意思表示回答書提出による場合も含め

た「みなし出席率」は100%（実出席率は94.7%）であった。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることにしている。

過去5年間の理事の理事会への出席状況は【表3-2-1】のとおりであり、概ね良好な出席状況で運営されている。

なお、平成29(2017)年度から学院の理念に沿った事業に対して支援する理事長政策費を設けた。【資料3-2-1】【資料3-2-2】

【表3-2-1】理事の理事会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	年間出席率
2012年度	月日 出席状況	5月28日 13人	9月24日 11人	2月4日 14人	3月25日 12人	— —	— —	— —	87.7%
2013年度	月日 出席状況	5月27日 14人	10月7日 13人	3月24日 14人	— —	— —	— —	— —	91.1%
2014年度	月日 出席状況	4月30日 12人	5月26日 12人	7月28日 13人	10月6日 10人	12月15日 13人	2月2日 12人	3月30日 11人	87.5%
2015年度	月日 出席状況	5月25日 12人	7月1日 14人	9月28日 13人	2月1日 13人	3月28日 14人	— —	— —	90.4%
2016年度	月日 出席状況	5月30日 14人	9月26日 15人	12月19日 15人	2月27日 13人	3月27日 14人			94.7%

【表】

【表3-2-1】理事の理事会への出席状況

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料3-2-2】平成28年9月29日理事会会議次第及び議案書

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このような状況の中で、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。理事会では、各理事が積極的に学校運営に参画できるよう常任理事会での報告事項・協議事項についても、適宜、外部理事に報告していく。また、多様な意見を取り入れることを目的に、理事会の諮問機関である評議員会から意見を聴取し、実現可能な事柄を取り込み大学改革につなげていく。実出席率向上のため1年間の開催日程の早期決定及び事前通知による周知を行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成 22(2010)年度より、学内に学長、副学長、学部長、短期大学部部长、各学科長、宗教主任、事務部の代表を委員とした「大学経営会議」（現在「経営会議」）を置き、中長期的な展望、学内の様々な重要事項、課題を協議し、学長の方針を示してきた。【資料 3-3-1】その後、教授会、評議会で審議するといった学長を中心にした意思決定が行われている。平成 27(2015)年度からは、平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法第 92 条第 3 項に定められているとおり、大学学則第 5 条の 2 において、「学長は本学を代表し、校務をつかさどり」とし、学長が校務全般に関する最終決定権を有していることを明確にした。同じく学校教育法第 93 条第 2 項、第 3 項に則り、教授会規則第 4 条第 1 項第 3 号により、学長の最終決定権を担保するため、学長が決定するにあたり教授会の意見を聞くことが必要な事項について明確に定めた。また、学校教育法施行規則第 26 条の 5 に則り、大学学則第 63 条により、学長は学生の懲戒の手続きについて決定するにあたり、教授会の意見を聞くことを明確に定めた。

学校教育法の改正により、副学長の職務について、大学学則第 5 条の 3 で「副学長は、学長を助け、命を受けて公務をつかさどる。」とし、学長を補佐するのみならず、学長から指示を受けた範囲の校務をについて自らの権限で処理することができるようにした。

以下、教育・研究組織における主な運営体の役割について述べる。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

a) 評議会

評議会は大学学則第 8 条に規定されており、大学の管理運営に関する重要事項を審議するための機関である。この評議会は、学長、副学長、学部長、短期大学部部长、学科長、図書館長、主要委員会委員長、各学科から選出された者 1 人、宗教主任、事務部長が構成員となり、事務部門から企画部長、学務部長、総務課長、財務課長、経営課・連携課長、入試課・広報課長、学務課長、学部事務室長、キャリア支援課長、図書館事務室長が陪席し、大学全体の意見が反映された審議が行われている。同一キャンパス内にある静岡英和学院大学短期大学部と連絡連携を図る場にもなっているため、両大学に関わることだけではなく、大学あるいは短期大学部だけに係る案件の審議が行われる。一方の大学に係る案件の協議には、その所属以外の構成員は外部委員としての立場で審議に参加している。

評議会は、原則、奇数月に 1 回開催している。【資料 3-3-6】

b) 教授会

教授会は、大学学則第 9 条に規定されており、教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、原則月 1 回開催している。

平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法第 93 条第 2 項、第 3 項に則り、教授会規則の見直しが行われ、学長の最終決定権を担保するため、教授会の審議事項を明確に定め、教授会規則第 4 条に規定した。【資料 3-3-7】

また、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして

学長が定めるものを、平成27(2015)年4月1日に定め、教授会へ通知した。【資料3-3-8】

c) 経営会議

経営会議は、大学学則第8条の2に規定されており、学長、副学長、学部長、短期大学部部長、各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長で構成され、月に1回開催されている。教学上の重要事項を審議し、学長の方針を示す場となっている。【資料3-3-9】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学学則に則り大学を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長は大学の経営会議での学内の教学部門や事務部門の代表との協議や、教授会や大学評議会での協議を通じて、意見等を調整しながら業務を遂行している。また、学長が責任をもって大学運営を行うにあたり、補佐体制として、副学長、事務部長、企画部長、学務部長を置き、大学に意思決定と業務執行のリーダーシップを果たしている。

また、平成27(2015)年度から、学内の教育改革に取り組む教員又は組織を財政的に支援するための学内教育改革に係る取り組み(「教育改革推進事業」)を学長裁量費として予算化し、学長を中心にした教育改革を推し進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料1-3-15】と同じ

【資料3-3-2】静岡英和学院大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-3-3】静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則【資料1-3-13】と同じ

【資料3-3-4】静岡英和学院大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-3-5】学生懲戒規程

【資料3-3-6】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料1-3-14】と同じ

【資料3-3-7】静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則【資料1-3-13】と同じ

【資料3-3-8】教授会規則第4条第1項第3号に定める事項

【資料3-3-9】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料1-3-15】と同じ

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

本学のように規模の小さな大学においては、各委員会での役割は重要であるが、教職員が一人何役も委員として担うことになり、負担が大きいことが問題であり対応を検討していく。学長のリーダーシップのもと、機動的でかつ効率的な意思決定プロセスを構築できる組織を常に点検をしながら、権限と責任が明確な大学運営を行っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学院では、日常業務を迅速かつ円滑に執行するため、理事長及び教職員である理事により組織する常任理事会を設置し、原則として毎月 1 回開催している。

常任理事会には、大学から学長、副学長及び宗教主任がメンバーとして参加するほか、人間社会学部長及び短期大学部部長が陪席しており、大学の意思を反映できる体制になっている。また、学長、副学長、宗教主任並びに人間社会学部長及び短期大学部部長は評議会のメンバーであり、人間社会学部長は教授会（大学）の議長であることから、評議会の意思決定過程や教授会での審議過程を法人の意思決定に反映させる体制となっている。

評議会は、学部長、短期大学部部長、大学・短期大学の各学科長、学生部長、教務部長、入試・広報委員長、就職委員長、事務部長等がメンバーとなっている。大学及び短期大学の事案等についても審議・報告されており、部門間のコミュニケーションが図られている。

また、評議会では学内理事である副学長から理事会及び常任理事会の審議状況の報告が行われており、理事会の決定事項の周知が図られている。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】
【資料 3-4-3】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学院のカバナンスとして、監事は寄附行為で定数 2 人とし、「監事は、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の内から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。平成 29(2017)年 5 月現在、外部から非常勤 2 人の監事が就任している。監事の任期は 4 年となっている。

監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、評議員会には必ず 1 人は参加するようにし、必要な場合は意見を述べている。毎年 5 月に行う監事監査では、理事長、学長、副学長、校長、事務局長等から前年度の事業報告と決算・中長期計画の進捗管理についての報告を行い、これに対して監事からの質問に答え、意見が出された点には改善を図ることとしている。また、監事監査の終了後に、監事と公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。

過去 5 年間の監事 2 人の理事会への出席状況は【表 3-4-1】のとおりであり、監事が不在であった理事会は、平成 25(2013)年度第 3 回のみである。

【表 3-4-1】 監事の理事会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
2012年度	月 日 出席状況	5月28日 2人	9月24日 2人	2月 4 日 2人	3月25日 1人	— —	— —	— —
2013年度	月 日 出席状況	5月27日 2人	10月7日 2人	3月24日 0人	— —	— —	— —	— —
2014年度	月 日 出席状況	4月30日 2人	5月26日 2人	7月28日 1人	10月6日 1人	12月15日 2人	2月2日 1人	3月30日 2人
2015年度	月 日 出席状況	5月25日 1人	7月1日 2人	9月28日 2人	2月 1 日 2人	3月28日 2人	— —	— —
2016年度	月 日 出席状況	5月30日 2人	9月26日 2人	12月19日 2人	2月27日 2人	3月27日 1人	— —	— —

評議員会は、寄附行為で「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。

評議員の定数は 31 人ないし 33 人であり、第 1 号評議員「院長及びこの法人が設置する学校の長である者 2 人ないし 3 人」、第 2 号評議員「法人事務局の事務局長 1 人」、第 3 号評議員「在日キリスト教宣教師又は日本基督教団の教職である者のうちから理事会において選任した者 2 人」、第 4 号評議員「この法人の設置する学校の教職員であって、理事会において選任した者 8 人」、第 5 号評議員「この法人の設置する学校、又はその前身校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人」、第 6 号評議員「この法人の理事のうちから、理事会において選任した者 5 人」、第 7 号評議員「この法人の教育に理解があり、協力する者のうちから、理事会において選任した者 5 人ないし 6 人」、第 8 号評議員「この法人の設置する学校の学院維持協力会、大学後援会及び高等学校・中学校 PTA のそれぞれの役員のうちから理事会において選任した者 4 人」と規定している。

【表 3-4-2】 評議員の評議員会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	年間出席率
2012年度	月 日 出席状況	5月28日 22人	9月24日 24人	2月 4 日 27人	3月25日 25人	81.7%
2013年度	月 日 出席状況	5月27日 24人	10月7日 22人	3月24日 25人	— —	77.2%
2014年度	月 日 出席状況	5月26日 22人	10月6日 19人	12月15日 23人	3月30日 22人	73.5%
2015年度	月 日 出席状況	5月25日 22人	3月28日 24人	— —	— —	73.5%
2016年度	月 日 出席状況	5月30日 26人	9月26日 23人	12月19日 26人	3月27日 24人	80.1%

評議員会の議長は、評議員会において選任され、会の進行等を行っている。

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在の評議員数は、第 1 号評議員 2 人、第 2 号評議員 1 人、第 3 号評議員 2 人、第 4 号評議員 8 人、第 5 号評議員 4 人、第 6 号評議員 5 人、第 7 号評議員 5 人、第 8 号評議員 4 人の合計 31 人であり、任期は 4 年である。

過去 5 年間の評議員の評議員会への出席状況は【表 3-4-2】のとおりであり、70～80%程度の出席状況で運営されている。評議員には、評議員会の重要性を理解いただき実出席率の向上に努めていく。【資料 3-4-1】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会をまとめ、本学院の経営にリーダーシップを発揮している。

学長及び副学長は常任理事を兼任し、また、人間社会学部長及び短期大学部部長は、理事会及び常任理事会に陪席し、本学院の運営に意見を反映させるとともに、理事会及び常任理事会の審議内容は評議員会において学内に共有され、各部局において適切に対応しており、理事長のリーダーシップが組織全体に発揮される体制となっている。

理事長からは、毎年 5 月の定例理事会・評議員会で、年度初めの方針が示されている。その方針は、その後、法人内の教職員に周知されている。

また、各学科からの人事、学則改正などの提案事項は、関係委員会、各学科会での検討を経て教授会の議題となり、そこで承認された後、学内の評議員会での審議を経て理事会に提出されており、具体的な事項についてはボトムアップにより決定していく体制となっている。【資料 3-4-4】

【表】

【表 3-4-1】 監事の理事会への出席状況

【表 3-4-2】 評議員の評議員会への出席状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議員会規則

【資料 1-3-14】と同じ

【資料 3-4-3】 大学評議会次第（平成 29(2017)年 3 月開催）

【資料 3-4-4】 今年度初回理事会で配布予定の理事長の方針案【資料 2-1-13】と同じ

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学院の教学改革を進めるためには、管理部門と教学部門の連携・協働が不可欠であり、現在設置している各種委員会等の機能をさらに活性化させ、合理的かつ効果的に新たな企画案や問題解決を図っていく。また、教職員一人ひとりが関連法令や規程等学内の仕組みを理解することにより、本学院全体のガバナンスをより一層高めることが可能となる。そのための教育及び啓発活動を積極的に行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

組織体制については、「事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、効率的、効果的に遂行することができる組織としており、業務遂行のため各部署が果たす役割も明確にしている。また、教学の委員会等の所管課等を定め、事務部門と教学の連携を図っている。

各組織の名称、所管業務及び主な所管委員会等は【表 3-5-1】のとおりである。

【表 3-5-1】事務組織と所管委員会等

部 名	課・室名	主な所管業務	主な所管委員会等
事務部	総務課	総務に関する業務	評議会
	財務課	予算・決算、経理及び管財に関する業務	財務委員会
企画部	経営課	学長等の秘書業務及び法人・大学の将来構想・評価等の企画に関する業務	経営会議
	連携課	大学の地域・産学連携、国際交流、公開講座等に関する業務	公開講座委員会
	広報課	法人・大学の広報に関する業務	—
学務部	入試課	学生募集及び入試業務	入試・広報委員会
	学務課	学生に関する業務	学生委員会
	学部事務室	教務及び学部の事務に関する業務	教授会 教務委員会
	キャリア支援課	学生の就職に関する業務	就職委員会
	図書館事務室	図書館に関する業務	図書委員会
事務局	出納室	出納に関する業務	—

各部門における職員の適正数については常に検討を行い、これに基づき専任職員、嘱託職員等の採用、削減、配置を行っている。

また、職員の異動については、毎年度人事異動方針を定め、本人の意向を確認したう

えで適正に実施している。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学院は、法人部門・各学校部門の管理業務を総合的に行う事務局を設置している。事務局長は寄附行為第6条に定める職制上の理事であり、事務局を統括している。事務局に事務部を置き、理事会等の会議、人事、予算、経理を所管する管理体制となっている。

また、管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日の前週木曜日に持っている。事務運営上に関する事項についての協議の他、情報の共有を図り円滑な運営を行っている。

大学の最終的な意思決定機関である評議会には事務部長が構成員となっており、本学の経営・運営等について審議する経営会議には事務部長、企画部長及び学務部長が構成員となっている。また、評議会・経営会議には各課室長が陪席し、情報の共有化を図っている。

さらに、各課室が所管会議・委員会の庶務を行っており、教学部門と事務部門が緊密な連携を図り業務執行に当たっている。【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学院では、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、研修会等への積極的な取り組み、支援を行っている。具体的には、毎年度、当初予算に研修費を計上し、職員は自己啓発のために研修会参加費や資料購入などの費用に利用している。

SD研修に関しては、平成29(2017)年4月1日から施行されるSDに関する大学設置基準の一部を改正する省令改正により、「大学は当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする」とあり、ここでいう職員には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれることになっており、その意味でも本学の教職員研修会は施行前に事務職員のみならず、教員も参加して行っている。平成28(2016)年4月には「SDの全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて、平成28(2016)年度には事務職員及び教員を対象として、4月26日及び9月15日に2回開催している。【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】

【表】

【表 3-5-1】事務組織と所管委員会等

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程 【資料 1-3-10】と同じ

【資料 3-5-2】事務分掌表

【資料 3-5-3】平成29年度当初事務職員人事異動方針

- 【資料 3-5-4】 寄附行為【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-5-5】 平成 28 年度 事務職員連絡会議開催状況
- 【資料 3-5-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料 1-3-14】と同じ
- 【資料 3-5-7】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
【資料 1-3-15】と同じ
- 【資料 3-5-8】 事務分掌表【資料 3-5-2】と同じ
- 【資料 3-5-9】 SD の全学的実施方針及び計画
- 【資料 3-5-10】 2016 年度事務研修会開催状況

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

複雑化している社会のニーズに対応した教学改革を進める上で、高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であり、職員と教員が協働し改革に当たる必要がある。多様な学生に対して一定の学修成果を上げるためには、教員には自らの専門領域以外への理解、事務職員には教育としての視点からの支援や対応が求められ、双方ともに一層努力していく。

情報収集と活用の点では、文教政策を注視し、本学院の特色をより活かす社会や教育界の最新情報、高等教育機関や本学院に求められる課題を、教員、事務職員全体で共有するとともに、個々の問題提起能力や課題解決能力の向上に努める。

そのためにも、次世代を担うリーダーの育成が急務であり、研修・指導を含め組織的な取り組みを強化する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年度に十分な学生数を確保できなかったため、本学院は財政危機に陥った。そこで、平成 21(2009)年度から経営改善を目的として、日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導を受けながら、平成 22(2010)年度に平成 26(2014)年度までの 5 年間で、単年度の教育活動のキャッシュフローの黒字化と帰属収支差額均衡等を目標とした教学改革を含む中期事業計画（経営改善計画）を策定した。平成 22(2010)年度、平成 23 (2011)年度はおおよそ計画どおり進捗したが、平成 24(2012)年度は学生生徒募集について当初計画を大きく下回った。しかしながら、平成 24(2012)年度から新給与制度への移行や各種諸手当の見直しを実施したこと等により財務的計画は達成することができた。平成 25(2013)年度以降も入学者数は引き続き計画を下回っているが単年度の財務的

計画は達成されている。

その後、新たな経営改善計画である、学校法人静岡英和女学院中長期計画を平成 27(2015)年 9 月開催の理事会で策定した。この計画は、平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度を計画対象期間とし、財務運営については、教育活動資金収支差額の 3 億円以上の黒字化や施設設備改修用の内部留保額 10 億円（平成 32(2020)年度）等の目標を定め、平成 28(2016)年度からこの方針に従って予算編成をしている。編成した予算案は、評議員会の意見を聴いた上で理事会で決定しており、予算を変更する時も同様である。また、中長期計画の進捗管理については、平成 29(2017)年 5 月の監事監査で報告される予定であり、同じく決算審査を行う 5 月の理事会・評議員会でも報告される予定であり、中長期計画と予算の整合性を図っている。

教職員に対しては、本学院の理事会、評議員会、事務職員連絡会議等で協議、報告された内容は大学評議員会で説明されており、入学者確保を目指すことの周知が図られている。

今後は、中長期計画に基づき、教学部門との連携を図りながら、時代に即応できる経営運営体制を維持しつつ、本学院を取り巻くステークホルダーに対する説明責任を果たしながら、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】【資料 3-6-4】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

客観的に見て、いまだ安定した財務基盤の確立の途上である。平成 21(2009)年度は法人全体の帰属収支差額は 3 億 6,000 万円の支出超過であり、人件費比率も高かったが、平成 22(2010)年度からの中期事業計画（経営改善計画）により財務状況は順調に改善が進み、平成 23(2011)年度以降は新規の借入金を起こしていない。

学生・生徒募集については、平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度は、大学、短大部の入学者を合わせてほぼ入学定員数を確保した。平成 24(2012)年度以降は目標とする入学者数を確保できずにいるが、大学・短期大学部の経常収支差額及び資金収支差額は平成 22（2010）年度以降 7 年続けての黒字を確保しており、収支バランスは確保できている。

平成 28(2016)年度からの中長期計画においても、学生募集対策と学生数・学納金計画が定められており、この計画に従い、目標達成に向けさらに努力していく。

また、安定した教育研究活動を継続し、経営基盤を強化するには外部資金の確保が必要となる。学生等納付金収入以外の科学研究費補助の増額や、その他各種団体補助金、地方公共団体からの補助金を獲得するため、学内における公募説明会の開催、補助金獲得のための情報収集を積極的に行っている。

寄附金事業については、各学校の教育研究環境の整備、学生生徒の奨学支援等、さらに教育体制を継続して充実することを目的とした基金を設けている。大学・短期大学部には「大学施設設備整備基金」、中学・高校には「校舎改築募金（英和会）」がある他、用途を特定せずに受け入れる法人全体での「かえで基金」がある。寄附金の受け入れ状況は「平成 28 年度寄付金内訳書」のとおりである。【資料 3-6-5】【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】【資料 3-6-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 学校法人静岡英和女学院経営改善計画【資料 1-3-7】と同じ

【資料 3-6-2】 学校法人静岡英和女学院中長期計画【資料 1-3-8】と同じ

【資料 3-6-3】 入学定員充足率の推移表

【資料 3-6-4】 平成 29 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

【資料 3-6-5】 平成 28(2016)年度計算書類【資料 F-11】と同じ

【資料 3-6-6】 寄附金募集要項

【資料 3-6-7】 かえで基金設置要綱

【資料 3-6-8】 平成 28 年度寄付金内訳書

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画に基づく目標を堅持し、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行っていく。また、引き続き業務効率化による経費の圧縮と外部資金の獲得を推し進める。何よりも地域、社会の課題に重点をおいた取組みを推進し、地域の地（知）の拠点となりうる高等教育機関として、教学改革と充実した教育支援、地域貢献等を行っていく。そのためにも、安定した財務基盤を整備しつつ、適切な財政運営を図っていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院は、学校法人会計基準及び「静岡英和学院経理規程」に則り、法人及び大学総務課等で会計処理がなされている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時、担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点があれば、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に問い合わせ指導、助言を受けている。

会計システムの目的別予算を利用し、予算管理を行っている。また、予算執行状況については四半期ごとに常任理事会へ報告し適切な執行管理がされているかを検証している。予算外支出については、部門内予算流用または予備費の支出により対応している。予備費については、毎年、予算上で「予備費（平成 29(2017)年度は 1,000 万円）」を計上し、予備費使用については理事長の承認を得てから執行することとなっている。予算外支出における予備費使用については、計上した予算内であることから、平成 28(2016)年度は増額補正予算を組む必要がない状況であった。

資金運用については、「資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催し審議結果を常任理事会に報告している。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立監査人により私立学校振興助成法第 14 条第 3 号の規定に基づく監査を受けており、会計処理は適正になされている。

平成 28(2016)年度の会計監査では、2 人の公認会計士と 4 人の補助者によって、延べ 30 人で年間 5 日間実施された。監査は、当該年度の監査計画の説明から始まり、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による業務監査でも同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。また、平成 28(2016)年度から内部監査委員会を設け、教職員による内部監査を実施している。【資料 3-7-5】【資料 3-7-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】 静岡英和学院 経理規程

【資料 3-7-2】 2016 年度予備費申請一覧

【資料 3-7-3】 静岡英和学院資金運用規程

【資料 3-7-4】 平成 28(2016)年度資金運用資料

【資料 3-7-5】 平成 28(2016)年度会計監査日程と業務分担表

【資料 3-7-6】 静岡英和学院内部監査規程

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

独立監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、独立監査人の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかなどおり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力、資質の向上を含め、今後もさらなる改善と体制強化を実施していく。

【基準 3 の自己評価】

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度ごとの事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事による監査、独立監査人による監査、ガバナンスの強化を図っている。

事務職員の能力、資質向上として「学内 SD 研修会」実施をはじめ、学外での研修会にも参加している。

環境問題、社会不安等に対処するための各種対策を講じており、節電、省エネルギー対策の実施、安全対策等を行っている。

財務基盤の安定化については、人件費と経費の適正な予算を確保しつつ、教育活動による資金収支差額の黒字化を引き続き満たしていくとともに、課題である入学者の確保に向けて中長期計画に記した施策を実施していく。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、また、独立監査人の監査を受け適正に実施されている。

上記のように、本学院の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、中長期計画を策定し適正な組織、監査体制、会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価について、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と大学学則第 2 条に定めている。これに基づき「静岡英和学院大学自己点検・評価実施規程」を制定した。また、静岡英和学院大学自己点検・評価実施規程第 6 条により、「静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」を設置した。これらの規程に基づき、自己点検及び評価を委員会にて組織的かつ機能的に実施している。平成 27(2015)年度には、大学教授会において、「静岡英和学院大学の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について」を定めた。それにより、自己点検・評価報告書を公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に準じて作成し、大学ウェブサイトを通じて外部に広く公表した。これらの経緯が示すように、本学の自己点検・評価は、PDCA サイクルに対応させた実質的かつ組織的なものとなっている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価実施委員会は、自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、その報告書を作成している。自己点検・評価実施委員会は、学長が委員長となり、副学長、学部長、各学科長、宗教主任、図書館長、学生部長、教務部長および事務部長等で構成され、適切な自己点検・評価を行うことができる体制となっている。

自己点検・評価を PDCA サイクルに対応させ実質的に機能させるため、平成 26(2014)年度に自己点検・評価実施委員会を開催し、自己点検・評価及び第三者認証評価受審に関する理解および今後の進め方に関する学内意識の統一をはかった。平成 27(2015)年度には、自己点検・評価を年度内に実施することを明確にし、早期に改善点を見つけ、次年度に向け対応することを定めた。さらに、自己点検・評価の実施体制についての見直しを行い、適切な体制がとれるよう調整をはかった。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の具体的な活動の始まりは、大学機関別認証評価を財団法人日本高等教育評価機構で受審した平成 22(2010)年度であった。併設する短期大学部も、平成 22(2010)年度に財団法人短期大学基準協会で受審した。

こうした経緯から、事務局は、大学・短期大学部で相違するエビデンスデータを作成しており、その事務業務に多大な時間を費やした。これらを踏まえ、平成 27(2015)年度の自己点検・評価実施委員会では、大学と短期大学部が合同で会議を開催し、自己点検・評価の実質的な運用を強化するために、短期大学部の大学機関別認証評価も、それまでの財団法人短期大学基準協会から公益財団法人日本高等教育評価機構に変更し、大学の認証評価の際に短期大学部も同時に受審することを決定した。また、自己点検・評価の実施周期を 5 年とすること、さらに次回の大学機関別認証評価を平成 29(2017)年度とすることなど、自己点検・評価の具体的な事柄を明確にし、これらは、教授会でも承認された。この自己点検・評価の実施の周期については、平成 27(2015)年度の自己点検・評価の実施により指摘された項目に対する速やかな改善に向けての対応が必要なため、継続して平成 28(2016)年度も自己点検・評価を実施することを、自己点検・評価実施委員会で決定した。このように、自己点検・評価の実施周期を基本的には 5 年としているものの、重要事項の改善等の必要が生じた場合は、適宜対応し改善できる体制が整っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】静岡英和学院大学学則 第 2 条

【資料 4-1-2】静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程

【資料 4-1-3】静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

【資料 4-1-4】静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、社会からの要請や期待に応えるため、本学の建学の精神のもと教育の質の向上をはかっていく。また、大学の使命及び教育目的に沿って、自己点検・評価を適切に実施し、教育や研究水準の維持向上を目指していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学のエビデンスは、現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等を整理したものである。それらのエビデンスを十分に分析し考察を加えることにより、様々な問題点や課題を見い出し、評価・点検の根拠として活用している。エビデンスを通して改善すべき事項を明らかにすることで、客観性の高い自己点検・評価を実施している

と判断できる。本学は、日本高等教育評価機構の様式に準じたエビデンスデータ集を作成し、より客観性の高い自己点検・評価を行った。完成した報告書については、大学ウェブサイト内の学内教職員掲示板で公表したうえで、自己点検・評価実施委員会において記載内容の確認が行われたのちに、大学ウェブサイトに掲載し公表する。

【資料 4-2-1】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、従来各種データを一元的に取り扱う部署は設けず、現状把握のために各部門が必要な情報を収集して分析・整理し、それらを各委員会等で報告・検討する形をとっていたが、平成 27(2015)年度、IR(Institutional Research)を大学のミッションとその実現のための手段と捉え、学内に IR 委員会を設置した。IR 委員会では、様々なデータを収集・整理・分析する体制を置き、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質の向上のため、PDCA サイクルを活用し、本学の教育研究活動の推進を図っている。 【資料 4-2-2】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、自己点検・評価活動の結果を「自己点検報告書」としてまとめ、大学ウェブサイト内の学内教職員掲示板において学内での共有を図るとともに、大学ウェブサイトにも掲載し社会へ公表している。【資料 4-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 大学ウェブサイト 教職員掲示板

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html>

【資料 4-2-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR(Institutional Research)を大学のミッションとその実現のための手段としての情報収集と分析と捉え、その様々なデータを収集・整理・分析する体制を組合せ、教育の質の向上を実現するため、平成 27(2015)年度、学内に IR 委員会を設置し、平成 28(2016)年度には「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」（以下、3つのポリシーという）策定に向け検討を始めるとともに、学生の学修行動把握のための調査の実施を指示した。年度末までに各学科の3つのポリシーを策定し公表した。また学修行動調査も実施し分析に入っている。今後は、この委員会を通じて全学的な3つのポリシー策定の取り組みと各学部、学科、委員会等が独自に検討する項目から集められたデータを分析し、学内の PDCA サイクルを活用しながら、最終的に教育の質保証を目指していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のため PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価のサイクルの仕組みを確立し、機能させることが重要であると考えている。具体的には、平成 27(2015)年度から自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書にまとめた。次に、そこで改善・向上が必要だと判断した事項を、自己点検・評価実施委員会において整理し、教授会に報告するとともに、改善・対応策が必要な各部門は、改善に向けた取り組みを検討し直ちに実施した。このように、本学では組織全体の取り組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度当初に開催した自己点検・評価実施委員会では、大学の質の保証のために、自己点検・評価を実施することを明確にしたほか、PDCA サイクルを組み込んだ組織的なものとするために、自己点検・評価実施委員会のもとに小委員会を設けて『自己点検評価書』を作成する体制も具体的に整備した。今後は、自己点検・評価の実施による改革活動を PDCA サイクルに対応させて展開するために、自己点検・評価実施委員会において、問題提起された諸課題や改革案について積極的に検討を行っていく。学長を中心にした経営会議へ提案していく体制を明確にし、一層の改善・改革を推進していく。

[基準 4 の自己評価]

本学では、「3つのポリシー」に基づく教育活動の質保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的かつ適切に自己点検・評価を実施する仕組みを明確にしている。

このために、現状把握に必要な調査や基礎データ及び資料を IR 委員会で十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を社会に公表した。

教育研究組織が相互に有機的に連携したものとなっており、教育研究の改善と向上に結びつく仕組みが構築されている。このように、自らの自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立していることで、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

本学は「愛と奉仕の実践」を建学の精神として掲げているが、その前身である静岡英和女学院短期大学より、情操教育、知性教育、実践教育を通じて、建学の精神の実現を目指す教育活動を推進してきた。平成14(2002)年の4年制大学創設に伴い、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取り組んできている。

ボランティアセンターの活動は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員による組織「ボランティア委員会」およびボランティアコーディネーターが事業計画を立て、その具体的な実施にあたっては学生スタッフの立場で主体的に関わる学生たちの参画を得て企画・運営を行い、学内における取り組みとともに地域貢献に繋がる個人やグループの活動を積極的に支援している。【資料A-1-1】

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

ボランティア活動の拠点として、学内に設置されたボランティアセンターには、ボランティアコーディネーターが常駐し、教員が組織するボランティア委員会とともに、学生主体のボランティア活動を支援している。

活動推進に関わる取り組みと、ボランティアセンターが支援する学生主体のボランティア活動の取り組みの詳細、およびその他の取り組みについては、以下の通りである。

《ボランティアセンターの活動推進に関わる取り組み》

1) 活動の情報提供・調整

地域から寄せられる情報を学内掲示やチラシ・ウェブサイト等を通じて広報し、また教員の協力を得て授業やゼミで呼びかけるなど、様々な形で発信している。

2) 活動の広報・啓発

「ボランティア募合同説明会」や静岡県ボランティア協会による「サマーショートボランティア小冊子」の配布により、学生たちの関心を高めるなどして、ボランティア活動に参加しやすい環境作りなどを行っている。

学園祭「楓祭」では「ボランティア展」を設け、グループ活動を紹介する展示をし、地域の福祉施設・団体（ウィングハート、ワーク薬師、ベンチタイム、フォルテあしくぼ等）の方々に自主製品の販売や広報の場として活用していただき、学生、教職員だけでなく来場された一般の方々に向けても広く学生や地域の取り組みを伝え、啓発に繋げている。平成26(2014)年11月の学園祭では「生命のメッセージ展」を開催し、突然の事故や事件に巻き込まれて亡くなられた若者たちの遺品を展示し、生命や人と人との繋がりについて考える機会として、また被害に遭われた方々やそのご遺族に対しての支援活動に協力することを目的として開催した。平成28(2016)年の学園祭では東北復興支援プロジェクト『希望の環』の協力を得て、東日本大震災で被災した生産者の商品を販売した。引き続き東日本大震災への支援を行う予定である。

学生の取り組みの様子については、参加学生の意欲の向上や一般学生の関心が向くようブログを通じて随時紹介している。【資料A-1-2】

3) 個人・グループへの支援・相談受付

個人の参加に向けての相談やグループ立ち上げの支援、活動を軌道に乗せ継続していく上での支援、またグループ同士のネットワーク作りなどを行っている。

年度末には「ボランティア交流報告会」を開催し、活動の振り返りや他の活動者との情報交換や交流を行うことで、更なる活動の充実や広がりを目指している。

4) 学修・研修機会の提供

学修・研修会として「ボランティア講演会」と「ぼらんていあ・ランチセミナー」がある。ボランティア講演会では、地域で活躍されている様々な分野の施設や団体の方々を招いている。平成28(2016)年には、静岡市くらし・仕事相談センターの方を講師に招き、同センターが行う生活困窮者自立支援の実際について学生たちが学ぶ機会を作った。平成27(2015)年のランチセミナーには社会福祉法人静岡いのちの電話研修委員を招き、「人が生きるとは」というテーマの元、活動について話を伺った。平成29(2017)年度も同様に活動を行う予定である。【資料A-1-3】 【資料A-1-4】

5) 活動参加プログラムの創出

平成29(2017)年度も引き続き、大学の地域貢献活動の一環として、また学生自身が大学および大学周辺に目を向け身近な環境に関心を持てるような機会として「エコウォーク」と「英和ECO大作戦」を実施する。第1～3回（5、7、12月）はエコウォークとして約3キロの通学路及び周辺道路を清掃し、10月にはECO大作戦として近隣池田山団地の地域住民と共に公園清掃を行う予定である。 【資料A-1-5】 【資料A-1-6】

《難民支援及び災害時支援の取り組み》

1) ブルンジ難民支援のための物資の収集活動

「ブルンジ難民支援の会」で活動されるルーテル菊川教会牧師夫妻のお話を伺ったことをきっかけに、平成17(2005)年に学内で難民支援のための物資の提供を呼び掛け収集活動が始まった。当初は宗教委員会が中心となっていた活動であるが、平

成21(2009)年度からは学生グループ「絵本を贈る会」が引継いだ。衣類や楽器の提供及び送料カンパを「礼拝」や授業を通じて広く呼び掛け、物資受付け・梱包作業などを担っている。平成28(2016)年は、195点の物資（ダンボール4箱分）と、15,646円の送料支援を行うことができた。【資料A-1-7】

2) 災害時の募金活動・物資提供

国内外で大災害が発生した際には、学生スタッフが中心となり、随時募金活動に取り組んでいる。本学には、多くの外国人留学生在籍していることから、自国の被災者支援のためにと、外国人留学生自ら募金の呼びかけを行う動きもある。礼拝時や校舎の出入り口等で呼びかけを行い、集められた募金は、現地で支援活動を行う日本赤十字社や赤い羽根協同募金、NGO、被災学生家族などに届けている。

これまで、国内では東日本大震災や熊本地震、鳥取中部地震、海外ではネパール大地震などの地震や緊急医療支援などの被災地支援に取り組んでいる。平成28(2016)年には、熊本地震（平成28(2016)年4月）、平成28年台風10号（平成28(2016)年8月）、鳥取中部地震（平成28(2016)年10月）といった災害時に募金活動を行い、世界食糧デーや海外たすけあい募金等でも募金活動を行った。

熊本地震の際には、学内で缶詰やカップ麺、即席みそ汁の提供を呼びかけ、NPO法人フードバンクふじのくにを通して被災地に食料を送った。【資料A-1-8】

2) ボランティア活動を実践する各グループ（サークル活動を含む）による活動

学生たちは、学内学外でグループを形成し、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいる。

「絵本を贈る会」は、「絵本を届ける運動」を主催するNGOを通してアジアの国々に絵本を届けている。学園祭にて模擬店を出店したりフェアトレード商品を販売したりして、資金作りを行い、その資金で購入した絵本に現地語の訳語シールを貼り付けしNGOに託している。平成15(2003)年から始まり、これまで328冊の絵本を贈った。

「カラフルパンチ」は、音楽ボランティアサークルとして児童・高齢者・障害者等の施設を訪問したり、子育て支援を行う団体等の企画に協力したりして、手遊びやパネルシアター・音楽を取り入れた公演活動を行っている。継続的な公演依頼をしてくださる団体もあり、地域からの期待は大きなものがある。また保育課程で学ぶメンバーにとっては実践の中から多くのことを学び取ることができている。

「ココッピー」は、リハビリが必要な障害児のいる家庭に対して、他の兄弟姉妹の育児支援を行うグループで、平成27(2015)年に活動を始めた団体である。静岡県立静岡中央特別支援学校内で、リハビリ訓練を行う静岡心理療育訓練会と連携して活動を行っている。

以上のグループ以外にも、発達障害児・者や更生施設で生活する子どものキャンプ、24時間テレビ、被災地の子どもとの集い、福祉施設での余暇支援などで活動が続けられている。各グループの活動が継続していけるよう、学生自ら「ボランティア募合同説明会」や「ボランティア展」、「ボランティア交流報告会」で後輩たちに活動を伝えていくとともに、ボランティアセンターでもその取り組みを支えている。

【資料A-1-9】

《その他の取り組み》

1) 授業との連携

コミュニティ福祉学科の子育て支援事業「みんなであちよぼ」や「はびねすEIWAカレッジ」で、実践的な場面を通して学びを深めるためボランティア体験学修を取り入れている。 【資料A-1-10】 【資料A-1-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程

【資料 A-1-2】 ボランティア合同説明会

【資料 A-1-3】 2016 年度ボランティア講演会

【資料 A-1-4】 2016 年度ぼらんていあ・ランチセミナー

【資料 A-1-5】 平成 28(2016)年、平成 29(2017)年 ECO ウォーク資料

【資料 A-1-6】 平成 28(2016)年度英和 ECO 大作戦資料

【資料 A-1-7】 ブルンジ難民支援

【資料 A-1-8】 熊本地震食料提供のお願い

【資料 A-1-9】 平成 28(2016)年度ボランティア交流報告会資料

【資料 A-1-10】 学生による子育てぱま広場「みんなであちよぼ」

【資料 A-1-11】 はびねす☆EIWA カレッジ 2016

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

ボランティア活動は、学生の自主性を重んじることが重要であり、学生に対する動機付けの観点求められる。そのために、ボランティア活動内容を学生に周知し、内容を理解してもらうことが求められる。現在、大学ウェブサイトやボランティアセンターブログあるいは、大学内の放送、毎週水曜日に行われている礼拝を利用して、情報提供を学生自らが行っているが、今後も継続して、より多くの情報提供の場を見つけ出して、活用していく。またその活動の成果を称え、多くの学生に関心を持つ機会を作るために、課外での積極的な取り組みを奨励する制度を設け、平成 28(2016)年度は「社会活動奨励賞」として学生および学生団体を卒業式において表彰した。この制度は、本学の建学の精神を体現するような学生の活動を表彰する制度として、平成 29(2017)年度より規程を整備し、充実を図る予定となっている。

新たなボランティア活動の場を見つけ出すために、本学の学生主体のボランティア活動について、活動内容を地域社会により多く知らせていくことも重要であり、その効果的な方法について検討していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、建学の精神の具体的実践の場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心として全学的なボランティア活動を行うとともに、地域貢献に繋がる

取組みへの支援も行っている。また、ボランティアセンターは、学生の情操と知性を統合する場として重要な教育的機能も果たしている。今後も、建学の精神を具現化する場として一層の活性化を図る必要がある。

IV. 大学が使命、目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 B. グローバル化

B-1 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

B-1-①の視点 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営

B-1-②の視点 留学センターの活動

B-1-③の視点 国際交流

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 留学生の受け入れの意味と留学生センターの運営

本学はさまざまな国から留学生を受け入れている。それはまさに大学のグローバル化といえる。講義などでいくらグローバル化の意味を説明したとしても、一度も外国人と交流したことがない、ましてや見たこともないというのではグローバル化というものを知らないのと同じことである。留学生と日本人学生が共に学び、交流することによって、学生たちは互いに刺激しあい、多種多様な価値観や視点があることに気づく。言い換えればお互いに異国の文化、習慣がいかなるものかを理解することによって、グローバル化というものを実体験できると思われる。特に本学の学生のように、静岡で生まれ静岡で育ち、同じ年齢の人としか交流したことのない学生たちにとって、留学生との交流の意義はより大きいのである。

留学生の受け入れ組織として、留学生センターが設けられている。これまで留学生センターには常駐のスタッフが1人だけで、学生部長が留学生委員長を兼務していたが、平成 29(2017)年 4 月からは留学生センター長を新たに置き、留学生への対応を強化し、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理している。またボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人と留学生の交流を活発に行っている。

B-1-② 留学生センターの活動

留学生センターは留学生の悩みなどを聞く相談室の機能以外に、日々さまざまな活動を行っている。

<生活サポート>

留学生たちがスムーズに学生生活を送れるよう、生活、修学、各種手続き、病気等さまざまな相談にのっている。また留学生に役立つ情報、資格、進学、住まい、アルバイトなどの情報発信も行っている。平成 28(2016)年度の相談、面談、各種問い合わせの回数は 431 回にも及んでいる。【資料 B-1-1】

<語学、日本文化などの講座>

1) 日本語能力試験対策講座

留学センターでは留学生のために日本語能力試験に向けて年 2 回（4 月、9 月）対策

講座を行っている。その結果、対策講座を行っていなかった頃に比べると、日本語能力試験に積極的に取り組む姿勢が見られるようになった。

この他に日本人のボランティア学生が、日本語を勉強したい留学生に一对一で日本語を教えている。【資料 B-1-1】

2) 英語勉強会

本学のフィリピン育ちの日本人学生が、週に1回留学生と日本人向けに英語勉強会を催している。昨年まではイギリス人の教員が行っていたものを引き継いだものである。これは学生が自分の持っているスキルを活かし、留学生と日本人に英語を教えるという画期的な試みである。留学生と日本人が、お互いに言語を学びあうということはまさに国際交流といえるものである。さらに文化、習慣なども学ぶことができ、英語を通じて留学生と日本人が交流でき、異文化を知る場となり、言い換えればグローバル化の実践ということができる。【資料 B-1-1】

3) 日本文化（華道）

留学生は授業のなかで、日本文化を体験することはなかなかできないが、留学センターでは留学生に華道という日本文化に触れられる場も提供している。こうした日本文化を体験することにより、留学生は日本文化の精神性をも学ぶことができたと思われる。

【資料 B-1-1】

4) 日本文化（日本舞踊）

平成 28(2016)年 11 月 3 日、「平和へのかけ橋～富士山三保子によせて～」と題して、日本舞踊を留学生がグランシップで披露した。これは留学生が授業の空いている時間を使って日本舞踊の先生から習い、特訓した成果である。日本人の若者が日本舞踊にあまり関心を示さない中で、留学生が日本舞踊にチャレンジしたことで、人々の注目を浴び、地元の新聞でも紹介された。【資料 B-1-2】

B-1-③ 国際交流

1) 留学生と地域の交流会

留学生が日本人学生だけでなく、地域の方を招き、自国の文化などを紹介する会が年1回開催されている。平成 28(2016)年度の「国際交流フェア in 英和」では、地域の方や留学生などが約 80 人集まった。11 月に行われたグランシップでの日本舞踊をここでも披露し、地域の方々から賞賛された。また中国人の留学生が二胡を演奏し、参加者は異文化の音楽に感銘を受けていた。この交流会は日ごろ留学生がなかなか交わったことのない地域の方々に接する良い機会でもあり、留学生がそれぞれの国の歴史、食文化、伝統などを地域の人々に発信できる機会にもなっている。このように互いに交流することによって、偏見や差別がなくなり、相互に価値を認めあい尊重して、初めて共存することが可能になるのである。【資料 B-1-1】

2) ふじのくに留学生親善大使

平成 28(2016)年 6 月 16 日、ふじのくに留学生親善大使委嘱式が静岡県庁で開催された。昨年度は静岡県内で選ばれた学生 20 人のうち、本学から中国、韓国、ベトナムの留学生 4 人が任命された。選ばれた学生たちは県のさまざまな催しに参加した。例えば静岡県国際交流協会が主催した「アースカレッジ」で、一般の方々に自国の文化、観光地などを紹介した。【資料 B-1-3】

3) 留学生日本語弁論大会

毎年行われている留学生日本語弁論大会静岡県大会に本学の学生も参加した。留学生センターが設立されていなかった頃は、本学から参加者はいなかったが、留学生センターが設立されてからは毎年学生が参加するようになっている。そのうえ毎年好成績を収めている。平成 28(2016)年はミャンマーの学生がスピーチし、見事努力賞を獲得した。【資料 B-1-1】

4) オーストラリア短期留学

毎年、オーストラリアのブリスベンにあるクイーンズランド大学への 3 か月留学を行っている。期間は平成 28(2016)年度は 4 月 11 日から 7 月 19 日の 3 か月間で、このプログラムには語学研修とともに現地でのインターンシップも含まれている。その他にもニュージーランド、フィリピンでの 2 週間ほどの語学研修プログラムが行われた。【資料 B-1-4】【資料 B-1-5】

5) 韓国短期留学

昨年度より韓国のペジエ大学と提携を結び、短期大学部からの希望者 2 人が平成 28(2016)年 8 月 6 日～19 日の 14 日間サマースクールに参加した。本学では大学、短期大学部とも韓国語が授業として設置されているだけでなく、独学で韓国語を学んでいる学生も少なからずいる。このサマースクールでは韓国語を学ぶだけでなく、韓国の大学生と交流ができ、韓国の文化、習慣にも触れることができる良い機会である。【資料 B-1-6】

6) その他の地域交流

その他にも県主催、市主催の企画、たとえば「世界お茶まつり」、「東アジア 食と農フォーラム」などの国際会議に本学の留学生が参加し、ボランティアで通訳などの役割を果たしている。【資料 B-1-1】

【エビデンス集・資料集】

【資料 B-1-1】 留学生センター事業報告【資料 2-3-16】と同じ

【資料 B-1-2】 平和へのかけ橋～富士山三保子によせて～

【資料 B-1-3】 アースカレッジちらし

【資料 B-1-4】 オーストラリア留学プログラム【資料 2-1-14】と同じ

【資料 B-1-5】 ニュージーランド、フィリピン語学研修プログラム【資料 2-1-15】と同じ

【資料 B-1-6】 ペジェ大学サマースクール資料

(3) B-1 の改善・向上方策

留学生センターが設立される前は、学生課（現・学務課）が留学生の問題を取り扱っていたが、留学生増加に伴い、留学生センターを開設することになった。留学生センターの開設の意味は大きく、留学生相談室の役割を担うだけでなく、日本人学生、ひいては地域の方々との交流の場所にもなっている。

これまでは常駐スタッフが1人であるために、スタッフの負担が大きかった。学務課のスタッフもサポートをしていたが、学務課には学務課の担うべき役割があり、留学生センターをサポートするには限りがあった。しかし平成 29(2017)年 4 月より、留学生センターに留学生センター長を置き、2 人体制となった。留学生の支援だけでなく、グローバル化に向け、国際交流が一層活発になることが期待される。

【基準 B の自己評価】

留学生センター設立により、留学生のケアはもちろんのこと、日本人学生や地域との交流活動が盛んに行われるようになった。その結果、入学前から留学生センターの存在を知っている留学生が増加してきている。また留学生が学外で活躍する場も多くなり、県や市にも認知され、県や市主催の催しで本学の留学生がボランティア通訳としての役割を果たすようになっている。留学生にとって学外での活動は大変重要なものである。日本文化、生活習慣を知るにはこうした催しに参加することによって、日本への理解が深まる一方、留学生が日本人に向けて自分の国の文化、習慣を伝えるにも良い機会である。これこそまさに異文化交流であり、グローバル化といえる。今後も留学生と日本人学生が協力し合い学内外で活躍する機会を作り、グローバル化を一層進めていく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡英和学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	University guide 2018	
【資料 F-3】	大学学則	
	静岡英和学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	CAMPUS GUIDE 2017	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	Campus map	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 29 年度役員（理事・監事）・評議員名簿、理事会開催・出席状況、評議員会開催・出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24～28 年度 計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	2017 履修要項・講義内容	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	大学要覧 2016	
【資料 1-1-3】	大学ウェブサイト	
	http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/	
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE 2017(学生便覧)【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-5】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 1-1-6】	大学ウェブサイト 学長あいさつページ	
	http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting/	

静岡英和学院大学

【資料 1-1-7】	創立 130 周年記念式典資料	
【資料 1-1-8】	1551 企画資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-2-2】	大学ウェブサイト学部長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/greeting/	
【資料 1-2-3】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 1-2-4】	グローバルスカラシップ 広報用チラシ	
【資料 1-2-5】	中長期計画 進捗管理表	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教職員研修会(平成 29(2017)年 3 月 14 日(火))資料	
【資料 1-3-2】	2017 年度 新任者オリエンテーション配布資料	
【資料 1-3-3】	大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー(大学) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
【資料 1-3-4】	CAMPUS GUIDE 2017【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-3-5】	広報誌「Maple 通信」No.33	
【資料 1-3-6】	広報誌「EIWA UNIVERSE」第 14 号、第 15 号	
【資料 1-3-7】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画	
【資料 1-3-8】	学校法人静岡英和女学院中長期計画	
【資料 1-3-9】	本学の 3 つのポリシー【資料 1-3-3】と同じ	
【資料 1-3-10】	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程	
【資料 1-3-11】	University guide 2018【資料 F-2】と同じ	
【資料 1-3-12】	2016 年度学科別委員等一覧	
【資料 1-3-13】	静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則	
【資料 1-3-14】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	
【資料 1-3-15】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学部学科の教育目的 (2018 年度入学試験要項の該当ページ)	
【資料 2-1-2】	アドミッション・ポリシー (2018 年度入学試験要項の該当ページ)【資料 2-1-1】と同じ	
【資料 2-1-3】	本学ウェブサイト アドミッション・ポリシー http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/ 【資料 1-3-3】と同じ	
【資料 2-1-4】	2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 2-1-5】	入試問題作成要領	

静岡英和学院大学

【資料 2-1-6】	入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	e-learning プログラムの資料	
【資料 2-1-8】	「会計学」の講義内容（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-1-9】	ANA エアラインスクールの資料	
【資料 2-1-10】	観光産業特論（学則の該当ページ）	
【資料 2-1-11】	2 分野の定員設定（2018 年度入学試験要項の該当ページ）	
【資料 2-1-12】	SSW（2016 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-1-13】	創立 130 周年から～静岡英和学院の未来に向けて～	
【資料 2-1-14】	従来 of 長期海外留学プログラム資料	
【資料 2-1-15】	短期海外留学プログラム資料	
【資料 2-1-16】	静岡市との包括連携協定書	
【資料 2-1-17】	「地域創造フィールドワーク」の講義内容（2017 講義要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-1-18】	静岡市社会福祉協議会との包括連携協定書	
【資料 2-1-19】	コミュニティ福祉学科「基礎演習 I～IV」の講義内容（2017 講義要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-1-20】	入試制度改革（グローバルスカラシップ、グローバル入学試験、AO 入学試験）（2018 年度入学試験要項の該当ページ）	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大学設置基準第 19 条、第 20 条	
【資料 2-2-2】	静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 2-2-3】	カリキュラム・ポリシー（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ） 【資料 F-5】と同じ	
【資料 2-2-4】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-5】	「科目ナンバリング」の導入について	
【資料 2-2-6】	2017 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い	
【資料 2-2-7】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-8】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-9】	人間社会学科の教育目的（2018 年度入学試験要項の該当ページ）【資料 2-1-1】と同じ	
【資料 2-2-10】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-11】	コミュニティ福祉学科の教育目的（2018 年度入学試験要項の該当ページ）【資料 2-1-1】と同じ	
【資料 2-2-12】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-13】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-14】	習熟度別クラス編成資料	
【資料 2-2-15】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-16】	自己ブランドノート資料	

静岡英和学院大学

【資料 2-2-17】	社会福祉士国家試験受験対策講座資料	
【資料 2-2-18】	FD 委員会規程	
【資料 2-2-19】	3 つの方針（ポリシー）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	オリエンテーション資料	
【資料 2-3-2】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-3-3】	専任教員担当時間表	
【資料 2-3-4】	オフィスアワー（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-3-5】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-3-6】	GPA の利用（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-3-7】	保護者会次第、当日資料	
【資料 2-3-8】	中途退学者に対する図書館の協力	
【資料 2-3-9】	「退学」「休学」聞き取り項目（チェックシート）	
【資料 2-3-10】	保護者会面談希望者一覧	
【資料 2-3-11】	退学・休学に関する資料（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-3-12】	授業改善のためのアンケート資料	
【資料 2-3-13】	提案箱についての資料	
【資料 2-3-14】	大学生活に関する卒業生アンケート	
【資料 2-3-15】	留学生センターについて（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-3-16】	2016 年度留学生センター事業報告	
【資料 2-3-17】	静岡英和学院大学教務委員会規程	
【資料 2-3-18】	静岡英学院大学学生委員会規程	
【資料 2-3-19】	非常勤講師のオフィスアワー具体例（2017 履修要項・講義内容該当ページ）	
【資料 2-3-20】	「教育改革推進事業」学内公募資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	静岡英和学院大学学則 第 16 条、第 18 条	
【資料 2-4-2】	静岡英和学院大学学則 第 19 条、第 20 条、第 21 条【資料 2-4-1】と同じ	
【資料 2-4-3】	留学者の単位認定について	
【資料 2-4-4】	2017 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い【資料 2-2-6】と同じ	
【資料 2-4-5】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-4-6】	授業用ハンドブック	
【資料 2-4-7】	静岡英和学院大学学則 第 40 条	
【資料 2-4-8】	卒業判定に関するマニュアル	
【資料 2-4-9】	大学ウェブサイト ディプロマ・ポリシー http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/ 【資料 1-3-3】と同じ	

静岡英和学院大学

2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-5-2】	進路希望に関するアンケート	
【資料 2-5-3】	インターンシップ関係資料	
【資料 2-5-4】	キャリア支援課によるキャリア支援資料	
【資料 2-5-5】	キャリア支援・就職支援講座関係資料	
【資料 2-5-6】	留学生への就職支援関係資料	
【資料 2-5-7】	保護者向け就職説明会（保護者ができる就職支援セミナー）関係資料	
【資料 2-5-8】	業界勉強会関係資料	
【資料 2-5-9】	資格取得等対策講座（公務員・日商簿記 3 級）関係資料	
【資料 2-5-10】	資格取得等対策講座（学内実施検定）関係資料	
【資料 2-5-11】	資格取得等対策講座（公立保育模擬試験）関係資料	
【資料 2-5-12】	企業ニーズ調査結果資料	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2017 履修要項・講義内容【資料-12】と同じ	
【資料 2-6-2】	2016 年度学修行動基礎調査	
【資料 2-6-3】	平成 28(2016)年度の授業改善のためのアンケート【資料 2-3-12】と同じ	
【資料 2-6-4】	授業公開の案内	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	静岡英和学院大学学生委員会規程【資料 2-3-18】と同じ	
【資料 2-7-2】	学務課の事務分掌	
【資料 2-7-3】	学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル	
【資料 2-7-4】	保健室年報	
【資料 2-7-5】	学内 AED 配置図	
【資料 2-7-6】	学生相談室年間報告（保健室年報内）	
【資料 2-7-7】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-7-8】	静岡英和学院大学私費外国人留学生授業料等減免規程	
【資料 2-7-9】	2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 2-7-10】	学生食堂の週間献立表	
【資料 2-7-11】	通学について（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-7-12】	社会活動奨励賞資料	
【資料 2-7-13】	大学生生活に関する卒業生アンケート【資料 2-3-14】と同じ	
【資料 2-7-14】	学生提案箱資料【資料 2-3-13】と同じ	
【資料 2-7-15】	図書館ゼミ活動制度について	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任	

静岡英和学院大学

	用及び昇任に関する規程	
【資料 2-8-2】	静岡英和学院大学人事委員会規程	
【資料 2-8-3】	静岡英和学院大学人事委員会内規	
【資料 2-8-4】	静岡英和学院大学教員任用基準	
【資料 2-8-5】	文部科学省による平成 25(2013)年度「学校教員統計調査」	
【資料 2-8-6】	女性研究者研究活動支援事業（拠点型）	
【資料 2-8-7】	男女共同参画推進のための共同宣言	
【資料 2-8-8】	静岡英和学院大学教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-9】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ	
【資料 2-8-10】	常任理事会次第(平成 29(2017)年 3 月 13 日開催)	
【資料 2-8-11】	授業改善のためのアンケート【資料 2-3-12】と同じ	
【資料 2-8-12】	過去 5 年間の教職員研修会一覧	
【資料 2-8-13】	授業時における外国人留学生への配慮のお願い	
【資料 2-8-14】	基礎教育科目担当者連絡会資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	多目的運動場の使用に関する内規	
【資料 2-9-2】	体育館使用内規	
【資料 2-9-3】	キャンパス案内（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-9-4】	図書館の利用について（CAMPUS GUIDE 2017 の該当ページ）	
【資料 2-9-5】	大学ウェブサイト 図書館 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/	
【資料 2-9-6】	図書館通信 第 41 号、第 40 号	
【資料 2-9-7】	新入生利用ガイダンス資料（図書館利用案内）	
【資料 2-9-8】	ゼミ向け図書館利用ガイダンス資料（図書館利用案内）【資料 2-9-7】と同じ	
【資料 2-9-9】	平成 25(2013)年度の PC 教室整備の資料	
【資料 2-9-10】	新入生宛に渡しているノート PC 購入申込書	
【資料 2-9-11】	無線 LAN アクセスポイント MAP	
【資料 2-9-12】	後援会整備の PC に関する資料（現場写真）	
【資料 2-9-13】	耐震補強工事に関する資料	
【資料 2-9-14】	静岡英和学院大学 バリアフリー化計画	
【資料 2-9-15】	2016 年度地震防災避難訓練実施要項	
【資料 2-9-16】	2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画	
【資料 2-9-17】	学生提案箱資料【資料 2-3-13】と同じ	
【資料 2-9-18】	教室設備一覧（授業用ハンドブックの該当ページ）	
【資料 2-9-19】	2017 履修要項・講義内容の該当ページ	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目

静岡英和学院大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-1-2】	創立 130 周年から～静岡英和学院の未来に向けて～【資料 2-1-13】と同じ	
【資料 3-1-3】	平成 29(2017)年度 法人組織図【図 1-3-1】と同じ	
【資料 3-1-4】	理事会次第（平成 27(2015)年 3 月 30 日開催）	
【資料 3-1-5】	規程集目次【資料 F-10】と同じ	
【資料 3-1-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-7】	公的研究費等の管理・運営に関する基本方針	
【資料 3-1-8】	2016 年度の節電対策について	
【資料 3-1-9】	静岡英和学院の個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-10】	静岡英和学院セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-11】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 3-1-12】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱	
【資料 3-1-13】	2016 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-15】と同じ	
【資料 3-1-14】	2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画【資料 2-9-16】と同じ	
【資料 3-1-15】	静岡英和学院ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.jp/	
【資料 3-1-16】	大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/	
【資料 3-1-17】	CAMPUS GUIDE2017【資料 F-5】と同じ	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-2-2】	平成 28 年 9 月 29 日理事会会議次第及び議案書	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-15】と同じ	
【資料 3-3-2】	静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-3-3】	静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則【資料 1-3-13】と同じ	
【資料 3-3-4】	静岡英和学院大学学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-3-5】	学生懲戒規程	
【資料 3-3-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-14】と同じ	
【資料 3-3-7】	静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則【資料 1-3-13】と同じ	

静岡英和学院大学

【資料 3-3-8】	教授会規則第4条第1項第3号に定める事項	
【資料 3-3-9】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料1-3-15】と同じ	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-4-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-14】と同じ	
【資料 3-4-3】	大学評議会次第（平成 29(2017)年 3 月開催）	
【資料 3-4-4】	今年度初回理事会で配布予定の理事長の方針案【資料 2-1-13】と同じ	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程【資料 1-3-10】と同じ	
【資料 3-5-2】	事務分掌表	
【資料 3-5-3】	平成 29 年度当初事務職員人事異動方針	
【資料 3-5-4】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-5-5】	平成 28 年度 事務職員連絡会議開催状況	
【資料 3-5-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-14】と同じ	
【資料 3-5-7】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-15】と同じ	
【資料 3-5-8】	事務分掌表【資料 3-5-2】と同じ	
【資料 3-5-9】	SD の全学的実施方針及び計画	
【資料 3-5-10】	2016 年度事務研修会開催状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画【資料 1-3-7】と同じ	
【資料 3-6-2】	学校法人静岡英和女学院中長期計画【資料 1-3-8】と同じ	
【資料 3-6-3】	入学定員充足率の推移表	
【資料 3-6-4】	平成 29 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ	
【資料 3-6-5】	平成 28(2016)年度計算書類【資料 F-11】と同じ	
【資料 3-6-6】	寄附金募集要項	
【資料 3-6-7】	かえで基金設置要綱	
【資料 3-6-8】	平成 28 年度寄付金内訳書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	静岡英和学院 経理規程	
【資料 3-7-2】	2016 年度予備費申請一覧	
【資料 3-7-3】	静岡英和学院資金運用規程	
【資料 3-7-4】	平成 28(2016)年度資金運用資料	
【資料 3-7-5】	平成 28(2016)年度会計監査日程と業務分担表	

【資料 3-7-6】	静岡英和学院内部監査規程	
------------	--------------	--

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学学則 第2条	
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	大学ウェブサイト 教職員掲示板 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html	
【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
なし		

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携		
【資料 A-1-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程	
【資料 A-1-2】	ボランティア合同説明会	
【資料 A-1-3】	2016 年度ボランティア講演会	
【資料 A-1-4】	2016 年度ぼらんていあ・ランチセミナー	
【資料 A-1-5】	平成 28(2016)年、平成 29(2017)年 ECO ウォーク資料	
【資料 A-1-6】	平成 28(2016)年度英和 ECO 大作戦資料	
【資料 A-1-7】	ブルンジ難民支援	
【資料 A-1-8】	熊本地震食料提供のお願い	
【資料 A-1-9】	平成 28(2016)年度ボランティア交流報告会資料	
【資料 A-1-10】	学生による子育てばばママ広場「みんなであちよぼ」	
【資料 A-1-11】	はびねす☆EIWA カレッジ 2016	

基準 B. グローバル化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. グローバル化		
【資料 B-1-1】	留学生センター事業報告【資料 2-3-16】と同じ	
【資料 B-1-2】	平和へのかけ橋～富士山三保子によせて～	
【資料 B-1-3】	アースカレッジちらし	
【資料 B-1-4】	オーストラリア留学プログラム【資料 2-1-14】と同じ	
【資料 B-1-5】	ニュージーランド、フィリピン語学研修プログラム【資料	

	2-1-15】と同じ	
【資料 B-1-6】	ペジエ大学サマースクール資料	